

預金の帰属

2003年10月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成14年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に、「各国銀行取引約款の検討—その1・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学教授）とに分けて研究を続けている。

第2分科会では、平成11年度・12年度に、「消費者との銀行取引における法律問題について」を、また平成13年度に「金融取引における『利息』概念の検討」をテーマとして研究を行い、それぞれ報告書を発表した。その後、同分科会では、平成14年度研究テーマとして「預金の帰属」を取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成15年度は「債権・動産等にかかる担保法制の問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

ちなみに、第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けているところである。

本報告書では、第1章で「預金者の認定について」、第2章で「信託的に帰属する預金」、第3章で「当事者複数の預金の帰属」、第4章で「譲渡性預金、貸付信託および無記名債権」、第5章で「いわゆる誤振込における預金の帰属等について」、第6章で「預金の帰属をめぐる民事手続法上の問題」を取り上げている。ここでは預金の帰属に関連する問題が網羅的に取り上げられており、かつ、いずれも銀行取引の法律問題として、古くから取り上げられ、今日もさらに学説・判例上も、また実務上の取扱いにおいても論じられている問題であると考えられる。本報告書が以上のような問題についての実務上の取扱いや研究にあたって、何らかの参考になれば幸いである。

なお、本研究会には、UFJ銀行コンプライアンス統括部法務室関口調査役および林調査役にオブザーバーとして参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会金融調査部をお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成15年10月
金融法務研究会座長
前田 庸

目 次

序	1
第1章 預金者の認定について	2
1 はじめに	2
2 預金者の認定に関する学説・判例	3
3 銀行実務の変化と預金者の認定	6
第2章 信託的に帰属する預金	9
1 問題点の整理	9
2 各種解決方法の比較——信託法理による解決の意義	9
3 具体的に信託的預金を認定する際の問題	11
4 裁判例	13
5 まとめ	18
第3章 当事者複数の預金の帰属	20
1 検討の対象	20
2 団体型の預金の帰属	21
3 複数名義の預金の帰属	26
4 まとめ	29
第4章 譲渡性預金、貸付信託および無記名債権	32
1 譲渡性預金	32
2 貸付信託	34
3 無記名債権	37

第5章	いわゆる誤振込における預金の帰属等について	41
序		41
1	判例	41
2	学説	49
3	我が国における法制の在り方	58
第6章	預金の帰属をめぐる民事手続法上の問題	76
1	預金の帰属が問題となる民事手続法上の局面	76
2	差押えの対象としての預金の発見・把握	78
3	差押えにおける預金の特定	82
4	預金の執行債務者への帰属	90

序

預金の帰属に関しては、従来、主として無記名定期預金について、「預金者の認定」の問題として議論されてきた。しかし、この問題は、現在、もっと大きな広がりを持つようになってきた。

すなわち、一方で、伝統的な預金者の認定の問題についても、記名式の預金における預金者の認定が中心的な問題となり、しかも、いわゆる本人確認法の下で預金者の認定が厳格に行われるようになった状況において、これをどのように考えるかが課題となっている。もともと、預金者の認定が問題となったのは、預金口座開設時において預金者の確認を厳格に行わない無記名定期預金についての銀行実務から端を発しており、諸外国と比較しても特殊な状況があった。この報告書では、このような問題状況の分析と前述した新しい状況の下での課題を検討することにした。

また、他方で、伝統的な預金者の認定の問題として考えるのは適当でない問題が出現している。例えば、関係者の一定の業務に関連して、ある者が他人の金銭を預かりこれを預金している場合に、この預金をだれの預金として扱うのは適当かが問題となっている。また、団体の預金においては、これを誰かの単独名義の預金として開設した場合には、背後には必然的に多数の実質的な出捐者があり、これら出捐者との関係でこの預金を法的にどう扱うかが問題となる。これらは、いわば構造的に預金の出捐者と預金の名義人が分離する場合であり、従来の「預金者の認定」の問題の枠内で解決するのは必ずしも適当ではない。こうした問題についても、本報告書は、意識的に取り上げることにした。

さらに、振込などの資金移動が行われる場合において、一定の時点で受取人に預金(入金)が生じたり、あるいはそれが誤振込を理由として取り消されたときに、この預金(入金)がどうなるかが問題となる。ここでも、従来の「預金者の認定」の問題とは異なるが、ある意味で預金の帰属が問題となっている。このような問題についても、預金の帰属に関する他の問題と比較して検討することに意味があるものと考えた。

このように、本報告書は、預金の帰属に関連するさまざまな問題を相互に位置づけて論じる点に意義があるものとする。また、単に実体法上の問題だけでなく手続法の視点からも検討したところに特徴がある。従来の議論では、手続法の視点からの検討は必ずしも十分でなかったように思うからである。

本報告書は、諸般の事情から出版が遅れたが、執筆の基準時は平成15年3月末である。そのために、にわかにクローズアップされた預金の帰属に関する新しい判例や論稿について十分に言及していないところもあるが、ご容赦いただきたい。

第1章 預金者の認定について

1 はじめに

(1)「預金者の認定」問題の所在

この問題は、極めて日本特有な問題だと考える。なぜこうした問題が生じるのかを考えたとき、次の点を指摘することができる。まず、(イ)預金時における預金者の確認の曖昧性を指摘することができる。預金口座を開設するという行為は、法的には、預金者と銀行との間に金銭の消費寄託契約が成立することを意味するが、その場合に、契約当事者が誰であるかが明確になっていなければならないにもかかわらず、預金者本人の確認(その同一性を確定できる氏名等の確認)が十分になされていないということである。また、(ロ)預金口座を開設できる能力についての曖昧性という点も挙げられよう。これは、誰が預金口座を開設できるのかという「能力」の点が曖昧ということである。預金口座の開設=消費寄託契約の成立をできる者は、自然人または法人でなければならない。自然人であれば、その行為能力が必要になるはずである。それにもかかわらず、たとえば、未成年者などの制限能力者が預金口座を開設する場合の手続き(制限能力者本人が法定代理人の同意を得て行っているのか、法定代理人が制限能力者に代わって行っているのかを明確にしておくことが必要であろう)、権利能力なき社団、任意団体といった法人格を有しない団体(集団)に対して、預金口座の開設を認めるか否かといった点が、不明確である。かつて、行われていた無記名定期預金の存在も、口座開設にかかる能力の問題を曖昧なものとしていると考えられる。

具体的に預金者の認定に関して問題を生じさせる場面としては、①銀行と金銭の出捐者との間で預金者が誰であるかについて争われるケース(また、表見預金者への弁済の有効性について、民法478条における債権の準占有者へ弁済、あるいは約款の免責規定の問題とも密接に関連している)と、②金銭の出捐者と第三者との間で第三者のなした差押えの効力に関して争われるケースとがあげられる。

参考までに、フランスの銀行実務(筆者の個人的体験であるが)を見ると、次のような取扱いがなされている。

フランスでは、銀行は、口座開設時における預金者の住所および本人の確認をすることが義務付けられている。これは、不正行為、特にマネー・ロンダリングの防止の観点からのものである。本人確認手続は、写真・署名の確認できる公的な文書(身分証明書、運転免許証)によるものとされている。日本と若干の違いがあるのは、運転免許証については更新制度を採って

いないので、住所変更などがあっても、運転免許証上は変更されず、写真も変更されないため、どこまで本人確認として実質的に有効かは不明である(公的な文書ではないが、家賃を支払った領収書で住所を確認することもあるようである)。

また、預金者またはその代理人以外の者に対する弁済の効力については(日本における債権の準占有者への弁済の問題)、フランス民法1239条1項において、「債務者は、債権者または受領権限のある者に対して弁済しなければならない」と規定されており、これが原則である。したがって、銀行は、無過失であっても、誤って預金者以外の者に弁済した場合には、改めて預金者に(二重に)弁済しなければならないとされる。ただし、預金者に過失のあるときは、預金者も損失を分担することとされている。たとえば、預金口座のデータが盗取され、署名も偽造された場合に、預金者に当該盗取に過失があれば、預金者は損失を負担するとされる。しかし、實際上、払戻請求時も、本人確認が義務付けられており、第三者に誤って弁済することは通常生じないものと思われる(ただし、キャッシュカードを盗んだ者がそれを利用して払い戻しを受けた場合に、預金者にカードおよび暗証番号の管理上の過失があったことを理由に預金者の責任を認めた判決も少なくない。フランスでは、預金口座を開設できる能力は、厳格に規律されており、未成年者、制限能力者(被後見人・被保佐人等)、法人等については、一定の制限が課されている。かつて、妻の行為能力が制限されていたが、その当時は、妻の預金口座開設についても一定の制限がなされていた。しかし、現在では妻は完全な能力者とされており、このような制限はなされていない。

(2) 「預金者の認定」問題の類型

従来、「預金者の認定」として議論されてきた問題は、次のような類型に分類できる。第1は、預金の払戻請求をした者が預金者かどうかという問題である。これは預金名義人が誰かという問題であり、これは当該の預金が無記名定期預金か記名預金かということと密接に関わっている。第2は、銀行の払戻し・相殺の効力にかかる問題である。銀行がなした表見預金者への払戻し・相殺が有効かどうか(真の預金者に対抗しうるか)という問題として争われるケースである。これが、預金者認定の最も中心的な問題であるといつてよい。また、第3は、第三者が債務者の預金として預金を差し押さえた場合の問題である。差し押さえられた預金が債務者の預金かどうかということである。

2 預金者の認定に関する学説・判例⁽¹⁾

「預金者の認定」に関する学説は、従来、客観説、主観説、折衷説がそれぞれ主張されてきた。

判例は、客観説によっているとされる。

(1) 客観説

① 客観説の意義

客観説では、自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自らまたは使者・代理人を通じて預金契約をした者をもって預金者とする。この説の論拠は、預金は定型的に大量になされる窓口取引であり、銀行は、預金名義人について、実在か架空か、預入行為者が本人か使者・代理人か等を調査せず、預金を受け入れ、預金証書と届出印を調査して間違いがなければ払い戻しに応じており、預金者の個性は問題ではないという点に求められる。ここでは、通常の契約における当事者確定のルール(契約の解釈、意思表示等により確定するルール)は、あてはまらないとされる。さらに、代理に関する顕名主義は適用すべきでない主張され、実質的に代理関係があったかどうかで判断すればよいとされている。

② 判例

判例は客観説によっているとされている。

(i) 無記名定期預金

最判昭和32年12月19日(民集11巻13号2278頁)では、面識あるAからAの届出印による無記名定期預金を受け入れ、後にAに対して取得した債権と相殺した事案において、Aは預金者でないとして、銀行の相殺の効力を否定し、免責も認めなかった。

最判昭和48年3月27日(民集27巻2号376頁)は、Aの金融の便宜のためにXが無記名定期預金をするにあたり、預入行為をしたXの妻およびAの言動により、預金者がAであるかのように装われたために、Y銀行がAに対する債権と相殺した場合に、Xが預金者であるとしながら、民法478条の類推適用により銀行の免責を認めている。ここでは、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないとされ、銀行は、預金者と定めた者(表見預金者)が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当な注意を用いた以上、民法478条の類推適用、あるいは免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と無記名定期預金債務との相殺を真実の預金者に対抗しうると解することができ、それによって真実の預金者と銀行との利害が調整される、と判示している(その他、無記名定期預金に関する客観説の判例としては、最判昭和35年3月8日金法244号4頁(無記名定期預金)、最判昭和40年10月22日金法427号6頁(無記名定期預金)等がある)。

(ii) 記名式預金

記名式預金に関しては、最判昭和52年8月9日(民集31巻4号742頁)において、割増利息がもらえるというので、XがY信用組合職員Aの名義で定期預金をしたところ、Y

が一部についてAに対する債権と相殺した場合に、出捐者であるYを預金者と認めるのが相当であるとした（この他、記名式預金に関する判決としては、最判昭和53年2月28日金法855号27頁、最判昭和57年3月30日金法992号38号（架空名義による定期預金）等がある。

③ 客観説に対する批判

客観説は学説の多数とされるが、他方で、客観説に対する強い批判も主張されている。例えば、預入行為者が自分を預金者と表示しても、預金者は出捐者であるとするのは、契約理論、代理理論に反するとか、客観説は、預入行為者が託された金銭を横領して自己の預金として預け入れれば、預金者となるとしているが、横領の意図はどのようにして認定されるのかとか、希有な例である無記名定期についての考え方を一般的な記名式預金に一般化しようとする方法論は誤っているなどの指摘がなされている。また、預金者は、表示主義を基礎とする契約理論によって決せられるべきであるとして、次に述べる主観説によるのが妥当であるとの考え方も示されている。

(2) 主観説

① 主観説の意義

主観説とは、預入行為者がとくに他人のために預金をする旨を明らかにしていない限り、預入行為者を預金者とする考え方である。

② 主観説に対する批判

主観説に対しては、預け入れ行為者を預金者とするのは、速断に過ぎ、預金の実質的帰属者を害するとの批判が指摘されている。

(3) 折衷説

① 折衷説の意義

客観説、主観説を折衷するものとして、原則として、出捐者を預金者とする客観説によるが、預入行為者が自己を預金者として表示したときは、預入行為者が預金者となるとする折衷説も唱えられている。

② 折衷説に対する批判

折衷説に対しては、無記名定期預金で、預入行為者が自分を預金者であるといってもその信憑性は乏しい、形式的で銀行に甘すぎる、との指摘がなされている。

3 銀行実務の変化と預金者の認定

以下のような近時の立法や実務の取扱いの変更などのもとで、1 (1) で指摘したような「預金者の認定」における問題についても再検討を要するかもしれない。

(1) 本人確認

平成15年1月に「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、金融機関は、これまで銀行等が自主的に実施してきた本人確認等に法的根拠が与えられることとなった。同法3条によれば、金融機関等は顧客等から預金などの取引を行う場合に、自然人については氏名、住所、生年月日、法人については、名称および本店または主たる事務所の所在地について、運転免許証等により確認を行わなければならないとされている。

(2) 無記名定期預金

無記名定期預金は、基本的に現在は取り扱われていないとのことである。

(3) ペイオフ解禁と名寄せ

平成14年4月のいわゆるペイオフ解禁により、預金保険制度のもとで預金は定額保護に移行したが（普通預金など除く）、実際の預金の払戻しにあたっては、同一預金者を名寄せしたうえで合算する必要があり、厳格な「預金者の認定」が必須となる。

(4) 最近の紛争類型

最近では、「預金者の認定」に関し、これまでの典型例とは異なる紛争類型がでてきている。たとえば、以下のような事例をあげられる。

① 東京地判平成6年3月30日金判993号40頁

会社の任意整理を依頼された者が会社名義でした預金について、実質的な出捐者である会社の預金と認定した例。

② 東京地判平成7年9月14日判時1569号81頁

貸付信託の寄託金返還請求権を共同相続した相続人が法定相続分の払戻しを請求できるとした例。

③ 東京高裁平成12年12月14日金判1108号15頁

マンションの管理会社が区分所有者から管理費・修繕積立金として送金された金員を会社名義で定期預金していた場合に、区分所有者の管理組合が預金者であると認定した例。

④ 大阪高判平成10年2月13日金判1049号19頁

医療法人の1理事が同医療法人に属する1病院の経営を任され、同病院の資金の入出金のために管理してきた預金は名義人であり、出捐者である医療法人に帰属するとされた例。

⑤ 東京地判平成10年3月24日金判1049号34頁

金融業者から騙取した金員を原資として他人名義でした普通預金について、騙取者(預入行為者)が預金者であると認定した例。

⑥ 東京地判平成10年7月14日金判1062号52頁

銀行担当者のコンピュータへの誤入力により、名義人とされた者が預金を取得する理由はないとした例(銀行の不当利得返還請求)。

⑦ 東京地判平成10年10月21日金判1066号43頁

たばこ自動販売機について共済事業を行うことを目的とする法人格のない団体の運営委員が団体名義で開設した普通預金口座の預金者が出捐者である団体とされた事例。

⑧ 東京高判平成11年3月30日金判1070号27頁

夫婦が揃って金融機関を訪れ、第三者名義でした記名式定期預金の預金者が妻ではなく、夫であるとされた例(妻名義で営業していたクラブの売上金によって蓄積された預金が原資)

⑧の事例では、客観説をとりながら、銀行側が誰を預金者として取扱ったかという点も考慮されており、一方、③の事例では、預金名義人ではない、管理組合という出捐者を預金者に認定した事例もあり、統一的な理解が難しい。

(5) 類型論的考察の可能性

類型論的に考察する場合、預金行為の類型と紛争類型をそれぞれの縦軸、横軸にとり、マトリックスとして分析することが有効ではないかと考えられる。

① 預金行為

預金の預入行為がどのような経緯でなされたかという観点から、預入行為者と出捐者が同じか違うかという区分が挙げられる。また、預金名義人に関し、預入行為者か、出捐者か、第三者(架空名義)かという区分が考えられ、さらに出捐者については、個人・法人・権利能力なき社団・任意団体等に分類できる。

② 紛争の類型

これまでの紛争の類型としては、(i)出捐者による払戻請求、(ii)預入行為者による払戻請求、(iii)表見預金者に対して銀行がした払戻(相殺)の効力(真実の預金者に対する関係では、民法478条ないし約款による免責規定の問題、表見預金者に対する関係では、不当利得返還請求の問題)、(iv)表見預金者の債権者による差押え(第三者(差押債権者等)に対する関係)

が挙げられる。

全体としては、出捐者を預金者とし、払戻しの点では、民法478条の債権の準占有者への弁済として解決する考え方は、真の預金者と銀行との関係では有効な規律と考えるが、差押債権者などの第三者との関係も同様に規律できるかどうか、なお検討を要すると思われる。たとえば、預金が名義人の債権者によって差し押さえられた場合に、銀行は供託をすることができるのか、出捐者の債権者が預金を差し押さえることができるのか等が問題となるであろう。

〔注〕

- (1) 預金者の認定に関する学説については、平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木禄弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系(2)』70頁以下、中馬義直「預金者の認定」『現代契約法大系(5)』84頁以下、安永正昭「預金者の確定と契約法理」161頁以下等参照。

〔追記〕

本稿脱稿後、重要な判決に接した。とくに最判平成15年6月12日金法1685号58頁、最判平成15年6月26日金法1685号53頁は、いずれも弁護士が受注者から受領した金銭を預金した場合に関するものであるが、最上級審の判決として注目に価する。また、これを契機に、多くの論稿が発表されている。たとえば、高岡信男「弁護士預り金口座取扱いの実務」金法1686号47頁がある。

第2章 信託的に帰属する預金

1 問題点の整理

はじめに、預金がある者に「信託的に帰属」とはどのようなことかを整理しておく必要がある。一般的には、「預金はA名義」でなされているが、その預金がA自身の利益のためではなく、実質的にBの利益のために行われているために、Bを「受益者」として保護する必要がある場合に、そのA名義の預金を受益者Bのための預金と見るとというのが、「預金の信託的帰属」の問題である。

このように形式（預金名義）と実質が食い違っている場合の解決方法にはいろいろある。伝統的には、このようなBを保護するためには、「Bを預金者と認定」することで解決してきた。しかし、いろいろな理由で、たとえば、実質的利益を有するBを預金者と認定することが困難であるために、あるいは、それが何らかの理由で適当でない場合に、預金名義人Aをそのまま預金者と認定しつつ、しかし、Aは単に「受託者」として預金を管理しているにすぎず、実質的権利者は「受益者」Bである、とするのが「信託」的な解決である。

2 各種解決方法の比較——信託法理による解決の意義

ここでは信託法理による解決には他の解決方法と比較してどのような特徴があるかを、より詳細に検討する。そのためには、いろいろな解決方法を相互に比較するのが適当である。

比較の方法としては、A名義の預金であるが、Bの実質的利益を考慮すべき場合に、①誰が銀行に対して預金者の権利を行使できるか、②預金名義人の債権者が預金を差し押さえることができるか、という2つの問題に関して、それぞれの解決方法がどのような結論を導くかを整理することをやる。単純なマトリックスとしては、次の(I)から(IV)の4つが考えられる(説明の順序は、(I)(IV)(III)(II)という順に行う)。

(I) Bを預金者と認定する解決である。これによれば、①銀行に対する預金者としての権利行使は、Bだけができることになる。したがって、銀行が名義人Aに預金の払い戻しをすると、権利者ではない者に支払ったことになるので、原則として本来の権利者Bに二重に弁済する必要がある。②預金名義人Aの債権者は、当該預金を差し押さえることはできない。Bは、Aの債権者による差押えに対しては、第三者異議を主張できる。例外的に、A名義を信頼してAと取引した者を保護する余地は別途検討することができる。たとえば、Aに対して貸付債権を有する銀行

が、A名義の預金との相殺を主張するような場合に、民法478条の適用ないし類推適用などが考えられる。

(IV) (I)の対極にあるのが、Aが名義人となっていることを重視して、Aを預金者と認定する解決である。この場合には、①銀行に対する預金者としての権利行使は、Aのみができ、Bは一切できない。また、②名義人Aの債権者は、この預金を差し押さえることができる。Bからすれば、Aの債権者の差押えを排除することができない。

以上の両極の解決方法のほか、(I)(IV)のほか、その中間に、次のような解決方法が考えられる。

(III) 預金の信託的帰属を問題にする解決方法。すなわち、①預金についての権利行使は、Aが名義人(「受託者」)としてすることができるが、Bは受益者であり、銀行に対する権利を直接行使することはできない。もっとも、Aの権利行使は、信託目的による制限を受けており、信託目的に反する権利行使(信託目的に反する預金の譲渡など)は制限される。②Aの債権者がこの預金に対してした差押えに対しては、実質的権利者である受益者Bはこれを排除することができる(信託法16条)。信託的解決は、いわば、(I)(IV)の両極端の中間にある解決と言える。

(II) その他の中間的解決。(III)とは逆に、①銀行に対する関係で預金債権の行使は実質的権利者Bがこれを行うことができるが、②Aの債権者による差押えについてはBは文句を言えないという解決も抽象的には考えられる。もっとも、このようなことが実際に法律構成として可能かは疑問である。そこで以下ではこの(II)の中間的解決は無視することとする。

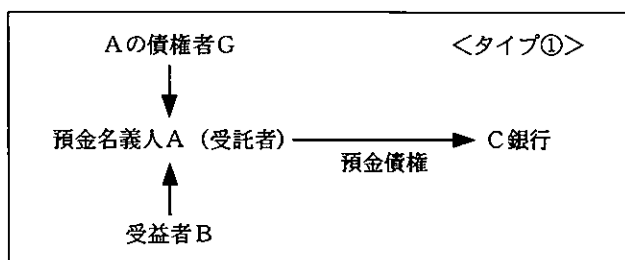
このように諸解決方法を比較してみると、繰り返しになるが、預金の信託的帰属、すなわち、預金の名義は受託者Aにあるが、実質的利益を有するBについては受益者として保護するという解決は、①名義人Aの債権者が登場しない通常の場合では、銀行に対する預金の払戻請求は、名義人のみが行う権限を有し、受益者Bは直接銀行に対して払い戻しを請求できないとしながら、②名義人Aの債権者が登場する場合では、実質的利益を有する受益者Bを保護するという点に特徴がある。これは、預金債権の債務者である銀行としては、預金の名義人に対して払い戻しをすればよいので、便利である。預金名義人の債権者が登場した場合で初めて、誰に払うべきかを注意すればよい。しかし、この場合で銀行がどのように対応すべきかがまさに預金の信託的帰属の場合にはやっかいである。名義人の債権者が登場する場合としては、Aの債権者Eが債権者代位権を行使して払い戻し請求をしてきた場合、差押命令を得て取り立ててきた場合、名義人Aが破産して破産管財人が取り立てを請求してきた場合などのそれぞれについて、債務者である銀行としてはどのように対応すべきかが問題となる。受託者Aの債権者は信託財産から弁済を受けるこ

とができないから(信託法16条)、銀行としても預金名義人Aの債権者からの払い戻し請求には応じるべきではない。万一弁済してしまった場合には、478条(債権の準占有者に対する弁済)として保護される場合以外は、受益者への二重弁済を強いられる。しかし、破産管財人からの請求には注意する必要がある。信託法42条2項で受託者の破産管財人は信託財産を新受託者に引渡す義務が定められており、受託者破産の場合にも信託財産に対して破産管財人の管理権が及ぶかのように規定しているからである。しかし仮にそうであっても、破産管財人が受託者の債権者への弁済に当てるために、預金の払い戻しを請求している場合には、銀行としてはこれを拒むことができるというべきであろう。

3 具体的に信託的預金を認定する際の問題

(1) 信託関係の当事者(誰を受託者、受益者と考えるか)

預金の信託的帰属という解決をする場合に、誰を受託者と考えるか、信託財産を何と考えるか(預金か、金銭か)などによって、2つの異なるパターンがありうる。すなわち、タイプ①は、預金名義者Aが「受託者」、利益を享受するBが「受益者」であり、信託財産は「預金債権」という形をとっている場合である。また、タイプ②は、預け入れ行為者Aが「委託者」、預け入れ先の銀行Cが「受託者」、Bが「受益者」であり、信託財産は受託者C銀行が管理する金銭(運用によってすぐに別の財産に変わるが)という場合である。それぞれについて、簡単に説明する。



タイプ①において、預金の「信託的な帰属」を考えることによる解決には、幾つか注意すべき点がある。

第1に、Bを「受益者」であるとして保護しようとする場合に、そもそも信託法上の信託が成立しているとして説明することができるかという問題である。これはタイプ②にも共通する問題であるが、タイプ①に即して検討しておこう。今、仮に、Bが金銭を拠出して、これをAに交付し、Aが銀行との間で預金をしたという場合を考えてみる。信託的解決をするときには、Bが委託者兼受益者、Aが受託者となるが、BA間において「信託」という表現を用いないことが多い

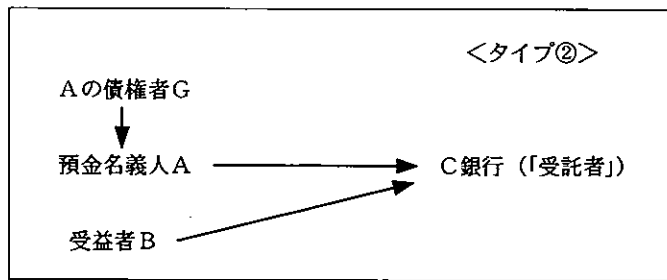
であろう。そのようなときに、信託の成立を肯定することができるか、という問題である。しかし、結論を言えば、これは結局はB A間の契約の解釈の問題であり、信託という表現を用いなくても、信託契約が成立しているとする事は可能である。A C間の預金の預け入れに際してなされる契約において預金者をBと解するのも、同じく契約の解釈であるが、これとB A間の契約を信託と解釈するのとで、どちらが契約解釈として自然かは一概に言えない。ただ、B A間の契約が信託であるか否かは、銀行のあずかり知らないところで決まるが、預金者が誰であるかの解釈は、銀行がどのように認識していたかも考慮要素になるところが、両者では違う。状況によってどちらが使いやすいか決まるであろう。

第2に、同じく信託の成立に関して、次のような問題もある。それはAが自己の業務と関連して金銭を預かる場合である。たとえば、弁護士Aが顧客Bから委任された仕事に使うための金銭を預かり、自己名義の銀行預金として保管するといった場合である（一般には専用口座として預金しているが）。顧客の金銭の受託をA（弁護士など）が業として行っていると見ると、Aは信託業の免許を受けていない限りできないことになる。しかし、弁護士などが顧客の金銭を預かるのは、本来の委任事務処理に付随して行われるだけであり、また、これによって収益を上げることを目的としているわけでもないので、業としての受託であるとは考えるべきではないであろう (1)。

第3に、タイプ①の場合に、Aが受託者、Bが受益者であることは明らかであるが、誰が委託者であるかが明確でない。Bが委託者であるという場合が多いであろうが、Aが委託者であることも考えられる。そうすると、信託成立当初は、Aが委託者かつ受託者となり、いわゆる「信託宣言」による信託成立の可否が問題となる。信託宣言による信託設定は日本法のもとでは否定するのが通説である。もっとも、Aが委託者であると考えなければならない場合は、そう多くはないであろう。

このように、預金の信託的帰属（預金の名義人Aは単なる受託者であり、Bが受益者であるという解決）を認める解決には幾つか問題がないではない。しかし、信託は実質的な利害関係を反映させることができる法律構成であるという点でメリットがある解決方法と言えよう。後述するように、判例においても積極的に預金の信託的帰属を肯定するものが登場している。なお、上記の問題点を回避するために、信託契約が成立していることを正面から認めることなく、単に信託法16条を類推適用して、預金名義人Aの債権者による強制執行を排除することも考えられる（英米法でいう擬制信託（constructive trust））。しかし、そのような解決は便宜的であり、正面から信託契約が認定できるなら、そのようにした方がすっきりしている。

タイプ②の場合には、Aが預入行為をするが、実質的にはBのための預金であるということで、Bを「受益者」的に保護する点は、タイプ①の場合と同じであるが、預金名義人Aを「委託者」



とし、銀行Cを「受託者」として「受益者」Bの財産を管理していると構成する点がタイプ①と異なっている。このように構成すると、「受益者」Bは、直接銀行Cに対して権利（受益権）を有することになり、反面Aは全くの無権利者となる。このような構成によっても、BとAの債権者Gとの関係では、Bを勝たせることができる。しかし、預金名義人であるにもかかわらずAを全くの無権利者と扱う点、Bが「受益者」として「受託者」である銀行Cに対して直接「受益権」を持つと構成しなければならない点に若干の難点がある。特に、BとCの関係を「受益者」「受託者」と考えると、受託者Cが管理する「信託財産」は預金ではなく金銭ということになり、受益者Bが銀行Cに対して有するのは単なる預金債権ではなく、金銭を信託財産とする受益権ということなる。このように構成しても、実質的利益を有するBを保護することはできるが、それ以上の効果を生じさせることに注意すべきである。特に、預金者をBと認定する解決と比較するとそのことが明らかになる。たとえば、銀行Cが倒産した場合に、預金者をBと認定する解決では、Bは預金債権について認められる保護しか認められないが（預金保険による保護を別にすれば、Bは単なる債権者としての保護しか受けられない）、Bを受益者、Cを受託者とする解決では、BはCの倒産に際しても信託による保護を受ける（Cが信託として保管する金銭はCの破産財団を構成しない）。従って、タイプ②による解決は、単にBの実質的利益を保護するという点以上以上の保護をBに与えることになる。以上のように考えると、タイプ②という構成には問題点が多いが、預金の信託的な帰属という場合のありうる1つのタイプとしてあげておくことにしたい。

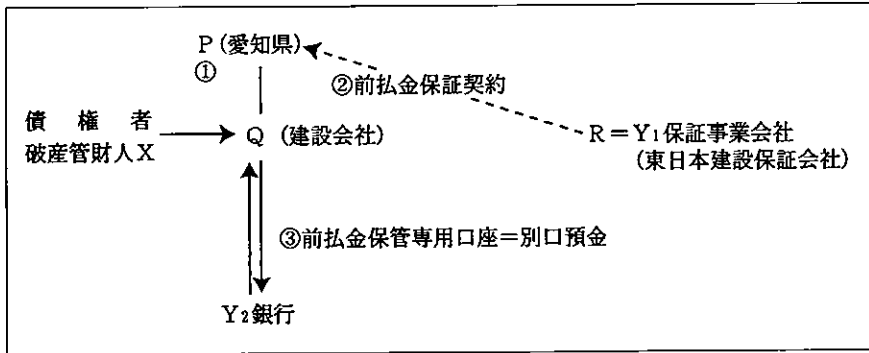
4 裁判例

(1) 信託的解決：最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁（金判1141号20頁）

(i) 事案の事実関係は次の通りである (2)。

① 平成10年3月27日、P（発注者）Q（建設会社）間で公共工事建設請負契約が締結された。

② Q（建設会社）Y₁（建設保証会社）間で、Qが発注者Pに前払金の返還する債務を負



担することとなった場合に、 Y_1 保証会社がこれを保証する前払金保証契約(Pを受益者とする第三者のためにする契約)が平成10年4月2日に締結された。なお、Qは、前払金を保管するために、 Y_2 銀行を選定し、専用口座が作られた。

- ③ 平成10年4月20日、PはQが Y_2 銀行に設けた専用口座に前払金を払い込み、本件預金となされた。PQ間の契約において、この前払金はQの建設工事の費用など定められた目的のためだけに使えることになっており、 Y_2 銀行も定められた目的への支出であることを確認してから支払いに応じる義務を負っている。
- ④ Qの営業停止。平成10年6月29日に、Pは、建築請負契約を解除した。それによって、Qに前払金返還義務が発生した。
- ⑤ そこで、Qの債務を保証していた Y_1 が保証債務の履行として前払金相当額をAに支払った。これに基づき、 Y_1 は、PがQに対して持っていた権利(前払金返還請求権)に代位をした(弁済者による代位)。また、 Y_2 銀行の「本件別口預金」は「Pの預金」であり、 Y_1 が代位によって取得したと主張した。
- ⑥ Qの破産宣告。破産管財人Xは、本件預金が破産財団に属すると主張し、 Y_2 銀行に支払を請求した。

(ii) この事件の争点は、第1に、本件預金は誰の預金か、第2に、Q名義の預金であるとしても、Pを受益者とする信託財産であると言えるか、という点にある。Q名義の預金をめぐってのP(受益者)とQの債権者(破産管財人X)の争いであるが、この預金がQの預金であるとされれば、原則としてQの責任財産に組み込まれるから、Q破産の場合には破産財団に含まれることになる。しかし、本件預金がPを受益者とする信託財産となれば、信託法16条でQの破産財団に属しないことになるのである。

(iii) 裁判所の判断は次の通りである。1審（名古屋豊橋支部平成12年2月8日）ではY₁勝訴。信託法16条を類推適用する解決がなされた。2審（名古屋高裁平成12年9月12日）でもY₁勝訴。その理論構成は1審と異なり、Y₁は預金債権に担保権（質権）を有するというものであった。

破産管財人Xからの上告がなされたが、最高裁はXの上告を棄却して、Y₁側の勝利が確定した。判旨のロジックは明快で、本件前払金支払いによって、発注者Pを委託者兼受益者、受注建設会社Qを受託者とする信託契約が成立したとして、信託財産が預金である場合には、受託者Qのもとでその一般財産から区別され、分別管理されていれば、信託財産＝預金を第三者に対抗しうるというものである。従って、受託者の債権者(X)は、信託財産に対してはかかっていけない（信託法16条）。

(iv) 若干の検討

本件には信託に関連する問題が多々あるが、ここでは「預金の帰属」の観点から問題となる点のみ議論する。本件の特徴は2つある。第1に、建設保証というしっかりとした枠組みができており、そのためかえって、前払金を預け入れた「Q名義の預金」をPの利益を考慮して実質的に「Pの預金」であるとするのはやりにくい点がある。但し、制度的にしっかりした枠組みを有するという事は、反面、この預金がPの発注した工事の代金として使われ、契約解除時にはPに返還されるべきであることも、制度的にはっきりしていること示している。第2に、本件預金は、Q会社が工事を進めてかかった費用に関しては、Q自身がその預金から支払いを受けることができることになっており、その意味でもPの預金であることが困難なことである。

このように、本件では、「預金者の認定」という伝統的手法では適切な解決がしにくい事情があり、他方でPが保護されるべき実質的利益を有することも制度的にはっきりしている。このような場合については、預金の名義はQ（「受託者」の名義）としつつ、実質的な利益享受者を「受益者」として構成することが有効であろう。

もつとも、このようにしても、建設会社Qが破綻するまでは、工事に伴い建設会社Qが預金からの支払いを受けるので、このQの権限をどう考えるかという問題が残る。これは銀行に対する預金契約上の権利を誰が行使できるかという問題であり、受託者であるQを信託目的に定められた方法で権利行使ができるといえる。しかし、さらに問題なのは、Qを受託者であるとする、現行信託法では信託財産を固有財産とすることができないという規制があり（信託法22条）、この条文との関係を説明しなければならない。

(2) その他の類似の事件

- (i) マンションの管理会社名義でなされた預金の帰属（東京地判平成10年1月23日金融商事判例1053号37頁、東京高判平成12年12月14日金融法務事情1621号33頁）

マンションの管理会社Aが倒産してXが破産管財人に選任された。Xは、管理会社がマンションの管理費等を預金として預け入れていたY銀行に対して、その預金払戻を求めて訴えたところ、マンションの管理組合Z（管理会社の破産宣告直後に管理組合法人となっている）がその預金は自分に帰属することの確認およびZに払い戻すことを求めて、独立当事者参加をした。

預金はマンションの近くに所在する銀行にA株式会社名義の普通預金口座として開設され、後に残高が多額になった時点で定期預金口座に変更された。また、A会社は幾つものマンションの管理をしていたが、預金口座は各マンション専用とされ、他のマンションの管理費やA株式会社の固有資金が入金されることはなかった。

1審は、管理会社はマンションの管理委託契約上の受任者であり、区分所有者らが支払う管理費は事務処理費用の前払いであり、区分所有者から管理会社の銀行口座に振り込まれた時点で管理会社に帰属すると判示した。また、本件預金にはY銀行の管理会社に対する貸付債権を担保するために質権が設定されているとして、XZの請求を認容せず、Yを勝たせた。Zのみ控訴したところ、2審は、原判決を取消し、Zの請求を認めた。すなわち、誰が預金者であるかについては、いわゆる客観説（「自らの出損によって自己の預金とする意思で銀行に対して自らまたは支社・代理人を通じて預金契約をした者が、特段の事情の認められない限り、当該預金の預金者である」（最判昭和57年3月30日））を採用して、預金者は管理組合であるとした。管理会社は、管理組合が行う管理業務の執行を行う区分所有法上の「管理者」であるが、本件預金についても、管理会社A株式会社は、「管理者」の職務としてマンションの管理費等の金銭を管理してきたものであり、預金の預入行為も、区分所有者団体Zの預金として行った。従って、本件預金はZに帰属する。また、Y銀行の質権設定・質権実行が民法478条・民法93条但書にとって保護されるかについては、Yが預金者の認定に際して金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたとは言えないとして、これを否定した。

このように、東京高裁判決は、結局は預金者認定の問題として扱い、管理組合（法人化後は管理組合法人）を預金者、管理会社は単なる管理者であるとする解決をしたが、信託的解決も考えられる。すなわち、預金は受託者である管理会社が、受益者である管理組合のために管理していると構成するである⁽³⁾。

しかし、このように構成した場合の問題点は、次の点にある。①管理会社が、この口座か

ら管理事務に必要な費用を支払い、管理業務の報酬を受領する場合に、それをどのように説明するかであるが、これらの支出は信託目的に従って受託者が支払うものと構成すればよい。ただ、信託財産である預金から管理会社の報酬を支払うのは、自己取引になるので、現行信託法22条に反する（「受託者は何人の名義をもってするを問わず信託財産を固有財産とすることを得ず」）。信託の報酬は、信託法22条の例外として認められるが、管理会社の報酬は、預金を管理していること（すなわち「信託」）の報酬とは異なるので、管理会社の報酬を信託財産から支出することはやはり難しい。②管理会社が預金を信託財産として管理していると構成すると、管理組合Zは、直接銀行に対して払戻しの請求をすることはできない。「受益者」はあくまで「受託者」の行為を通じて利益を享受するからである。従って、管理組合がより直接的に預金を管理したいという意思を有するときには、信託はふさわしい法律構成ではない。以上①②の点を考えると、公共工事前払金保証の事件と比較すると、本件は信託的解決をするよりは、やはり預金者をZと認定することで解決する方が適しているように思われる。

(ii) 保険代理店の保険料保管専用預金口座と預金の帰属

いくつもの裁判所に同種の事件が係属し、多数の判決が出ている。いずれも保険代理店が集金した保険料を管理するために代理店名義で開設した預金口座が誰に帰属するかが争われている。すなわち、当該預金を預金口座の名義人である代理店の預金と見るべきか、それとも実質的な利益を有する保険会社の預金と見るべきか、が争点である(4)。

この点が、銀行に対する預金払戻請求事件において争われたものとして、千葉地判平成8年3月26日金融法務事情1456号44頁がある。事案は次のとおりである。

損害保険会社の代理店Zは、集めた保険料を入れておくための普通預金口座をZ名義(正確には「X保険会社代理店Z」名義)でY銀行に開設した。この預金の権利者がZであるか、XであるかについてZX間で争いがあったため、XがY銀行に当該預金の払戻を請求したのに対して、Yは預金者が不明であるとして払戻に応じなかった。そこで、XがY銀行に預金の返還を請求して訴えた。また、Zは、自分が預金者であるとして共同訴訟参加を申し立てた。

裁判所は、Zの共同訴訟参加については、旧民訴法75条(現52条)「合一にのみ確定すべき場合」の要件を満たさないとして申立を却下した。保険会社Xからの預金払戻請求については、預金者はZであるとして、請求棄却した。保険代理店が集金した保険料は、保険募集の取締に関する法律12条、同法施行規則5条・6条の規制により、代理店の他の財産から区別して専用口座で保管すべきものとされている。また、保険代理店がその口座から引き

出せるのは、契約者への返金、代理店の手数料、利息の取得、その他保険会社の指示によるものに限定されている。そしてこれらを控除した残額が保険会社に送金すべきものとなる。また、預金名義は保険会社とは異なる代理店名義でなされていること、預金利息は代理店に帰属すべきものとされている。以上を総合すると、本件預金は、保険代理店Zの預金と認定するのが適当であり、従って、保険会社XからYに対する預金払戻請求は認められない。

保険代理店の預金とする立場に対して、保険会社の預金と見るべきだという裁判例もあったが（東京地判昭和63年7月27日金法1220号34頁）、平成15年2月21日（最高裁ホームページ速報。その後、民集57巻2号95頁掲載）において、最高裁は同種の事件において、保険料保管のための預金を保険代理店の預金であるとする判断を下した。「金融機関である上告人との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、訴外会社である。また、本件預金口座の名義である「X火災海上保険㈱代理店甲建設工業㈱A」が預金者として訴外会社ではなく被上告人を表示しているものとは認められないし、被上告人が訴外会社に上告人との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、訴外会社が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、訴外会社のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに訴外会社であるというべきである。」

5 まとめ

預金の信託的帰属は、預金者の認定によってする解決が全てか無かの解決になるのに対して、中間的解決を提供する。すなわち、預金の払戻請求については名義人（受託者）に権限があるとし、受益者からの請求を認めないが、受託者の債権者と受益者の間の紛争では、受託者の債権者が信託財産である預金に対してはかかっていけないという解決をする。このような解決は、多くの場合に実際の利益状況に応じた適切な解決となるであろう。

もっとも、どのような場合に信託的解決が適当であるかについては、なお、検討すべき問題が多い。また、判例の立場も、信託的解決を肯定するものもあるが、それに否定的な判例もあり、全体として整合的かどうか検討を要する。特に、公共工事前払金を管理するための預金については信託的解決を肯定したが、保険代理店の保険料集金・管理のための口座については、名義人である保険代理店の預金であるとしている。両方とも法律的な枠組みがあり、しっかりとした制度のもとでの預金なのであるが、このように結論が異なるのは適当でないように思う。

〔注〕

- (1) 道垣内弘人「『預かること』と信託—『信託業法の適用されない信託』の検討」ジュリスト1164号81頁以下)
- (2) 建設保証をめぐる同種の事件としては、大阪高判平成11年4月30日（金法1577号36頁）、東京地判平成11年11月29日（金判1087号40頁）がある。また、評釈・判例研究としては、新井誠「批評」判例評論五一九号30頁、宮川不可止「公共工事の前払金保証制度における前払金専用口座の法的性格—請負人の破産と信託法理の適用可能性について—」金法1627号42頁、岩藤美智子「信託契約の成立と受託者破産時の信託財産の帰趨—最一小判平14年1月17を手がかりとして—」金法1659号13頁。
- (3) 中舎寛樹「マンションの管理会社名義でなされた預金の帰属」金法1652号11頁。
- (4) 保険料管理口座の問題についても論稿は多いが、代表的なものとして、山下友信「損害保険代理店の保険料保管専用預金口座と預金債権の帰属」ジュリスト929号46頁。

第3章 当事者複数の預金の帰属

1 検討の対象

(1) 当事者複数の預金

本章では、当事者複数の預金の帰属について検討する。当事者複数の預金とは、名義人又は出捐者が複数いる場合の預金のことである。いわゆる預金者の認定の問題は、預金者が出捐者Aか預入行為者Bかというように、単数の当事者間での争いに関するものだが、当事者が複数である場合には、さらに複雑な問題が生じる。ここでは、当事者複数の預金を団体型の預金と複数名義の預金とに分けて検討する。各類型において異なった問題が生じうるからである。まずは、それぞれの概念を規定しておこう。

(2) 団体型の預金

団体型の預金とは、「名義は単独だが出捐が複数人である預金」をいうことにする。「団体」とは、権利能力なき社団や民法上の組合だけでなく、その他の人の集団を含むが、法人は含まない。「名義」には、(イ) 団体名義、(ロ) 団体財産の管理者としての肩書を付した自然人名義、(ハ) 肩書のない自然人名義、がありうる。(イ) は、例えば「〇〇の会」というものだが、預金者が法人か個人か不明確であり、現在の実務では受け付けられていないようである。(ロ) は、「〇〇の会 代表者A」あるいは「〇〇の会 財産管理者A」などというもの、(ハ) は、単に「A」というものである。自然人Aは団体の構成員であることも団体外の第三者であることもある。「出捐」とは、預金の資金の直接の拠出のほか、団体への出資（組合など）、預金の承継取得（相続など）も含むことにする。

団体型の預金と隣接する類型の預金としては、法人の預金がある。これは、「名義は単独で出捐も1人（法人）である預金」なので、団体型の預金とは区別される（以下、「法人型」と呼ぶ）。

(3) 複数名義の預金

複数名義の預金とは、「名義が複数人である預金」をいうことにする。その出捐は1人のこともあれば複数人のこともある。「名義」は、預金契約の名義のことであり、預金通帳上の記載のことではない。これには、(イ) 各名義人が単独で払戻しを受けることができるものと、(ロ) 名義人全員の連名でないと払戻しを受けられないもの（連名預金）とがありうる。

複数名義の預金と隣接する類型の預金としては、次のものがある。第1に、ABが出捐したが

名義はAの単独名義である預金がある。これは、前述の「団体型の預金」にほかならない。第2に、自然人Aが出捐し名義もAの預金だが、Bに代理権が与えられているものがある。例えば、キャッシュカードの複数発行の場合である。これは、「名義は単独で出捐も1人（個人）である預金」なので、複数名義の預金とは区別される（以下、「代理型」と呼ぶ）。

(4) まとめ

以上の記述を一覧表にすると次のようになる。

	法人型	団体型	複数名義	代理型
名義	単独(法人)	単独	複数	単独(個人)
出捐	1人(法人)	複数	1人又は複数	1人(個人)

以下、このような意味での団体型の預金と複数名義の預金の帰属について、順次、検討する。

2 団体型の預金の帰属

(1) 具体例と問題となる場面

- ① 具体例 団体型の預金の具体例としては、次のようなものが考えられる。

第1に、永続的な存在だが法人化してはいない団体の預金がある。同窓会、同好会、町内会、マンション管理組合、労働組合、法律事務所、業界団体などで法人格を有しない団体の預金である。

第2に、一時的に結成された団体の預金がある。共同企業体、債権者委員会などの預金である。

第3に、分配が予定されている金銭を一時的に保管するための預金がある。共有物売却代金、不法行為の被害者たちの取得した損害賠償金、相続財産中の現金・換価金などの保管のための預金である。保管者は、構成員のうちの1人（又は数名）であることも第三者であることもある。

第4に、家計のための預金がある⁽¹⁾。

第5に、被相続人名義の預金がある。これは、後発的に発生した団体の預金である。

- ② 問題 団体型の預金の帰属が問題となる主な場面は、以下の通りである。銀行との関係、第三者との関係に分けて整理する。

(i) 銀行との関係

第1に、払戻しの問題がある。これには、(イ) 名義人以外の構成員からの請求があつ

た場合に銀行はこれに応じなければならないか、(ロ) 名義人以外の構成員に払い戻した場合に預金債権は消滅するか、という問題が含まれる。

第2に、相殺の問題がある。これには、(イ) 銀行の名義人に対する債権を自働債権とする相殺、(ロ) 銀行の名義人以外の者に対する債権を自働債権とする相殺という問題が含まれる。

第3に、預金に対する担保設定の問題がある。これには、(イ) 銀行の名義人に対する債権を被担保債権とする担保設定、(ロ) 銀行の名義人以外の者に対する債権を被担保債権とする担保設定という問題が含まれる。

第4に、誰が解約できるかという問題がある。

第5に、その他の問題がある。例えば、ペイ・オフの算定基礎の計算方法の問題である。

(ii) 第三者との関係

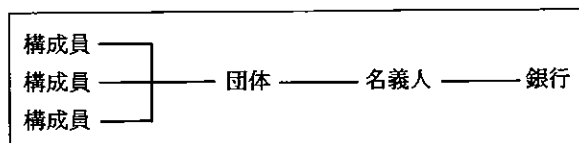
第1に、債権者からの差押えの問題がある。これには、(イ) 団体の債権者の差押え、(ロ) 名義人の債権者の差押え、(ハ) 名義人以外の構成員の債権者の差押えの問題が含まれる。

第2に、名義人が倒産した場合の問題がある。

第3に、資金移動を第三者が否定するという問題がある。これには、(イ) 構成員から団体への資金移動の否定、(ロ) 団体から名義人への資金移動の否定の問題が含まれる。それぞれに、債権者取消権(民法424条)、課税上の否認の問題が含まれる。

(2) 団体型の預金の構造

- ① 構造 以上のような多様な預金、多様な問題を検討するにあたっては、団体型の預金の構造を分析する必要がある。そこには、(イ) 複数の構成員、(ロ) 複数の構成員が構成する団体、(ハ) 預金の名義人、(ニ) 銀行、という4つの要素が存在する(下図参照)。



- ② 2つのアプローチ このように重層的な構造をもつ団体型の預金を検討するにあたって、2つのアプローチが考えられる。

第1は、「団体アプローチ」である。すなわち、まず、団体の法的性質を決定し、団体型の預金はその財産関係の1つとして考える方法である。この場合、団体が、権利能力なき社

団なら総有として、組合なら民法の組合に関する規定（668条・676条・677条）を適用して、解決することになる。

この方法は明快であり、構成員・団体・名義人・銀行の関係を分析的に考える契機となる。しかし、その団体が権利能力なき社団でも組合でもない場合の処理は不明確である。

第2は、「債権関係アプローチ」である。すなわち、構成員と銀行との関係を、多数当事者の債権関係として捉え、そのうちのどの形態かを考える方法である。具体的にはこうである。多数当事者の債権関係について、通説的見解は、共同所有関係に準じ、「共有的なもの・合有的なもの・総有的なもの」に区分する。ある共同所有関係が総有・合有・共有のいずれに属するかは、「共同所有の主体間の結合の有無ないし強弱」によって決まるが、このことは多数当事者の債権関係でも同じだとされる。「共有的なもの」には、分割債権（民法427条）、不可分債権（民法428条）、連帯債権（規定はない）があるとされる⁽²⁾。団体型の預金についても、このような分析方法を用いて、当該預金の性質が決定される⁽³⁾。

多数当事者の債権関係を共同所有関係のアナロジーで理解することについては、疑問もありうるが（総有・合有・共有というそれ自体議論の余地のある概念を経由する必要があるのか、多数当事者の債務についてはむしろ担保的性質を重視すべきではないかなど）、少なくとも、債権については、整理概念としては便利であり、団体型の預金の問題を考える際にもそのような意味で有用であろう。しかし、このアプローチは、構成員と銀行との間に直接の債権関係があることを前提としているので、そうでない場合については、不明確である。

結局、問題の解決には、第1と第2のアプローチの組み合わせが必要になる。

(3) 団体型の預金の帰属の具体的検討

ABの出捐に係る資金について、A単独名義の預金がある場合、その帰属に関する問題は2段階ある。それぞれ、具体的事例を挙げつつ検討しよう。

① 預金者は誰か

第1段階の問題は、預金者は誰か、すなわち、A個人か、「団体財産の管理者たるA」か、「団体」という問題である。この問題について、近時の裁判例が2つある。

1つは、権利能力なき社団に関する東京地裁平成10年10月21日判決（金判1066号43頁）である。Z商業協同組合の傘下の任意団体Xを権利能力なき社団と認定し、「X会長Y」名義の普通預金の預金者をXと認めたものである。

もう1つは、夫婦に関する東京高裁平成11年3月30日判決（金判1070号27頁）である。夫Aと妻Xが農協Yに第三者名義でした定期預金の預金者をAであると認めたものである（YがAに払い戻した後、Xが自らが預金者だと主張して払戻しを求めた。判決は、「仮にX

がAとともに自己の金員を持参したものであったとしても、その金員をAを預金者として預金したものとすれば、その預金についてXとAとの間でその帰属が問題となり得るとしても、預け入れ先の金融機関との関係では預金者がAであることは当然であり、さらに、この預金の原資はX単独のものとは断定できず「実質的には夫婦共有財産であったと推認」されるとして、Aを預金者と認定した。

このように、第1段階の問題は、預金が名義人個人に帰属するかどうかであり、これは、通常の預金者の認定の問題と同質の問題であって、判例によれば客観説で判定することになる^(3a)。ただし、肩書付きの個人名義（「〇〇の会 代表者A」）の場合、名義自体から背後の団体の存在を推認できるから、A個人の預金であると認められる可能性は相対的に小さくなるという特徴がある。

なお、第三者名義の場合には、問題が1つ増える。すなわち、出捐者ABで、C名義の預金があるときは、預金者は、C個人か、団体財産の管理者たるCか、「団体」か、それとも、A（又はB）個人か、が問題となる。しかし、基本的には、上記の問題と同様である。

付言すると、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律3条3項（「顧客等が…人格のない社団又は財団…である場合には、当該…人格のない社団又は財団…のために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして」本人確認をしなければならない）は、債権関係の有無・種類を当然に決定することにはならないであろう。

② 構成員と銀行との関係

第2段階の問題は、預金者が「団体財産の管理者たるA」又は「団体」である場合、団体の構成員と銀行の関係はどうかである。それぞれ、分けて検討する。

(i) 預金者が「団体財産の管理者たるA」である場合、団体の他の構成員Bは、銀行に対して直接の権利を有するのか、単にAに対する権利を有するにすぎないのか。この問題については、共同企業体に関する最高裁平成11年4月16日判決（金法1554号77頁）がある。次のような事件である。

X社とA社とが公共工事を請け負うため、出資比率を各2分の1とする共同企業体を結成した。両者は、共同企業体の代表者を「A神戸支店・支店長P」とし、代表者が請負代金の受領・共同企業体に属する財産の管理の権限を有すること、代表者名義で設けた銀行口座で取引をすること、代表者が請負代金を受領したときは速やかに分配することなどを協定した。請負代金が入金された翌日、Aはこれを払い戻して自社の銀行口座に入金した。その後、Aについて会社更生手続が開始され、Yが更生管財人に選任された。Xは、取戻権（会社更生法〔平成14年改正前〕62条）などを主張した。

控訴審判決（大阪高判平成9年12月3日金法1554号78頁）は、XAの関係は民法上の組合であり、Aはその業務執行者であるとしたうえ、「民法上の組合において、業務執行者たる組合員が自己の名において取得した財産は、組合の計算においてなされた場合であっても、格別の合意がない限り、先ずその者に帰属し、組合への移転行為によって初めて組合財産となるものと解される（民法671条・646条）」こと、及び、XAの運用の実体から、振り込まれた請負代金は、代表者に帰属し、Xは分配請求権をもつに過ぎないとした。最高裁もこれを支持し、Xの請求を退けた。

このように、預金者が「団体財産の管理者たるA」である場合、預金の帰属は、「団体」と名義人との実体法上の関係による。例えば、「団体」が民法上の組合であって、Aが業務執行者たる組合員である場合、民法671条・646条により、Aがいったん権利を取得し、これをABに引き渡すことになるから、Bは銀行に対して、直接の権利を有しないことになる（預金は管理者たるAに帰属する）。

(ii) 預金者が「団体」である場合、構成員ABと銀行との債権関係はどのようなものか。

現在の銀行実務上、個人名を伴わない団体名義（「〇〇の会」）の預金は受け付けられていないようなので、この問題が現れるのは、単独の預金が後発的に団体型の預金になった場合である。

そのうち最も典型的で重要なのは、預金の共同相続の問題である。被相続人名義の預金については、当該預金債権は共同相続人の共有になるのか合有になるのか、それとは別の次元で解決すべきことなのか、また、遺産分割の対象となるのかという議論がある⁽⁴⁾。銀行側では、共同相続人全員の同意がないと払戻しに応じないという姿勢であったが、判例は、金銭債権は各相続人に当然に分割帰属するという立場⁽⁵⁾を維持している。近年、払戻しに抑制的な銀行の立場に理解を示す一部の下級審裁判例⁽⁶⁾や、学説⁽⁷⁾もあるが、銀行実務の方では、むしろ払戻しに応じる動きもあるようである⁽⁸⁾。

このような場合、「団体」自体には権利能力がないので、結局は、構成員と銀行との債権関係の問題に帰着する。すなわち、預金の帰属の問題としては、もっぱら、実体法上の判断によることになる。なお、預金債権が遺産分割の対象となる場合⁽⁹⁾は、分割の効果を銀行（債務者）に対抗するためには、対抗要件が必要である⁽¹⁰⁾。

単独の預金が後発的に団体型の預金になる場合としては、このほか、権利能力なき社団AがA1とA2とに分裂した場合、その預金の帰属はどうなるのかという問題もある。これについては、会社分割のような解決方法はないかが検討課題となるが、ここでは問題の指摘に留める。

相続財産たる預金には、被相続人名義の預金のほか、相続財産たる現金や換価金を預け

入れた預金とがありうる。後者については、共同相続人内で、遺産分割前に自己の法定相続分の支払を求めることができるかが争われることはあるが⁽¹¹⁾、銀行との関係でその帰属が争われることは多くない（連名預金の場合には争いとなることがある）。

(iii) 事後的な問題

構成員と銀行との関係は、以上のようにして決まるが、事後的な問題を検討しておこう。

まず、銀行が実体法上の権利者でない者に払戻しをした場合はどうか。預金者が「団体財産の管理者たるA」であるときは、銀行は、名義人Aを預金者として扱えば、債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として、又は、約款により免責されることが多いであろう。

次に、他の構成員が実体的権利を証明して、固有の権利を主張する場合はどうか。預金の共同相続のような後発的な団体の場合は別として、「団体」が名義人に預金を委託をした以上、民法646条により、名義人がいったん預金債権を取得し、あとは、「団体」内での分配の問題となる。ただし、民法646条の解釈として、受任者が委任者の代理人として権利を取得した場合や、受任者と委任者が予め権利移転の合意をしていた場合は、委任者が直ちに権利を取得することがあるといわれる⁽¹²⁾。しかし、この場合も、銀行との関係では、Aを預金者とした以上、困難であると思われる。これに対し、客観説が及びうる場合には、「団体」の構成員は、その権利を主張する余地があると考えたい。

債権者からの差押えについても、これに準じて考えればよいだろう⁽¹³⁾。

3 複数名義の預金の帰属

(1) 複数名義の預金の類型

次に、複数名義の預金（名義が複数人である預金）の帰属を検討する。前述の通り、これには、(イ)各名義人が単独で払戻しを受けることができるものと、(ロ)名義人全員の連名でないと払戻しを受けられないもの（連名預金）がある。

(2) 各名義人が単独で払戻しを受けうるもの

① 共同型

各名義人が単独で払戻しを受けうるものとしては、フランスで夫婦連名預金として用いられる「共同口座 (compte joint)」をその例として挙げることができる。これは夫婦が銀行に対し連帯的に預金債権を有するものである。この預金のメリットは、(イ)各自が小切手取

引(署名)をできること、(ロ)一方が死亡後もなお口座は存続することである。この預金の問題点は、(イ)離婚時に一方が全額を引き出しうること、(ロ)第三者は全額を差し押えることができること(他方は持分を証明して争えるが事実上困難である)、(ハ)かつては、これが相続税逃れに用いられることがあったこと、(ニ)相続税逃れの問題は、1903年の法律が持分を均分と推定することにより抑えられたが、その結果、本来は均分でないときにも資金移動効果が発生することが指摘されている⁽¹⁴⁾。

この預金は、夫婦に連帯債権として帰属する。もっとも、わが国においては、このような預金は用意されていないようである。

② 代理型

わが国において、フランスの共同口座に類似するものとしては、旧三和銀行の家計口座である「ダブルポケット」がある。この預金においては、預金通帳には夫婦の氏名が連記され、配偶者双方にキャッシュカードが発行される。配偶者の双方とも、単独で金銭の出し入れができ、各自の給与の振込口座、公共料金などの自動支払口座としても利用できる。このように、「ダブルポケット」の機能はフランスの共同口座に近いが、その法律構成は異なる。すなわち、「ダブルポケット」の預金契約者は一方配偶者Aのみであり、他方配偶者Bはその代理人と位置づけられている。この方式の問題点としては、(イ)離婚時の一方の全額引出しの可能性、(ロ)預金契約者A死亡後の残存配偶者Bによる預金の払戻しの可否について疑問があることが指摘されている⁽¹⁵⁾。なお、現在では、この預金の新規受け付けはなされていないようである。

このように、「ダブルポケット」は、実は「代理型」であり、本章でいう複数名義の預金ではない。この預金は、預金契約者(名義人)Aに単独で帰属する。

なお、このような預金については、例えば、AB双方ともこれを給与振込口座としている場合など、実体的にはBの分もあるのに、銀行がAに対する債権で全額の相殺をしたり、Aの債権者が全額を差し押えた場合、Bは実体を証明して争えるかという問題がある。これは、「団体型」の預金の問題となる。

(3) 連名でない払戻しを受けられないもの(連名預金)

① 具体的事例

これに対し、連名でない払戻しを受けられない預金(連名預金)はわが国でも存在する(フランスでも、不分割口座 *compte à indivis* がある)。次のような例が挙げられる。すなわち、(イ)永続的な団体の預金として、法人の共同代表や民法上の組合の例、(ロ)分配予定の金銭の保管のための預金として、共同で得た金銭(共有物売却代金、不法行為に基づく

損害賠償金、様々の権利者が存在する不動産の売却代金など)や分割前の相続財産の保管の例、(ハ)他人の金銭を数人で保管する例、(ニ)予約証拠金(AからBに交付されたが、一定の場合にはAに戻されることもありうるもの)の保管の例、(ホ)預金払戻しの監視のための連名の例などである⁽¹⁶⁾。

裁判例もいくつかある。

まず、東京地裁昭和39年6月26日判決(金法382号8頁)は、将来Xに賦課される税金をYが負担するとの契約により、YがX・Y・立会人の3名の名義で銀行に預金し、その後、税額が確定したが、Yが払戻しに協力しないという事例である。判決は、Yは払戻し手続に協力せよというXの請求を認めた。

次に、最高裁昭和62年12月17日判決(金法1189号27頁)はこうである。X(長崎屋)は、Aらが建築予定のショッピングセンターに店舗を開設するため、建物賃貸借予約契約を締結し、予約証拠金1億円を拠出し、XAの連名預金とした。しかし、Aは、建築に着手しないまま倒産した。Xは銀行に払戻しを請求し、他方、Aの債権者YはAの持分として2分の1について預金を差し押えた。高裁判決は、本預金は「最終的な帰属の定まらない預金」であったが、A側の債務不履行によるXの解除により「預金当初に遡ってXへの帰属が確定した」としてXのみを預金者と認定し、最高裁もこれを支持した。

② 連名預金の帰属

連名預金の帰属については、連名預金がABの合有的性質をもつ債権か、Aの単独の債権(又はABの共有的な債権)であって共同払戻し特約が付されているにすぎないかについて争われることがある。前者だと、A又はBの債権者はそれぞれの持分についても差し押えることができないが(民法676条1項)⁽¹⁷⁾、後者だと、Aの債権者は差し押えることができ、Bの債権者はできない。また、前者だと、一方の持分が消滅すると他方の持分がその分増加し、その移動については対抗要件は不要だが、後者だと、AからBへの移転について対抗要件がないと第三者に対抗できないことになる⁽¹⁸⁾。

連名預金の法的性質については、連名預金である以上は原則として合有的性質をもつという見解⁽¹⁹⁾と、必ずしもそうとは限らないという見解⁽²⁰⁾がある。実体的な法律関係を具体的に探究すべきであり、後者の見解が妥当であろう。

合有か共有かの区別については、(イ)組合財産の場合にのみ合有債権となるという考え方⁽²¹⁾と、(ロ)合有関係を生じさせる「共同目的」があるかどうかで区別するという考え方⁽²²⁾がある。(ロ)をとる場合、日本民法典には明文の規定のない「合有」の観念を介することにより差押禁止効を導くことになって不安定であるし、また、仮に、「共同目的」が当事者の合意によって設定できるのだとすると、合有とするという合意さえあれば合有にな

ることになり、名義人全員を単位とする債権者以外の債権者は差し押えることができなくなり、実質的には、当事者の合意によって差押禁止財産を創設することはできないこと⁽²³⁾に抵触する可能性が強い⁽²⁴⁾。これに対し、組合契約として法的性質決定がされる場合には、組合員の債権者は組合から脱退させて持分の払戻請求権を差し押えるという方法が認められる可能性がある⁽²⁵⁾。そうすると、(イ)の方が明確であり、かつ、妥当なのではなからうか。

4 まとめ

本章では、当事者複数の預金について、団体型の預金と複数名義の預金とに区別したうえ、それぞれについて預金の帰属を考えるための分析方法を提示した。

団体型の預金については、「団体アプローチ」と「債権関係アプローチ」の併用が必要である。ここでの問題は、(イ)預金者は誰か(名義人個人か、団体財産の管理者たる自然人か、団体か、第三者か)、(ロ)構成員と銀行との関係はどうかである。(イ)は基本的には、通常の預金者認定と同様の問題であるが、名義上、団体の存在が推認できる場合、その影響がありうる。(ロ)は、団体財産の管理者名義の預金の場合と、預金者が団体である場合とに分けて検討すべきである。団体財産の管理者名義の場合、預金の帰属は、団体と名義人との実体上の関係により定まる。その際、民法646条の適用が問題となる。預金者が団体であるのは、実際には、預金の共同相続のような後発的に発生した団体の場合に絞られる。この場合、預金の帰属は、もっぱら実体法上の判断によることになる。

複数名義の預金には、いくつかの類型があるが、わが国では連名預金が問題となる。とくに第三者との関係が問題となるが、(イ)連名預金であれば原則として合有的性質をもつとみるべきかどうか、(ロ)合有か共有かの区別については、差押禁止効が生じるためには構成員間に組合契約の成立していることが必要か、それとも構成員間又は構成員と銀行との間の合意だけでよいのか、という問題がある。本章の結論は、(イ)については、当然に合有的性質をもつとはいえない、(ロ)については、組合契約の成立が必要であるというものである。

〔注〕

- (1) 実態につき、中田幸子「貯金の名義とその帰属に関する調査研究」専修法学33号(1981)1頁を参照。
- (2) 我妻栄『新訂債権総論』(1964〔使用版は1971年9刷〕)375頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(1992)329頁以下。
- (3) 菅原胞治「連名預金の法的性質と取扱い上の留意点」金法1199号(1988)6頁、10頁、塩崎勤「判批(最判昭和62年12月17日)」金法1214号(1989)17頁、21頁。

- (3a) 本章では、預金の帰属に関する最近の判例（最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁、最判平成15年6月12日判時1828号9頁）と客観説との関係には立ち入らない。潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属」金法1683号39頁、1685号43頁（2003）参照。
- (4) 本間輝雄「§ 896Ⅱ」谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』（1989）7頁、前田庸「預金者の変更と差押・転付」鈴木祿弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻預金取引』（1983）113頁。
- (5) 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁（預金債権の事案ではない）。
- (6) 東京地判平成7年3月17日金法1422号38頁、東京地判平成9年10月20日判タ999号283頁。
- (7) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続——当然分割帰属なのか」タートンヌマン6号（2002）1頁は、共有説に立ちつつ、分割債権の規定（民法427条）を適用するのではなく、準共有の規定（民法264条）を介して、相続法の規定の適用と物権法の共有の規定の準用によるべきであって、銀行の払戻し拒絶は正当化されうるといふ。この見解については、銀行預金以外の金銭債権の処遇との関係がさらに論じられるべきであると考え。森永淑子「遺言による預金の払戻請求をめぐる——近時の裁判例を中心に」福岡大学法学論叢48巻2号（2003）173頁も参照。
- (8) 春日川和夫「判批（最判昭和29年4月8日）」金法1581号（2000）6頁。
- (9) 福岡高決平成8年8月20日判時1596号69頁参照。
- (10) 内田貴『民法Ⅳ』（2002）401頁。
- (11) 現金につき、最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁は否定した。
- (12) 明石三郎「§ 646」幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16)』（1989）243頁。
- (13) 他人名義の預金債権であっても、債務者の責任財産に帰属することを証明すれば、差押えが可能であることにつき、東京高決平成14年5月10日判時1803号33頁、金法1659号55頁参照。実務的観点から本決定に反対する、佐藤歳二「判批」判例評論536号（2003）39頁がある。
- (14) 山口俊夫『フランス債権法』（1986）248頁、野村豊弘「共同口座 (compte joint) について」金融法研究11号（1995）125頁、大村敦志『消費者・家族と法』（1999）124頁（初出：ジュリスト1102号・1103号〔1996〕）。
- (15) 大村・前掲注(14)125頁・128頁・132頁。
- (16) 野田純生「連名預金利用上のチェックポイント」NBL396号（1988）12頁、15頁、鈴木正和「各種の連名預金者の認定と取扱上の留意点」手形研究412号（1988）4頁、5頁以下、菅原・前掲注(3)9頁以下、塩崎・前掲注(3)19頁以下。

- (17)大判昭和6年9月1日新聞3313号9頁参照。
- (18)塩崎・前掲注(3)23頁。
- (19)野田・前掲注(16)15頁。浅沼武「判批(東京地判昭和39年6月26日)」金法392号(1964)25頁、27頁は、合有が最も当事者意思にかなうとしたうえ、効果を緩和し、持分の譲渡・差押転付は可能だが取得者は単独では払戻しを請求できないとする。
- (20)高木多喜男「連名預金の法的性質」金法1229号(1989)5頁、7頁、菅原・前掲注(3)10頁。
- (21)高木・前掲注(20)7頁。浅沼・前掲注(19)26頁は組合の規定の準用から導く。
- (22)菅原・前掲注(3)12頁、塩崎・前掲注(3)22頁。
- (23)債権譲渡禁止特約があっても差押転付ができることにつき、最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁。
- (24)高木・前掲注(20)7頁参照。
- (25)我妻栄『債権各論中巻二』(1962〔使用版は1972年9刷〕)815頁、星野英一『民法概論IV(契約)』(合本新訂5刷、1994)327頁、菅原菊志「§679」鈴木禄弥編『新版注釈民法(17)』(1993)174頁。

第4章 譲渡性預金、貸付信託および無記名債権

1 譲渡性預金

(1) 譲渡性預金の概要

譲渡性預金は、払戻の期限の定めのある預金で譲渡制限のないものと定義され、預金債権は指名債権であるとされている。譲渡性預金は、もともと流通性のある短期金融市場向け商品として構想されたにもかかわらず、その構想は実現せず、指名債権として流通には必ずしも適切でない方法による流通が認められるにすぎない⁽¹⁾。

譲渡の方法としては、指名債権譲渡の方法によるべきものという考え方に立ったうえで、預金は利息とともにのみ譲渡することができ、預金元利金の一部譲渡は禁止されている(譲渡性預金規定ひな型3(1))。譲渡の方法については、銀行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく証書とともに取扱店に提出し、譲渡通知書に押印された印影を譲受後の預金の届出印鑑とすることとして、銀行は証書の譲渡についての確認印を押印して返却するものとされる(ひな型3(2))。この確認印は銀行の異議なき承諾(民法468条2項)としての意味をもつと考えられている。譲渡人に対する抗弁事由があれば証書に記載される。

このような約款所定の方法によらない譲渡の可否が論じられるが、学説では譲渡の方法を約款で制限することの有効性を認めるものが有力である⁽²⁾。

預金の払戻に関して特徴的なのは、預金証書をもって手形交換または代金取立による取立ができるということがある。

(2) 権利帰属と関連する問題

譲渡性預金も指名債権である以上は、預金の帰属に関する問題は記名式定期預金と基本的には同じに考えることができる。とくに当初預金者が他人に譲渡していない段階では、記名式定期預金と問題状況はまったく同じである。

特有の問題がありうるのは譲渡が行われた場合であろう。いくつかの問題が考えられる。

- ① 譲渡があった場合の譲受人の本人確認 銀行とそれまで取引関係のなかった譲受人が現れる可能性があるため、本人を確認する必要がある。本人確認法には特段この場合に関する規定はないが、譲受人についても当然に法定の本人確認をすることになろう⁽³⁾。
- ② 対抗要件による対銀行、対第三者の関係での権利帰属の確定 譲渡は指名債権譲渡の方

法によることになるので、銀行との関係では対抗要件としての通知または承諾により権利帰属者が判定され、第三者との関係では確定日付のある通知または承諾により権利帰属者が判定される。対抗要件について、前述のように、約款が対抗要件についての特約で有効であるとすれば、対抗問題は明確に解決されるが、約款所定の方法以外の民法の規定に基づく対抗要件による対抗要件の充足の方法が排除されていないとすれば対抗要件充足の先後などの問題が生じうる。

このように対抗要件による権利帰属者の判定と、記名式定期預金で問題となることの多い出捐者と名義人の食い違いの問題は別問題である。名義上の譲受人と出捐者とが食い違う場合を記名式定期預金と同様に考えてよいであろうか。流通性を高めるといふ本来の商品開発の狙いからすれば、無記名債権か指図債権とすることが考えられたところであるが、そうはされなかった以上、記名式定期預金と異なって考えることは難しいであろう。ただし、銀行とそれまでに取引関係のない譲受人が現れる場合には、約款所定の手続がとられる場合でも譲受人の背後にある出捐関係を銀行が把握することは当初の預金者以上に困難であることは考えられ、その分払戻や預金担保貸付における銀行の免責の問題が生じた場合に銀行の過失が認められる可能性が事実上は狭まる可能性はあろう。

③ 譲渡に瑕疵がある場合の銀行の免責 当初預金がなされた段階で預入行為者と出捐者と異なる場合において、記名式定期預金に関する判例の考え方が同様に妥当するものとするれば、客観説にしたがい出捐者が預金者ということになる。これを前提とすると、預入行為者が出捐者から権限を与えられていないにもかかわらず無断で他人に預金を譲渡した場合には、無権利者による譲渡ということになり⁽⁴⁾、指名債権の譲渡なのであるから善意取得は成立する余地はなく⁽⁵⁾、譲受人は無権利者ということになるが、この譲受人に対して払戻をした銀行は民法478条の適用により免責されることになるものと思われる。

〔注〕

- (1) 高木多喜男「譲渡可能定期預金証書（CD証書）」鈴木祿也＝竹内昭夫編・金融取引法大系第2巻324頁（有斐閣、1983年）、前田重行「譲渡性預金」遠藤浩ほか編・現代契約法大系第5巻143頁（有斐閣、1984年）。
- (2) ただし、第三者に対する対抗要件にかかる民法467条2項との関係でのみはなお有効性を認めてよいかが問題とされている。この問題についての詳細は、高木・前掲注(1)334頁以下、前田・前掲注(1)154頁以下参照。
- (3) 本人確認法定前の確認手続については、小沢芳己「譲渡性預金の譲渡に関する確認手続等の取扱いについて」手形研究390号19頁（1986年）、神門隆「譲渡性預金の事務取扱手続

および課税上の取扱い」手形研究409号32頁（1988年）。

(4) 高木・前掲注(1)339頁。

(5) 譲渡性預金については善意取得がありえず、また銀行の異議をとどめない承諾があっても善意取得の効果を生ぜしめるものではないことについては、高木・前掲注(1)341頁。預入行為者と譲受人の間でも譲渡に関する契約自体は他人の債権の譲渡にかかる契約として有効であろう。

2 貸付信託

(1) 総説

貸付信託の受益証券には無記名式と記名式とがある（貸付信託法8条）。貸付信託制度創設の本来の狙いからは無記名式受益証券が原則となるべきものであったが、実際には無記名式受益証券は例外的で、記名式受益証券、さらには通帳式が一般化している。無記名式受益証券は無記名証券の性質を有するので、権利帰属の問題は後述の国債等と共通に考えてよい。したがって、ここでは記名式受益証券の場合に即して権利帰属の問題を検討する。

(2) 権利の帰属に関する考え方と銀行の免責の局面

貸付信託法では、受益証券一般について受益権を「表示」するものと規定されているが（貸付信託法2条1項・2項。同法1条では、「化体」という用語も使われている）、記名式受益証券の法的性格については、指名債権としての受益権を表示する債権証券であると解されている⁽⁶⁾。通帳式の場合については、記名式受益証券の不発行の約定があり、受益者が受益証券の発行を請求するまでは通帳に記載するものとする規定が約款におかれている⁽⁷⁾。約款では、受益権の譲渡または質入れについては、信託銀行に通知すべきこととし、信託銀行の承諾を要することが約定されている。

記名式受益証券の性質がこのようなものであるとすれば、権利の帰属の問題についても記名式定期預金と同様に考えればよいということになる。記名式定期預金の場合と異なる点として、期限前の解約はできないこととされ、1年以上を経過したときは記名式の受益証券であっても信託銀行が銀行勘定により時価で買い取ることにしているということがある⁽⁸⁾。しかし、信託総口座では、1年を経過しないときには、受益者は受益権を担保とする貸付を受けることができるものとされ、1年経過後に受益者が債務を履行しなければならないときは信託銀行が買取により、貸付金と買取代金を相殺することが約定されている。

この仕組みのもとで、Xから任されてその妻AがX名義の貸付信託をした後、AがXに無断で

受益権を担保とする貸付を受けたという事案に関して、東京高判平成8年11月28日判タ962号171頁（原審判決・東京地判平成8年4月26日判時1594号104頁）は、定期預金の期限前解約による払戻ないし定期預金を担保とする貸付と同視することができ、貸付について民法478条の類推適用があるとし、記名式受益証券の買取りの法的性質を受益証券の売買であると解してもこの判断を左右するものではないとし⁹⁾、学説もこれに異論はないようである¹⁰⁾。

銀行の免責に関する裁判例の中でやや異色なものとして、東京地判平成6年9月21日判時1537号134頁がある。XがAおよびB（親族でない同居人）名義で信託したが、通信不要届が提出されていた。ところが、Y信託銀行行員がA・Bに対して信託があることを告げ、証書の再発行・改印手続を経て元本・収益金をA・Bに支払った。XがYに対して、自己が受益者であるとして収益金の支払を請求し、Yは免責を主張した。判決は、客観説の考え方から、Xが権利者であるとするが、本件では、免責約款の適用はないし、民法478条の適用はあるがYには過失があったとした。しかし、Xによる払戻請求についても民法418条の類推適用があり、Xの過失割合は3割であるとして7割分の支払請求のみが認められた¹¹⁾。このような部分的な免責は信託であることとの関係で認められているものではなく、このような解決が可能かどうかは預金と共通の問題であろう。

(3) 信託銀行の免責以外の局面に関する裁判例

貸付信託については、上記の銀行の免責が問題となるような事例に関する裁判例のほかにも、若干の裁判例があり、いずれも広い意味では預金の帰属に関わる事例といつてよい。それぞれの問題点は、本報告書の他の部分のテーマに関連するので、ここでは事例を紹介するにとどめる。信託特有の問題があるとなれば、以下の裁判例がそうであるように、受益権の性格について預金債権と同様に金銭債権として扱ってよいかということであるが、これはそれ自体が難問であるので、ここではこれ以上議論しない。以下のうち④については、信託と預金との異同という点が多少議論されているものの、結論としては預金と同様に考えてよいようである。

- ① 出捐者であることを主張する者からの払戻停止要請への対処 東京地判昭和61年11月28日金法1172号47頁は、これに関する。XはY信託銀行に対して、自己名義および甥A名義で信託していたが、満期到来分の償還請求および未到来分の買取請求をした。しかし、Xの夫Bが離婚紛争があること、Xが通帳・印鑑を持ち出したA名義の信託はBに帰属することを説明し、Yに対して支払停止を要請していたため、YはXからの請求を拒否した。その後、YはXに対して支払をしたが、Xは支払拒否による損害（他から金融を受けるために支払った利息など）につき不法行為による損害賠償を請求した。判決は、Xが自己のために信託したので権利はXに帰属するとしたが、Bからの上記要請があった場合に、銀行は調査を

尽くす注意義務を負うとする。ただし、本件では、Yに注意義務違反はなかったとしてXの請求を棄却した⁽¹²⁾。

② 差押債権者との関係 大阪高判昭和58年2月16日判タ496号110頁は、マル優の限度額を超えて非課税の適用を受けるためにXが子A名義で信託していたところ、Aの債権者Yが受益権を差し押さえたため、Xが第三者異議訴訟を提起したという事案である。通帳はXが保管していたが、AはYから融通を受けるに当たって当該貸付信託が自分のものであるかのような言動をしていたという事情がある。YはA名義で信託したことは通謀虚偽表示であるとして、民法94条2項の類推適用があると主張した。判決は、客観説の考え方からXが権利者であるとしたうえ、本来の虚偽表示ではないが、類推適用についても、記名式の受益証券は指名債権を表す証拠証券の性格を有するにすぎないことから受益証券ないし通帳の名義の表示をもって社会生活上ないしは取引上一般的に信託受益金の権利帰属の外形を表示するに足りるほどの価値ある徴憑とまでみることは困難であり、不動産における他人名義の登記等における民法94条2項の類推適用とは同日に論じえないなどとして、本件の事案で民法94条2項の類推適用をすべきではないとした⁽¹³⁾。

③ 受益権の死因贈与と銀行への対抗 東京地判平成3年11月8日金判908号19頁は、Aが内縁の妻X名義で信託したうえ、同日にAはXに死因贈与し、通帳もXが保管していたところ、Aが死亡したが、Y信託銀行はXの権利を否認して払戻を拒絶したという事案に関する。判決は、受益権はAに帰属するが、死因贈与が成立しXが権利者となっており、権利移転につき改めて銀行に対する債権譲渡の対抗要件としての通知は不要であるとして、Xの請求を認容した⁽¹⁴⁾。

④ 受益権を共同相続した相続人の一人による相続分の払戻請求の可否 東京地判平成7年9月14日判時1569号81頁は、AがY信託銀行との間で有していた貸付信託受益権をA死亡によりXらが共同相続した。Xが自己の相続分についてYに払戻請求ができるかどうか争点になり、判決はこれを認めた⁽¹⁵⁾。

[注]

(6) 松本崇・貸付信託法（特別法コンメンタール）35頁、76頁（第一法規、1977年）、三菱信託銀行信託研究会・信託の法務と実務（4訂版）293頁（金融財政事情研究会、2003年）。受益権の性質に関する債権説と物権説等との関係については、松本崇・金判791号46頁以下（1988年）。

(7) 三菱信託・前掲注(6)302頁。

(8) 貸付信託法11条は発行の日から1年以上を経過している場合に限り、受託者は固有財産を

もって時価で受益証券を買い取ることができるものとする。

(9) 類似の事例として、東京地判昭和56年1月29日判時1011号73頁。

(10) 同判決の評釈として、前田庸・ジュリスト846号126頁（1985年）、松本崇・判夕468号46頁（1982年）。信託法9条、22条との関係については、道垣内弘人「最新信託法判例批評(5)」金法1595号46頁（2000年）参照。

(11) 本件については、松本崇・金法1407号4頁（1995年）。

(12) 本判決については、松本崇・金判791号44頁（1988年）。

(13) 本判決については、中舎寛樹・法律時報57巻3号118頁（1985年）。

(14) 本判決については、松本崇・金判924号42頁（1993年）。

(15) 本判決について、道垣内・前掲注(10)51頁は、貸付信託の記名式受益証券は分割が可能とされていることから、受益権は可分債権またはそれに準ずるものとして相続により共同相続人に可分的に帰属するものとする。ただし、約款により分割は1万円単位でしかできないので、1万円未満部分については不可分的に帰属し、償還期の到来により金銭債権となり可分債権として当然に分割されるものとする。

3 無記名債権

(1) 総説

預金のうち無記名型のものとしては無記名定期預金があるが、現在では無記名定期預金の受入れはもはや実務上行われていないところであり、ここでは、預金以外の金融商品で有価証券としての無記名証券に権利が表象されるものを取り上げて当事者にかかわる問題を検討する。

無記名証券に権利が表象されるものとしては、貸付信託の無記名式受益権証券（貸付信託法2条2項、8条。実際にはきわめて例外的である）、金融債（長期信用銀行法11条1項）、国債（国債二関スル法律2条1項）等の公共債等がある。いずれも預金とは法的類型の異なる金融商品であるが、銀行との関係で取引行為を行う者と出捐者とが異なるという預金の当事者の認定に関するのと現象的には同様の問題が生じうる。もっとも、これらの無記名証券が発行される場合には、以下のように有価証券法理により法律関係の処理が行われるので、預金の場合ほど深刻な問題は生じないと思われるし、実際にほとんど議論がない。また、無記名証券が発行される金融商品も実際には保護預りが行われていることが多いと考えられる。この場合の法律関係についてもほとんど議論がない。

(2) 無記名証券が発行される場合の当事者の確定

無記名証券が発行された場合における権利者判定については、有価証券法理によることで異論はないと思われる。有価証券法理によれば、実質的権利と形式的資格が概念上区別され、無記名証券では、証券の所持という形式的資格を有する者が実質的権利者ではないという状態がありうることは当然の前提とされている。実質的権利の所在は、これを争う者の間で出捐関係等すべての事情に基づき判断される。その結果、所持人でない者が実質的権利者とされれば、その証券の権利者＝当事者はその実質的権利者である。

それでも金融取引上問題がないことは、債務者の債務の履行や譲渡等の流通の関係においては権利の存在を高度に推定させる証券の所持という形式的資格に基づいた強度の外観保護が図られるためである。具体的に、債務者(発行者)との関係では、証券の所持という形式的な資格を有する者を権利者として取り扱えば、債務者は容易に免責されることになる。流通に関しても善意取得により強度の取引の安全が図られる。これにより、証券に関して利害関係を有する債務者や譲受人が不利益を受けることは回避される。

ところで、証券の所持という形式的資格を信頼して、弁済をした債務者が免責されることには異論がないが、その法的根拠については議論がないわけではない。というのは、無記名証券の善意弁済に直接関係する免責規定は実定法上はどこにもおかれていないからである。この問題は、無記名証券である持参人払式小切手に関して議論されているところであり、小切手法にこの点の規定はないが、通説は、手形法40条3項の類推適用により振出人は無権利者に対して支払った場合に免責されるものとしている⁽¹⁶⁾。これに対して、少数学説は、明文の規定がないことから民法478条の債権の準占有者に対する弁済の規定による免責しか認められないとする⁽¹⁷⁾。少数説による場合には無記名証券化したことの意味はほとんどなくなるので、手形法40条3項の類推適用があるとするだけでよいと考えられる。

民法上の無記名債権に関しては、民法学説は、債務者の免責について指図債権に関する民法470条を類推適用するという考え方が支配的である⁽¹⁸⁾。しかし、後述のように、金銭の支払を目的とする無記名証券の善意取得については小切手と同様の特則があるので、債務者の免責についても、手形法40条3項を類推適用するという考え方がとられるべきであろう。

ところで、以上の免責は、債務者が履行期に弁済をすることが当然の前提となっている。もっとも、小切手については常に一覧払いで支払は常に履行期における弁済となるが、償還期の定められている無記名証券については償還期前に銀行が償還と経済的には近似する買取を行うことがあるので、その場合にやはり手形法40条3項の類推適用等により免責されるかが問題となる。たとえば、貸付信託については、満期前の解約は認められないが、信託銀行は買取をすることができるとされ(貸付信託法11条)、これに基づく買取の形式による払戻が行われている。この場合、法形式に即していえば、これは有価証券の売買であるから、無権利者を権利者として取り扱った

信託銀行は、善意取得の要件（商法 519 条・小切手法 21 条）にしたがって保護されることになりそうである⁽¹⁹⁾。しかし、約款上は買取の請求があれば信託銀行は義務として買い取ることとされているので、やはり満期における償還と同様の要件で免責を認めてよいかもしれない。

(3) 保護預りの場合

無記名証券が発行される金融商品でも保護預りにより銀行が保管している場合が少なくない。保護預り規定（国債等公共債）ひな型に即してこれをみると⁽²⁰⁾、この場合には、顧客の氏名・住所および届出印が届け出られることになるので、記名式の預金取引と実質的には類似した状況となる。このことと、無記名証券の法律関係はどのような関係に立つか。なお、保護預りの法的性格は混蔵保管であるとされている。

たとえば、甲に実質的権利のある国債証券について乙が乙名義で保護預り契約を締結したとする。

甲が実質的権利を有する以上は、甲が権利者であることは明らかであるが、無記名証券の権利の所在と保護預り契約とは別の契約であると思われる。そうであるとする、証券についての実質的な権利の所在とは関係なく、銀行としては保護預り契約は名義人である乙との間の契約であり（物の寄託契約について他人名義の預金にかかる客観説のごとき考え方はとられていないと思われる）、乙に対して証券を返還すべきであると考えられる。銀行としては、実質関係から甲が権利者であることを知っていたとしても、返還すべき相手方は乙であって、この場合にはそもそも無権利者に対する返還で民法 478 条により免責されるという問題ではない。ただし、乙が保護預り契約を締結したことにより甲が実質的権利を喪失するわけではなく（甲の証券に対する権利は混蔵保管にかかる証券全体に対する共有持分権の形に変形することになる）、甲は乙との関係では甲が権利者であることを判決等により証明することにより銀行に対して証券の返還を請求することができるのではないかと考えられる。

(4) 総合口座取引の場合

総合口座取引では、定期預金のほかに保護預りされた国債等を担保とする自動的な当座貸越が行われるものとされている。保護預りに関しては、上記の公共債にかかる保護預り規定が別途約定される。

定期預金を担保とする貸付に関しては、担保として質権が設定されたものとされるが、銀行は相殺による回収を予定しており、この貸付から相殺のプロセスに関して民法 478 条の類推適用を認めている。これに対して、国債等を担保とする貸付に関しては、国債は貸越金の担保として差し入れられること、回収のため、銀行は一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処

分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済に充てることができるという、任意処分権を有する旨の約定がなされ、また、銀行は、事前に通知のうえ、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、国債を取得することができるという約定もなされている（総合口座取引規定ひな型7(1)、14(1)）。

このような仕組みのもとで、仮に上記のような実質的権利者は甲である国債を乙名義の総合口座で保護預りとした場合において（総合口座の預金についても出捐者は甲であるとする）、乙が当座貸越を受けたときにはどのような法律関係になるか。国債についての担保は、定期預金とは異なり、質権とは限定されず「担保」とされ質権か譲渡担保かは特定されていない⁽²¹⁾。しかし、どちらであるにせよ、実質的な権利者と口座の名義人が合致している場合には、保護預りされている証券について簡易な引渡があるものとして質権ないし譲渡担保権の効力要件・第三者対抗要件はみたされていると考えられる。そこで、実質的権利者が甲、口座名義人が乙というような食い違いのある例を考えれば、乙による担保設定は無権利者によるものであるが、銀行としては善意取得により担保権を取得するということになるであろう（前述のように、保護預り契約については当事者は乙であると考えべきであるが、乙が甲から処分権を付与されていない限りでは、やはり乙による担保設定は無権利者による担保設定であろう）。したがって、銀行が貸付金を任意処分権により回収することができるかどうかは、貸越時点で担保権を善意取得していたかどうかにかかるとあり、それが肯定される限りでは任意処分権は当然に行使できることになる。

〔注〕

(16) 大隅健一郎＝河本一郎・注釈手形法・小切手法518頁（有斐閣、1977年）。ここでの免責の意義は、支払を振出人の計算に帰せしめることができるという意味である。

(17) 小橋一郎・手形法・小切手法327頁（成文堂、1995年）。

(18) 我妻栄・新訂債権総論563頁（岩波書店、1964年）、奥田昌道・債権総論（増補版）466頁（悠々社、1992年）、淡路剛久・債権総論497頁（有斐閣、2002年）。

(19) 無記名式の投資信託受益証券の善意取得については、商法519条・小切手法21条の適用があるとされる。東京地判昭和34年10月12日下民集10巻10号2153頁、福岡高決昭和38年5月30日下民集14巻5号1061頁、東京地判昭和45年12月17日判時629号69頁。したがって、民法192条、193条の適用はない。

(20) 高田輝男「国債等公共債の保護預り規定ひな型の制定」金法1014号31頁（1983年）参照。

(21) 大平正＝清水道恭「新総合口座の概要と規定の解説」金法1091号6頁（1985年）、松村英二夫「総合口座取引規定ひな型の改正について」金法1231号6頁（1989年）。

第5章 いわゆる誤振込における預金の帰属等について

序

銀行が実務上直面する預金の帰属の問題として、いわゆる誤振込等により振り込まれた資金の帰属者の問題がある。果して受取人の預金として扱ってよいものか、或いは振込依頼人の資金なり仕向銀行なりの資金として扱うべきか、それとも振込依頼人が本来振込先として考えていた者の資金として扱うべきか、といったことが問題になる。もっともこれは通常は、被仕向銀行が受信した支払指図に誤って受取人として表示されていた者の預金として成立するかという、預金の成立の問題として扱われることが多い。しかし学説の中には、誤振込による預金は振込依頼人の被仕向銀行に対する預金として成立するという説もある⁽¹⁾。預金の帰属の問題と捉えることもできるわけである。そこで本稿においては、これを広義の預金の帰属の問題と捉えて、実務としてはこの問題に如何にアプローチすべきか、立法論としては如何に考えるべきかを検討したい。

(注)

(1) 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力(上)」銀行法務515号(平成8年)26頁・27頁。

1 判例

(1) 振込依頼人の錯誤等

振込依頼人の振込委託に錯誤、詐欺、強迫、偽造等の瑕疵があった場合、又はその原因関係や資金関係に瑕疵があった場合、それが受取人の被仕向銀行に対する振込金支払請求権にいかなる影響を与えるかに関する我が国の判例として、以下のようなものがある。

① 名古屋高判昭和51年1月28日金法795号44頁

A社は、Y銀行本店に依頼して、同行甲支店の取引先「豊和工業」へ2900万円の振込依頼を行ったが、誤って受取人の名称を「豊和産業」と表示したため、為替オンラインによって甲支店が受信した受取人の名称は「ホウワサンギョウ」と表示されていた。甲支店では「朋和産業」に振込依頼があったものと誤解して、同社の口座に入金記帳し、入金案内を発送した。本店からの通知で誤りと知った甲支店は、その旨を朋和産業に通知するとともに、改めて豊和工業に入金案内をしたが、その日に、Xの朋和産業預金の債権差押・転付命令が、Y銀行甲支店に送達された。XがYに対し転付を受けた預金の支払を請求した。

請求（控訴）棄却「……約款上の受入れ承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を当然の前提としているものと解され、右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思があると認めることはできない。……それゆえ、Y銀行甲支店と朋和産業株式会社との間に消費寄託契約の合意はなく、同社はX主張の如き預金債権を取得するに由ない。……」

② 鹿児島地判平成元年11月27日判タ718号124頁

X社が過誤により、M銀行におけるAの口座に振込むつもりでY銀行におけるBの口座番号を指定して振込依頼をした。Yは、誤ってBの口座に入金記帳された振込金と、自らのBに対する貸金債権を相殺した。XはYを被告に不当利得に当たるとして振込金の返還を求めた。

判決は、Y銀行に対して上記振込金をXに支払うよう命じた。理由は、次のようなものである。「振込における受取人と被仕向銀行との法律関係は、その預金契約により、あらかじめ包括的に、被仕向銀行が為替による振込金の受入れを承諾し、その受入れの都度、当該振込金を、受取人のため、その預金口座に入金し、かつ受取人もその入金を受入れを承諾して預金債権を成立させる、準委任契約と消費寄託契約の複合的契約であるといえるところ、当事者双方の合理的な意志からして、右の事前の包括的な消費寄託契約の意思表示は、無限定のものではなく、客観的に実質上正当な振込金の受取人と指定されるべき、取引上の原因関係の存在を前提としているものと解するべきであり、従って、いわゆる誤振込金については、右の事前の包括的な意思表示には含まれず、その預金債権とはならないものといわなければならない。」「本件にあっては、XとBの間には、Bにおいて、本件振込金を受領すべき取引上の原因関係のないことがあきらかであるから、Y銀行において、本件振込金をBの預金口座に入金処理しただけでは、それがBの預金債権となるものではなかったといふべきである。」「被仕向銀行が、誤振込が原因で受取人のために払戻しその他現実の出捐をしたとしても、それが預金債権が真正に成立したものと誤信してなされたものであれば、被仕向銀行は、振込依頼人に対し、利得の現存する限度、すなわち出捐分を差し引いた限度で返還義務を負うに過ぎないと解されるから、前記解釈は、現行実務の中にあっても被仕向銀行の保護に何ら欠けるものではない。」

③ 東京地判平成2年10月25日判時1388号80頁

Xは、M銀行における株式会社東辰（A）の口座に振り込むつもりで誤ってN銀行における株式会社透信（B）の口座に振り込む手続をN銀行に対してしてしまった。Yはこの振り込まれた預金債権に対し強制執行をした。これに対しXが第三者異議の訴えを提起した事件の第一審判決である。判決は、受取人と被仕向銀行が、預金債権を成立させることにつき事

前に合意しているものは、受取人との間で取引上の原因関係ある者の振込依頼に基づき仕向銀行から振り込まれてきた振込金等に限られると判示して、Yが行った強制執行は許さない旨判断した。

③' 東京高判平成3年11月28日判時1414号51頁

③の控訴審判決である。次のように判示して被告Yの控訴を棄却した。即ち、振込依頼の錯誤無効について、「XはN銀行に対し、Aに賃料等を送金する意志で誤ってBへの送金手続を依頼したものであるから、Xの振込依頼には要素の錯誤があった」としながらも、Xに重大な過失があるとして、Xの錯誤の主張は認めなかった。しかし原因関係不存在による預金債権の不成立について、「振込金について銀行が受取人の預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と銀行との間で締結されている預金取引契約に基づくものである。振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とすると解するのが相当である。この点は、他銀行にある受取人口座への振込の場合であると、本件のように同一銀行他店舗にある受取人口座への振込の場合であることによって、異なるところはない。もっとも、現代における振込は、現金に代わる簡単な支払方法として日常的に大量かつ迅速に行われているから、原因関係を欠くとされる場合を広く認めるときは、振込取引の機能を損なうおそれがある。しかし、本件の振込は、前記のとおり、明白、形式的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされたBのために預金債権が成立するとすることは、著しく公平の観念に反するものであり、通常の預金取引契約の合理的解釈とはいいがたい。したがって、他の特別の事情の認められない本件においては、BのN銀行に対する本件預金債権は成立していないというべきである。」

③'' 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁

③、③'の上告審判決である。最高裁は次のように判示して、③'判決を破棄し、Xの請求棄却を自ら判決した。「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。ただし、前記普通預金規定には、……受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動

する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできない。

以上のように下級審判例は、振込依頼人の錯誤により誤った受取人の口座への振込がなされたという誤振込の事件につき、被仕向銀行と受取人間の契約においては、振込による入金を受入承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される振込依頼人と受取人の間の取引上の原因関係の存在を当然の前提としており、誤振込金は預金債権とはならないということで固まりつつあった。しかし③の最高裁の破棄自判判決によって、振込の原因関係が存在しても受取人は振込金額相当の預金債権を取得し、振込依頼人は受取人に対し同額の不当利得返還請求権を有するだけであるということに、大きく転換したわけである。このような立場は以後の下級審判例に引き継がれ、窃取されたキャッシュカードによる振込の受取人が被仕向銀行に対する預金債権を取得するかという問題についても、最近次のような注目すべき判決がなされた。

- ④ 東京地判平成14年6月27日金法1667号96頁。平成12年11月20日頃、Xが有しているA銀行発行のキャッシュカードが何者かに盗取され、同日、当該カードを利用して、L銀行甲支店にあるXの預金口座からY銀行乙支店にあるAの口座に1600万円が複数回に分けて振り込まれ、同日から23日にかけてほぼ同金額がA T Mを通じて100万円程度ずつ複数回に分けて払い戻された。11月20日午後1時頃、乙支店に警察官から「本日、他行さんのカードなのですが、盗難カードを使って、1600万円を貴店にある普通預金〔略〕A名義の口座へ振込みをしているようなので、その口座の調査を行いたい。」と電話連絡を受け、乙支店では当該振込の事実を確認したため、乙支店から警察に電話をしたところ、警察官から、「本日、盗難カードを使い、貴店にある口座に振込みをおこなっているようなので、その預金の口座を調べたい。明日、伺うので、その口座の印鑑票写し、異動明細を用意してほしい。」との依頼があったが、それ以外には何らの説明もなく、当該口座の払戻しの停止等の依頼もなかった。11月21日に警察官が乙支店に来てそれらの資料を受け取ったが、他に何ら説明もなく、当該口座の払戻しの停止依頼もなかった。XがYを被告に、次のような主張をして1600万円等の支払を請求したのが、この事件である。即ちXの主張によれば、預金口座に振り込まれた金員が盗取されたものであることを知った場合には、事実関係が明らかになる

までその口座の払戻しを停止するか、払戻しを請求する者について、正当な権限を有するか否かを確認すべき信義則上の義務がある。Yは、警察から盗取されたカードを利用して本件口座に1600万円が振り込まれたとの連絡を受けていたにもかかわらず、本件口座の払戻しの停止等の措置を取らず、しかも払戻請求者が正当な権限を有するか否かの確認もせずに払戻しに応じたのは、過失がある。しかし④判決は、次のように判示してXの請求を棄却した。

「普通預金口座に振り込まれた金員の正当な権利者の権利を保護すべき義務が一般的に銀行に課せられているとすると、大量かつ迅速に行われるべき普通預金取引の迅速性・利便性を害し、銀行業務に過度の負担を強いることとなるから、銀行の行為によって、正当な権利者の権利が侵害される切迫した状況があり、それが侵害された場合にはその回復を図ることが著しく困難である上、銀行がこれらを知悉しているなどの特段の事情があれば格別、そのような事情のない限り、銀行が一般的に上記義務を負担していると解するのは相当でない。

……本件窃盗被疑事件と本件口座の預金者ないし払戻者との関係は必ずしも明らかでないから、Yが本件口座の払戻しをしたことによって侵害されるXの権利は、本件口座の預金者ないし払戻者に対する不当利得返還請求権に止まることになる。

……Yが警察からの電話連絡や本件照会書の記載等から知り得た事実、……窃盗被疑事件が発生し、同事件につき警察に被害申告がなされたこと、同被害申告にかかる被害品の中にX名義の本件カードが存在し、本件カードを利用して、本件口座に金員が振り込まれたこと、同窃盗被疑事件について警察の捜査が開始されたことなどの事実に限られ、これらの事実以外に警察等からは何らの説明もなく、本件口座から振込金額のほとんどが払い戻されるまでに、X又は警察から払戻しの停止等の依頼はもとより、問い合わせなども一切なかったことが認められる。

したがって、Yは、……本件口座に振り込まれた金員が、……本件カードを利用して窃取等された……可能性があるとの疑いを抱いたに止まり、それを超えて……本件窃盗被疑事件と本件口座の預金者ないし払戻者との関係まで認識し得たということはできないから、本件口座の払戻しをした時点において、Yが、Xの不当利得返還請求権が侵害される切迫した状況があり、それが侵害された場合にはその回復を図ることが著しく困難であるとの事実を知り得たと認めることはできない……

さらに振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立すると解すべきである（③”判決を引用）ところ、本件……1600万円の金員について、公序良俗に反するなどの理由で普通預金契約そのものが無効とされるような事情も窺われないから、……同額の普通預金契約が成立したものと解する……

またYは、……本件窃盗被疑事件と本件口座の預金者ないし払戻請求者との関係については、何ら知り得なかったのであるから、普通預金契約上、預金者による正当な払戻請求があった……場合に、Yには、同払戻しに応ずる民法上の義務があり、その支払を拒否することはできなかったというべきである。」

④ 東京高判平成14年11月28日金法1667号94頁④の控訴審判決である。次のような理由を補足したうえで、④判決を引用してXの控訴を棄却した。即ち、「本件においては、……犯人はもとより犯人と本件口座の預金者との関係も判明しておらず、しかも、警察やL銀行ないしXから本件口座の払戻しの停止等の要請もなかったのであるから、このような段階において、Yが契約関係にある本件口座の預金者につき払戻しの停止(ATMによる払戻しの停止)等の措置を採り、契約関係にない第三者(振込銀行の預金者であるX)の権利を保護すべき義務を負うものと解することはできない。……ATMによる払戻すが犯罪に利用される危険があるからといって、銀行が一般的にATMを利用した犯罪を阻止する注意義務があるとまでいうことはできない。」

(2) 仕向銀行・仲介銀行の錯誤等

仕向銀行や仲介銀行が送信する支払指図(振込指図)についても、錯誤等の意思表示に関する瑕疵があった事件がかなりある。例えば、以下のような事件である。

- ⑤ 東京高判昭和62年10月28日判時1260号15頁。仲介銀行が振込先口座を誤って支払指図を送信したため、誤った口座に振込がなされた⁽¹⁾。
- ⑥ 昭和63年8月29日に、相互銀行が、振込依頼のあった他の金融機関における1400の個人・法人口座に、12億8000万円を二重に振り込んだ。数十万円を残して回収した⁽²⁾。
- ⑦ 平成3年11月21日に地方銀行が、40社、4000人分、十数億円の給与を二重振込した。既にカードで60件が引き出されていた⁽³⁾。
- ⑧ 平成3年11月26日に地方銀行が、8人分の給与を二重振込したが回収した⁽⁴⁾。

仕向銀行・仲介銀行の振込指図に錯誤といった瑕疵があったために、誤った受取人の口座に振込が行われるという誤振込がなされた場合についても、誤って振り込まれた受取人が振込金の預金債権を被仕向銀行に対し有効に取得するかということが問題になるが、平成8年最高裁判決以前から下級審を含め判例は、受取人の被仕向銀行に対する振込金支払請求権が有効に成立することを前提にしてきた。即ち、以下のような判例がある。

- ⑨ 東京地判平成5年3月5日判時1508号132頁

仕向銀行Xは、AからM信用金庫におけるYの口座への先日付の振込委託を受けた。振込実行日より前にAが振込委託を撤回したのにもかかわらず、Xはこれを看過して振込を実行

した。Xは振込の貸方記帳が行われた後にMに対し組戻の依頼を送信したが、振込金の返還はなされなかった。そこでXがYを被告に振込金の不当利得返還請求を行った事件である。

この事件においてAとYの間の対価関係に瑕疵はなく、XとAの間の補償関係に瑕疵があるだけだというYの主張を受けて、判決は次のような判示を行っている。即ち、振込依頼人と受取人の間の対価関係は存在する場合でも、振込委託が撤回され、Xの振込送金が振込依頼人であるAの意思に反することが明らかであるときには、債務者の意思に反する第三者弁済（民法474条2項）に当たり、弁済としての効力は生じず、振込依頼人の受取人に対する（原因）債務は消滅せず、受取人において振込入金された給付を保持する根拠はないから、給付関係に法律上の原因がなく、不当利得関係は、仕向銀行と振込依頼人との間で問題とすべきではなく、給付関係当事者である仕向銀行と受取人との間で処理されるべきものであるとして、XのYに対する不当利得返還請求を認めた。

これは受取人Yの被仕向銀行Mに対する預金債権の成立を前提にした判決と言えよう。同預金債権が成立していなければ、Yの不当利得も存在しないことになるからである。

⑩ 岡山地判平成5年8月27日金法1371号83頁

振込の被仕向銀行であるX信用金庫が、受取人Bの口座に振込金を貸方記帳した後に、仕向銀行のY銀行は、振込依頼人Aが振込資金の提供をしなかったために、Xに対し組戻依頼を行った。Xはそれに応じてBの承諾を得ることなく組戻に応じ、振込金をYに返還した。XがYに対し振込金の返還を求めた事件である。判決は次のように判示して、Xの請求を棄却した。「振込金額……が入金記帳された時点において、BのXに対する預金債権が成立した……振込依頼人が仕向銀行に対しその資金を提供しなかったことをもって、仕向銀行は、振込通知にしたがって入金記帳した被仕向銀行及び受取人に対し、預金債権の不成立を主張することはできない……本件における振込の組戻しは、受取人であるBの承諾を得たうえでなければ許されなかった……しかしながら、XはYの組戻しの依頼を承諾し、組戻し手続を完了した……本件においては、XはYに対し、右組戻しの無効を主張して、組戻金額をもって不当利得であると言うことはできない。……右組戻しを無効ということはできないのである。……入金記帳後の組戻しについて受取人の承諾を得ることなくこれに応じたことは重大な過失に基づくものというべきであるから、錯誤無効も理由がない。」

同じように誤った組戻しにおいて、組戻しにより当初の振込依頼人の預金債権が有効に成立することを認めた次の判例がある。

⑪ 名古屋高判平成9年10月30日金法1514号70頁

A会社は破産することを計画し、Y銀行に口座を開設し、同口座に資金を集中し始めた。M銀行から当座預金残高が手形支払資金に不足する旨の連絡を受けながらも、Mにおける普

通預金口座の大部分の資金をY普通預金口座へ振込送金した。Mはこれを過誤と推察し、Aの責任者の承諾を得られないままYに組戻しを依頼し、Yも確認しないままこれに応じた。Mの普通預金口座に組み戻された振込金の多くは、当座預金に振り替えられて手形の決済に使用された。Aはその後破産し、破産管財人がYに対し振り込まれたはずの資金の払戻請求を行った事件である。

一審判決は、信義則上顧客に危険を連絡し不渡事故を回避することは顧客の意思又は利益に反すべき事情があるなどの特段の事情がない限り当座預金取引契約の趣旨に沿うと述べて、Xが組戻の無効を主張し払戻請求を行うことは許されないとして、Xの請求を棄却した。これに対しXが控訴したのが本件判決である。本判決は、Xの信義則違反が認められないとした上で、Aの承諾なしに組戻をすることは特段の事情がない限り、当座預金の本旨に従ったものということではできないとして、AのYへの振込送金額からBがXに返還した口座残額の相殺した額の支払をYに命じた。

⑩ 最判平成12年3月9日金商1088号8頁

⑩の上告審判決である。最高裁はXの請求が信義則に反する旨のYの主張を却けたが、次のように判示して⑩判決を変更した。「本件組戻しは、AがYに対して本件預金を取得した後、Aの承諾なしに本件預金の払戻し及び払戻しに係る金員のMへの送金をしたものであるから、本件組戻しによって本件預金が消滅するいわれはない……本件組戻しはAの承諾を得ることなく行われたものであるから、Y……からM……に送金された金員は、Yの出捐によるものと見るほかないところ、右同額の普通預金債権を取得したことにより、AはYの損失において法律上の原因なしに同額の利得をしたものというべきである……利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者において主張立証すべきところ、Xは、……主張立証をしていない」として、MにおけるAの口座に組戻された金額から手形決済額を除いた金額(⑩が相殺を認めたXに返還した額より多い金額)の相殺を認めて、Xへの支払認容額を減額した。

以上のように仕向銀行が誤った振込なり組戻を行った場合については、誤った振込なり組戻しにより振込金につき有効に受取人なり当初の振込依頼人の預金債権が成立するという立場を、判例は一貫して採ってきたと言えよう。但し、刑事判決においては、仕向銀行の錯誤による誤振込によっては、受取人とされた者が預金債権を取得しないことを前提とした判決がある。次のような判決である。

⑪ 東京高判平成6年9月12日判時1545号113頁

仕向銀行の錯誤により振り込まれた誤振込の預金をカードで引き出した受取人に、現金窃盗罪の成立を認めた。これは受取人がそのような場合に被仕向銀行に対する預金債権を取得

しないことを前提としていると言えよう。

(3) 被仕向銀行の錯誤

被仕向銀行の過失等が問題になった事件は多いが、被仕向銀行の錯誤による振込の入金記帳が問題になった事件としては、まず先の①判決がある。これは、振込依頼人に錯誤があるとともに、被仕向銀行にも錯誤があった事件とみることもできよう。その他、被仕向銀行が承諾した支払指図を適切に執行しなかったことが問題になっている事件において、被仕向銀行が支払指図の指図内容につき錯誤があったとも見うる事件がある。

⑬ 東京地判平成5・7・29金商932号20頁。

受取人と預金の種類及び口座番号が同一で預金名義が類似する口座に振込を行った被仕向銀行に対して、振込依頼人が債務不履行ないし不法行為による損害賠償を求めたが、被仕向銀行の取扱が正当であったとして、請求は認められなかった。これも被仕向銀行による支払指図の内容の錯誤が問題になった事件と見ることができよう。

⑭ 最判平成6年1月20日金法1383号37頁。

この判決は、被仕向銀行が自分が受け取った支払指図の指図内容を誤解した事件とも見うる事件であった。しかしいずれの判決も、受取人が有効に預金債権を取得することになるか否かについては触れていないため、この問題に関する判例の立場は不明である。

[注]

- (1) 岩原紳作「電子資金移動（EFT）および振込・振替取引に関する立法の必要性（4）」ジュリスト1086号（平成8年）80頁・81頁参照。
- (2) 読売新聞・産経新聞（昭和63年8月31日）（金融情報システム63号（平成元年）22頁による）。
- (3) 読売新聞（平成3年11月21日）、ニッキン（平成3年12月13日）（金融情報システム122号（平成5年）56頁による）。
- (4) ニッキン（平成3年12月13日）（金融情報システム122号（平成5年）56頁による）。

2 学説

(1) 錯誤アプローチ

学説においては当初、誤振込の場合の受取人の権利の問題は、振込依頼人による仕向銀行に対する振込委託の意思表示の錯誤が受取人の権利に与える問題として論じられた⁽¹⁾。振込委託において受取人の指定を誤った場合、それが要素の錯誤に当たることは、ほぼ異論がない。ただ表意

者に重過失があるのではないかが問題になるが、相手方その他第三者の信頼を保護する必要が少ない場合には、表意者に過失があっても重過失とはせず表意者を保護すべきだとする最近の有力説に従い、受取人に対する関係でも、錯誤無効を理由に振込依頼人を保護できないか、受取人の権利を否定できないかを問うわけである（以下、森田宏樹教授に倣って「錯誤アプローチ」と呼ぶ）⁽²⁾。

しかし振込依頼人の振込委託の錯誤無効は、仕向銀行との間の振込依頼契約に関し主張できることであって、それから直ちに受取人と被仕向銀行の関係においても、振込金の預金契約の成立を否定できるわけではない。そこで、振込依頼契約が無効になれば、その履行行為たる仕向銀行から被仕向銀行への委任事務処理も無効になり、それに基づく被仕向銀行から受取人への委任事務処理たる被仕向銀行と預金者の間の預金（消費寄託）契約も成立しないという説⁽³⁾、被仕向銀行は振込依頼人から仕向銀行になされた振込の委任の復委任を受けた関係に立つことを理由に、振込依頼人は錯誤無効の効果を被仕向銀行に対しても主張しうるとする説⁽⁴⁾、我が国においては有因主義が採られていることを理由に、振込委託に無効・取消の瑕疵があれば、それを前提とする受取人の権利等も否定されるとする説⁽⁵⁾、等が唱えられている。

しかしこれらの説に対しては実務家を中心として批判があり、いずれの説も必ずしも一般的な支持を得るに至っているわけではない。特に有力なのは、仕向銀行が行う為替通知は、被仕向銀行との関係では、あくまで仕向銀行が自己の名義で行う行為であり、振込依頼契約が振込委託の意思表示が錯誤により無効であったとしても、それとは別個独立の行為である振込委託の実行行為の有効性を否定する理由にはならず、仕向銀行の行った為替通知それ自体の有効性は損なわれない、といった批判である⁽⁶⁾。その他、ドイツに倣って、被仕向銀行の貸方記帳行為により無因の預金債権が発生するとして（抽象的支払請求権）、受取人の預金債権は常に有効に成立するという立場からの批判等もある⁽⁷⁾。

（２）契約解釈アプローチ

このような中で1(1)の①～③'の下級審判例は、そのような問題のある錯誤アプローチを採らず、受取人と被仕向銀行の間の預金契約の解釈として、振込依頼人と受取人との原因関係の存在が預金債権成立の前提となっていると考え、原因関係の不存在を理由に受取人の預金債権の成立を否定する立場を採った。学説の間でも①～③'の判例の影響を受けて、誤振込の問題を被仕向銀行と受取人との間の契約の解釈問題と考える説が有力になっていた（以下、森田宏樹教授に倣って「契約解釈アプローチ」と呼ぶ）⁽⁸⁾。

契約解釈アプローチを採る説においても、考え方は大きく二つに分かれている。銀行実務家を中心に、原因債権が不存在であっても、受取人の預金債権が否定されることはない、という説も

有力である⁽⁹⁾。理由付けとしては、当事者の意思として取引関係上の原因関係を欠く振込金が預金契約の対象外になっているとは言えないとか⁽¹⁰⁾、預金債権の成否という被仕向銀行と受取人の関係が振込依頼人と受取人の間の原因関係によって影響されるべきでない⁽¹¹⁾、といったことが主張されている。しかし実質的理由は、原因債権の有効性によって受取人の預金債権の効力が左右されることになると、被仕向銀行・仲介銀行・仕向銀行等の振込委託執行義務も原因債権の有効性にかかることになるため、彼等銀行としては、原因債権の有効性を判断しなければならなくなるが、銀行にとってその判断は困難であり、そのような判断のリスクを負わされるべきではないということにあると思われる。振込依頼人と受取人の間の原因関係上の争いに巻き込まれることを恐れたわけである。例えば被仕向銀行が、振込依頼人から仕向銀行を通じる等して、原因関係の無効・取消・解除を理由に、振込金の受取人口座への貸方記帳の取止めや取消、振込金の払出の停止等の申し出を受けた場合、申出に応じるべきか否かのリスクを負担することや手間を嫌ったわけである。そのようになると、振込取引の手段性・大量性・低廉性が阻害されるという。振込委託に従っただけの銀行が、振込依頼人から不当利得返還請求されたりして争いに巻き込まれるのは不合理であり、貸方記帳により振込は完結することとして、以後は原因関係上の紛議は振込依頼人と受取人の間で解決すべきだと主張する⁽¹²⁾。前述したように、このような考えを押し進めて、ドイツにおける判例・学説に倣い、貸方記帳はそれ自体により抽象的支払請求権たる預金債権を発生させると説く説もある⁽¹³⁾。

しかし③”判決が出るまでは、学説の多くは⁽¹⁴⁾、①～③’の下級審判例を支持し、原因関係が不存在の場合、受取人の預金債権は成立しないという考えを採っていた。これは何よりも、①～③におけるように、錯誤により無関係な受取人の口座に誤振込をしてしまった振込依頼人と、その結果棚ぼた式に貸方記帳された受取人の預金債権に対する差押債権者や相殺を行った反対債権者(被仕向銀行)を比較すれば、前者の方が保護されるべきであるという各事案における価値判断が大きかったと思われる⁽¹⁵⁾。預金債権が成立するとすれば、振込依頼人の犠牲がその手違いと比べ過大になると指摘される⁽¹⁶⁾。他方、原因関係のない受取人は、たまたま自分の口座に貸方記帳されても、それを信頼することはないとされる⁽¹⁷⁾。その債権者は、債務者たる受取人の立場に従うことになろう。また誤振込の受取人に預金を払い戻した被仕向銀行は、払戻につき民法478条や預金契約上の免責規定によって保護されている⁽¹⁸⁾。受取人に比べ被仕向銀行の方が、誰が誤った振込依頼を行ったか調査しやすく、その者に対する不当利得返還による後始末をより少ない負担でなしうる⁽¹⁹⁾。受取人が無資力のときの危険の負担は、その債権者が負うべきであって、振込依頼人にその過失を理由に転嫁すべきではない⁽²⁰⁾。また、平成7年の普通預金規定・当座勘定規定の改正により、仕向銀行に錯誤がある場合には、受取人の承諾なくして被仕向銀行が受取人口座への貸方記帳を取り消すことが認められたこととのアンバランスも、指摘されている⁽²¹⁾。

一般論としては次のような主張が行われている。理論的には、振込は依頼人と受取人の間のなんらかの原因関係に基づく資金決済のための手段にすぎず、原因関係から完全に切り離して考えることはできない。被仕向銀行としては、誤って指定された受取人の貸方記帳をもって受取人との預金を成立させる意思を持っているか疑問であり、受取人にとっても、全く関係ない第三者からの振込であることが明らかな場合にも、自己の資金として受け入れるものと考えられない。出捐者を預金者と認めるのが確定判例理論であるが、誤って受取人とされた者を預金の出捐者と認めることはできない。預金成立の要件たる要物性を満たすかについても疑問がある⁽²²⁾。これに関連して、誤振込の場合に受取人ではなく出捐者たる振込依頼人が預金者になると解すべきだという主張もある⁽²³⁾。

なお、これらの説においても、③'判決に倣って、明白、形式的な手違いによる誤振込の場合にのみ例外的に預金債権が成立しないだけであるとか⁽²⁴⁾、振込相手を誤ったときのみ(或いは振込委託が錯誤や強迫等によりなされたときのみ)預金債権は不成立となり、原因関係上の契約に基づいて振り込んだ場合は、たとえその契約が不成立に終わったり無効であっても預金債権は成立するというように⁽²⁵⁾、預金債権の成立が否定される原因関係上の瑕疵を非常に限定する考えが有力であった。

(3) 最判平成8年4月26日と銀行の保護

ところが③"判決は、このような下級審判例や多数学説を否定したわけであり、学説からは同判決に対する厳しい批判も多かった⁽²⁶⁾。しかし③"判決が、銀行の視点を強調し、銀行にとっては、振込の原因関係等に一切顧慮しないで手続きを進めることができる点に振込取引のメリットがあることを強調したこと、また第三者異議訴訟の根拠となる受取人の預金債権の譲渡を妨げる権利を振込依頼人が取得していないということを理由として挙げたことから(民事執行法38条)、③"判決後はこれらの論点を中心に議論が行われ、③"を部分的もしくは全面的に支持する学説も有力になった。

即ち、まず銀行の立場等を顧慮して、原因関係の無効(更には振込委託の錯誤無効)が一般的に受取人の預金債権の効力を否定することを認めるべきでないとする議論が、有力になされるようになった⁽²⁷⁾。そうでないと振込依頼人と受取人の間の原因関係の存否を調査する手段を有していない銀行は極めて不安定な地位に置かれるし、原因関係を調査しなければならないとすると、コストと時間がかかり迅速な決済手段として現実的でない、というのである。③'判決や一部学説のように、預金債権の効力が否定される場合を、明白、形式的な手違いによる誤振込に限定しても、銀行の不安定な地位は改善されないと主張する。また預金債権の効力を否定したうえで民法478条により被仕向銀行を保護しようとする説に対しては、受取人を振込依頼人の被仕向銀行

に対する不当利得返還請求権の準占有者と解することには疑問があるし、預金の払戻前に誤振込を理由に組戻しの請求を受けた場合に、支払停止の認められない被仕向銀行に、それに応じるべきか否かの判断リスクを負わせることは妥当でないと批判する。また同じく預金債権の効力を否定したうえで手形法40条3項の類推適用により被仕向銀行を保護しようとする説に対しては、誤振込の受取人には、同項の類推の前提となる権利者の外観がないし、手形のように所持人(受取人)の無権利の立証責任が債務者(被仕向銀行)側にあるということもない、等と批判する。

(4) 第三者異議

③が第三者異議訴訟を却けた点に関しても、振込依頼人としては受取人の預金債権を仮差押えて保全するか差し押さえて取り立てればよく、誤振込後に適切な措置を採らなかった振込依頼人が、他の債権者に預金を先に差し押さえられたため不利益を被っても不公平ではないとか⁽²⁸⁾、他の勤勉な債権者から取り戻すことを認めるべきでない⁽²⁹⁾、といった議論のほか、第三者異議訴訟を基礎づけるためには、振込依頼人の預金債権に対する物権的権利ないし取戻権を認めるか、受取人に対する不当利得返還債権につき何らかの優先権を認める必要があるが、それは解釈論としては難しいとして、判決を支持する説もある⁽³⁰⁾。しかし、第三者異議の訴え、もしくはこれに類する手段を振込依頼人に認めようとする説が有力である。

これは何よりも第三者異議訴訟においては、誤振込による受取人の預金債権成立の問題と比べ、棚ばた式に貸方記帳を受けることのできた受取人の差押債権者を、振込依頼人より保護することの不当性が、より強く感じられるためである⁽³¹⁾。即ち、受取人の預金債権の成否については、上述したように、被仕向銀行等の銀行にその判断のリスクを負わせるべきでないということから、誤振込か否か(原因関係の有無)に関わらせるべきではないという説も有力である。しかし第三者異議訴訟については、銀行の中では被仕向銀行だけが関わり、しかも被仕向銀行としては第三者異議訴訟判決の結果に従えばよいのであるから、銀行が判断リスクを負うことはなく、銀行を保護するために第三者異議訴訟を否定しなければならない必要もない。振込依頼人としては受取人の預金債権を仮差押するか差し押さえて取り立てればよいという③支持の議論に対しては、次のような反論がなされる。即ち、差押えには確定判決等の債務名義が必要であるし、③事件のように受取人の債権者が先に差し押さえた場合は、振込依頼人は配当要求できるだけになってしまう(民事執行法154条1項)。振込依頼人が先に差し押さえても、受取人の他の債権者が配当要求すると債権額による割的な配当を受けられるだけになり(同166条2項・85条5項)、棚ばた受益者たる他の債権者から振込依頼人を保護するには不十分であると批判する⁽³²⁾。

そこで、受取人の振込金の預金債権を差し押さえた債権者に対し振込依頼人が「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利」(民事執行法38条1項)を有し第三者異議を提起できる

と認めるために、以下のような解釈論が唱えられている。第一に、振込依頼人の仕向銀行に対する振込委託によって受取人が預金債権を取得することを、振込依頼人の受取人に対する給付行為と理解する立場からの解釈論である。振込委託に錯誤がある場合を、受取人との関係において給付行為それ自体が錯誤により無効である場合と法的に同視することができる⁽³³⁾と解し、振込依頼人に動産の引渡行為それ自体が錯誤により無効である場合の譲渡人と同様の法的地位を認めることができる⁽³³⁾と論じる。第二に、出捐者を預金者と認める確定判例からは、誤振込の場合は振込依頼人が預金者になると解すべきであり、当然に第三者異議訴訟を提起できるとする⁽³⁴⁾。第三に、騙取金銭による弁済の場合に、悪意・重過失ある弁済受領者に対する被騙取者の不当利得返還請求権を認める、最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁の考えを、誤振込にも及ぼす解釈論がある。誤振込された受取人の預金債権への受取人の債権者による差押・弁済を認めたとうえで、同判決の考えに従い、(悪意・重過失ある)差押債権者が受けた弁済に対する振込依頼人の不当利得返還請求権を認めて取り戻させるよりは、最初から第三者異議によって差押債権者への弁済の阻止を認めるべきだとする⁽³⁵⁾。

しかしこれら第三者異議を認める説に対する批判もある。受取人の預金口座に貸方記帳された預金債権の一部(振込金の分)について、振込依頼人に物権的権利を認めるのは、普通預金や当座預金などの決済性預金口座の「流動性」という法的性質に反するというのである。決済性預金口座への個別の預入金(債権)は、被仕向銀行の貸方記帳により特定性を喪失し、その時点における一個の残高債権の一部に組み込まれ、「融合」というのがその理由である⁽³⁶⁾。

[注]

- (1) 前田達明「振込」加藤一郎他編『銀行取引法講座上』(昭和51年)319頁以下、松本貞夫「振込」鈴木禄也＝竹内昭夫編『金融取引法大系第3巻・為替・付随業務』80頁、同「振込取引における仕向銀行の責任と組戻しの取扱い(下)―EFT取引の問題に関連して」金法1138号(昭和61年)20頁以下、岩原「アメリカにおけるEFT法の発展」101頁以下、同・金融法研究創刊号9頁以下、同「資金移動取引の瑕疵」237頁以下、野村豊弘「振込規定における公平性の確保」金法1164号(昭和62年)19頁以下、磯村保「振込取引の規格化と契約法理」金法1198号(昭和63年)12頁以下等。
- (2) 森田宏樹「振込取引の法的構造―「誤振込」事例の再検討―」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』(平成12年)123頁・125頁。
- (3) 前田・前掲注(1)33頁、同・判評・判時1585号(平成9年)192頁・195頁。
- (4) 牧山市治・判評・金法1267号(平成2年)16頁。
- (5) 平田健治「電子商取引と決済」高橋和之＝松井茂記編『インターネットと法』(平成9年)

136頁・140頁。

- (6) 松本・前掲注(1) 金法1138号20頁、鈴木正和「誤振込みと預金者の認定」判タ746号(平成3年)103頁・104頁、同「誤振込と預金債権の成否とその責任の帰属(下)」手形研究497号(平成6年)22頁・23頁、滝沢昌彦「誤振込による預金債権の成否と預金債権の差押に対する第三者異議の訴えの可否」ジュリ1018号(平成5年)118頁・120頁、吉岡伸一「原因関係を欠いた誤振込と預金の成否」銀行法務529号(平成9年)38頁・44頁、松岡久和・判批・ジュリ1113号(平成9年)73頁・75頁、森田・前掲注(2)161頁等。
- (7) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(昭和61年)61頁以下。これに対しては、振込依頼契約の錯誤無効が受取人の預金債権の有効性を否定する理由にならないとする説の中からも、この説では、仕向銀行と被仕向銀行間の為替取引契約が無効であるとされるので、仕向銀行は被仕向銀行に振込資金の不当利得返還請求ができることになるし、被仕向銀行の利得消滅の抗弁が認められるかも疑問であるとの批判が加えられている(森田・前掲注(2)162頁)。この他にも錯誤無効を理由とする受取人の預金債権の効力否定に疑問を呈する説として、振込依頼人と仕向銀行の間の振込依頼契約が錯誤無効とされても、それは仕向銀行と被仕向銀行の間の為替契約の内容に取り込まれた要素の錯誤に該当せず、動機の錯誤でしかないため、為替取引契約自体には無効原因があるとは言えないとか(森田・前掲注(2)161頁)、振込依頼契約を第三者のためにする契約と解せない限りその効力が被仕向銀行・受取人間の債権の成否に論理必然的につながらない(滝沢・前掲注(6)120頁)、そもそも振込依頼人が振込委託の錯誤無効を仕向銀行に主張して振込金の返還を求めるうとすることが不当であり、振込委託の錯誤無効が振込当事者間の全ての法律関係の無効をもたらすことは振込制度に重大な悪影響を及ぼす恐れがあるし、小切手においては振出人が受取人の記載を誤っても小切手に記載されている支払委託は錯誤無効とはされないであろうこととの対比からいっても、受取人に対し錯誤無効の主張は許されるべきでない、といった主張がある(早川徹・判批・関西法学47巻3号(平成9年)449頁・462頁以下。なお、座談会「誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」金法1455号(平成8年)19頁・22頁〔野村豊弘発言〕参照)。
- (8) 森田・前掲注(2)125頁。また、振込依頼人に重過失が認定される可能性があることが錯誤アプローチの障害になっていることも指摘されている。このように契約解釈アプローチが有力になった経緯につき、塩崎勤「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの拒否」金法1304号(平成3年)11頁・17頁、中田裕康・判批・法教194号(平成8年)130頁・131頁、岩原紳作「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性(6)」ジュリスト1089号(平成8年)311頁参照。

- 契約解釈アプローチから誤振込における受取人の預金債権の取得を否定する代表的な説として、山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得〔下〕—最三小判平3・11・19をてがかりとして」金法1325号（平成4年）23頁・25頁、西沢宗英・判批・判時1436号（平成4年）189頁・192頁等がある。
- (9) 牧山・前掲注(4)18頁、後藤紀一「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金法1269号（平成2年）10頁・14頁以下、鈴木・前掲注(6)105頁、川田悦男「誤振込による預金成否の問題点」金法1324号（平成4年）4頁・5頁等。
- (10) 牧山・前掲注(4)18頁。
- (11) 同右、後藤・前掲注(9)14頁・18頁。
- (12) 例えば、鈴木・前掲注(6)判タ746号103頁、川田・前掲注(10)5頁。
- (13) 後藤・前掲注(8)61頁参照。
- (14) 塩崎勤・判批・金法1299号（平成3年）11頁・15頁、木南敦・判批・金法1304号（平成3年）7頁・9頁、山田・前掲注(8)25頁、西沢・前掲注(8)192頁、菅野佳男「振込をめぐる諸問題」判タ788号（平成4年）87頁・90頁、滝沢・前掲注(6)120頁等。
- (15) 木南・前掲注(14)9頁、渡辺隆生「誤った振込依頼と預金の成否」金法1345号（平成5年）10頁・15頁、岩原紳作・判批・金法1460号（平成8年）11頁・13頁等。このような利益考量から、銀行実務家の間からも、ニュアンスはそれぞれ異なるものの、①～③の下級審判例の傾向に対し、一定の理解も示されていた（西尾信一「誤振込金と預金の不成立」判タ777号（平成3年）85頁、松本貞夫「為替金の組戻し、取消、訂正と受取人の承諾の要否」手形研究454号（平成3年）21頁・23頁、渡辺・前掲15頁、菅原治「振込取引と原因関係(1)」金法1358号（平成5年）42頁・43頁等）。しかしこれに対しては、「棚ぼた式」利益論は素朴な利益考量にすぎず、考慮すべき要素が十分ではなく、法理論的な検討を通じた法解釈論としては主張できないとする批判が最近加えられている（森田・前掲注(2)127頁以下）。
- (16) 木南・前掲注(14)9頁。
- (17) 滝沢・前掲注(6)120頁。
- (18) 塩崎・前掲注(14)15頁、滝沢・前掲注(6)118頁。
- (19) 山田・前掲注(8)26頁。
- (20) 滝沢・前掲注(6)120頁。
- (21) 普通預金規定3条2項、当座勘定規定3条2項（川田悦男「振込の取消制度の統一実施」金法1434号（平成7年）4頁、資料・金法1434号39頁以下参照）。これらの規定への批判については、岩原・前掲注(8)312頁以下、同・前掲注(15)15頁、木南敦・判批・金法1455号（平

- 成8年) 17頁、早川・前掲注(7)472頁参照。
- (22) 塩崎・前掲注(14)15頁。
- (23) 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力(上)」銀行法務515号(平成8年)26頁・27頁。
- (24) 滝沢・前掲注(6)120頁。
- (25) 山田・前掲注(8)25頁、岩原・前掲注(15)15頁。
- (26) 例えば、前田達明・判批・判時1585号(平成9年)192頁・120頁、岩原・前掲注(15)13頁以下等。
- (27) 早川・前掲注(7)464頁以下、森田・前掲注(2)175頁以下等。この他、後藤・前掲注(9)14頁以下、鈴木正和「誤振込と預金者の認定」判夕746号(平成3年)103頁・105頁、吉岡伸一「振込取引における法的諸問題」手形研究466号(平成4年)20頁・25頁、川田・前掲注(9)5頁、野村豊弘「誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」金商999号(平成8年)2頁、大坪丘・判解・法曹時報51巻3号(平成11年)203頁・217頁等参照。
- (28) 座談会・前掲注(7)24頁〔後藤紀一発言〕。
- (29) 同右26頁〔小笠原浄二発言〕。
- (30) 森田・前掲注(2)180頁以下。振込依頼人は振込資金の返還請求権という金銭債権を有するだけで、現金という有体物の所有権を有しているとは考えられないこと、この返還請求権を金銭的価値に基づく物権的返還請求権を認めることは普通預金や当座預金などの決済性預金口座の「流動性」という法的性質に反すると主張する。また、預金の出捐者を預金者とする客観説に基づき、受取人の預金債権は誤振込を行った振込依頼人に帰属するという説に対しても、定期性預金と異なり決済性預金のように流動性のある預金については、一個の債権が全体として誰に帰属するかが問題になるのであり、客観説を当てはめることは「流動性」という法的性質に反すると主張する。受取人の預金債権に対する振込依頼人の優先権の付与については、振込依頼人と受取人に対する他の債権者が、受取人の預金債権差押えにおいて競合したときに、振込依頼人による差押えや配当要求がいかなる資格によりなされるのか、解釈上問題があること、優先権が付与される範囲を確定するルールを用意しなければならないが、解釈で一貫した解決を導くことは難しいこと等を理由に、解釈論で優先権を付与することは難しいと主張する。
- (31) 前掲注(15)参照。
- (32) 岩原・前掲注(15)14頁。これに対して、第三者異議訴訟は否定しながら、破産手続きに持ち込めば振込依頼人に振込金の取戻権を認めることができるという解釈論も主張されているが(座談会・前掲注(7)24頁以下〔後藤紀一発言〕)、解釈論として疑問があるし、その

ような形で振込依頼人の優先的扱いを認めるならば、破産手続きに入るか否かにかかわらず認められたほうがよいとの反論や（岩原・前掲注(7)14頁）、理論的に一貫性に欠けるとの批判がなされている（菅原・前掲注(23)27頁以下）。

(33) 早川・前掲注(7)473頁。なお、前田・前掲注(26)195頁以下参照。

(34) 菅原・前掲注(23)27頁以下、前田・前掲注(26)197頁。なお、松岡・前掲注(6)75頁参照。
この説への批判として、森田・前掲注(2)182頁以下参照。

(35) 座談会・前掲注(7)〔野村豊弘発言〕、中田・前掲注(8)131頁、岩原・前掲注(15)14頁参照。このような考えに対し、森田・前掲注(2)183頁は、この説は、振込依頼人が預金債権について物権的権利を有することを主張することに帰着すると述べる。

(36) 森田・前掲注(2)182頁以下。

3 我が国における法制の在り方

(1) 比較法的検討及び我が国の判例・学説の総括

以上の検討から我が国において、誤振込等で支払指図（振込委託）に瑕疵があった場合の所持人や受取人の（受取銀行に対する）権利につき、如何に考えるべきであろうか。以下、同じ預金の付替による資金移動である小切手の支払委託に瑕疵があった場合との対比⁽¹⁾、そしてアメリカ、ドイツの法制との比較において、我が国の判例・学説を総括してみたい。

第一に注意されるべきことは、過誤の結果、支払指図が矛盾した内容になると、そもそも有効な支払指図として所持人や受取人の権利を発生させることにならないことがありうることである。そのような場合につき、小切手に関しては我が国でも小切手法2条・9条等により問題の解決がある程度図られているものの、振込については何も定められていない。これに対しアメリカのUCC 4A-207条以下は、過誤により振込委託における受取人の名称と口座番号が矛盾するときにはいずれを優先させるかとか、矛盾した内容のまま執行され、被仕向銀行等が受信したときの受取人の権利の発生の有無や内容、責任関係等につき具体的なルールを定めている。我が国においても同様の規定をおく必要があるだろう。誤振込といっても、それによって受取人にいかなる権利が発生するかをまず確定する必要があるわけである。矛盾する内容の支払指図については、UCC第4A編のように口座番号など一方の情報を優先させて解決を図る行き方と、UNCITRAL国際振込モデル法のように、支払指図に矛盾等がありその執行に問題がある以上は、受信した受信人に送信人へ通知させ、その指示に依らせるという形で解決を図る方法とがあることに留意すべきである。UCC第4A編が、そのような場合の受取人の権利の発生の有無を、被仕向銀行の食い違いに関する善意・悪意、及び受取人の支払を受けることについての善意・悪意及び対価

の有無、等によってきめ細かく分けていることも参考になる⁽²⁾。

第二に、アメリカでもドイツでも、送金人たる振出人や振込依頼人、又は送金銀行たる支払銀行や仕向銀行（仲介銀行も）の支払指図（支払委託、振込委託）に瑕疵があっても、それが直ちに所持人や受取人の（受取銀行に対する）権利に影響を及ぼすものではないことを原則にしている。いずれも支払指図という送金人の行為からは独立した、受取銀行（支払銀行、被仕向銀行）による支払なり支払指図の承諾、或いは受取人口座への貸方記帳といった行為によって、所持人や受取人の権利は発生するものとされているからである。また同じような考え方から、送金人と受取人の間の原因（対価）関係や、送金人と送金銀行の間の資金関係によって、所持人や受取人の受取銀行との間の権利関係は影響を受けない、ということがより強く認められている。これは受取銀行の保護のためでもあると認識されている。我が国の判例・学説も、小切手（手形）については支払銀行の誤支払は取立人の権利を損なわないという考えを採っているし（但し、1(1)①判決参照）、振込についても、仕向（仲介）銀行の誤りについては判例は一致してこの立場であるし、振込依頼人の誤りについても1(1)③”判決でこのような考えに転じた。

第三に、しかしながら、アメリカやドイツは③”判決と異なり、このような原則に重要な例外を設けている。小切手取引につきアメリカでは、無権限署名、変造、支払差止に係わらず、支払銀行が誤って小切手金を支払ってしまった場合に、取立銀行や取立依頼を行った小切手所持人にその返還を求めるとされている（但し、彼等が善意であったり、対価を払って誠実に行動した場合は、救済が認められない⁽³⁾）。ドイツにおいても、小切手の偽造・変造・無権代理により、支払銀行が、小切手取引約款に基づき振出人の口座から小切手金額を引き落とせない場合等に、取立人に対し不当利得返還請求を行うことを肯定する説がある。絶対的行為無能力者による小切手振出の場合、支払銀行は、振出人の口座から小切手金の引落ができず、取立人に対する小切手金の不当利得返還請求ができる。無能力を知らずに支払った支払銀行の免責を認めていた約款規定も廃止された。小切手の支払委託が撤回されたにもかかわらず支払銀行が誤って小切手金を支払った場合、判例によれば支払を受けた所持人が悪意であれば支払銀行は小切手金の返還を求めうる⁽⁴⁾。

振込につきアメリカでは、被仕向銀行が支払指図を承諾して受取人の被仕向銀行に対する権利が発生した以上は、振込委託等に瑕疵があっても受取人の権利は損なわれないことが原則であるが、被仕向銀行は、支払指図（振込委託）が無権限指図であった場合、重複して送信された場合、振込依頼人から支払を受ける権限を与えられていない者を受取人としていた場合、受取人が振込依頼人から権限を与えられている額より多い額の支払指図であった場合には（原因関係の瑕疵）、承諾した支払指図の撤回・訂正に同意することができる⁽⁵⁾。これらの場合だけは、被仕向銀行が同意すれば、送信人は支払指図の撤回・訂正により、受取人の取得した権利を消滅・変更させる

ことができるわけである。③”判決が否定した原因関係の瑕疵を理由とする受取人の権利の消滅・変更まで認められていることが注目される。

ドイツでは、貸方記帳の抽象性を理由に、資金関係上の瑕疵、対価(原因)関係上の瑕疵、ジ一口契約の取消は、受取人の権利には影響しないとされている。しかし、振込委託の重複執行、過大金額の貸方記帳、振込委託の偽造・変造・無権代理・意思無能力・行為無能力等、有効な振込委託そのものが存在しない場合については、貸方記帳により生じる銀行の支払約束を無効とされ、受取人の権利は否定される。或いは(有力説によれば、振込委託に取消事由がある場合一般を含む)、給付受領自体の瑕疵となり、透視不当利得返還請求権が銀行に認められ、又は誤記帳訂正権が認められる。但し、その給付が振込依頼人自身の給付となり、受取人が善意で対価関係上での給付と認められるべき場合は、銀行は透視不当利得返還請求権を有しないとされる。なお、このような例外が認められるのは、仕向銀行と被仕向銀行が同一の銀行に属する行内振込に限られ、他行間振込においては振込依頼人による有効な振込委託の存在が被仕向銀行への振込委託の行為基礎になっていないとして、振込依頼人による振込委託の瑕疵は受取人の権利に影響しないとするのが通説である。その場合、被仕向銀行ではなく仕向銀行が、受取人に対し不当利得返還請求権を行使する(有力説は、受取人破産のときには仕向銀行に貸方記帳に対する損害賠償としての取戻権を認める。更に、他行間振込において振込依頼人の振込委託に瑕疵があれば、誤記帳訂正権を仕向銀行以降の銀行も行使できるとする有力説もある)⁽⁶⁾。

以上のように限られた範囲と要件の下ではあるが、一定の場合には受取人の権利を否定する必要がある場合があることを、アメリカもドイツも認めているわけである。ところが我が国の振込に関する判例は、③”判決により観念的に画一的な受取人(及び被仕向銀行)の権利保護のみを図ることになったわけであり、疑問を抱かざるをえない。小切手(手形)の誤支払に関する判例・学説も、米独のような木目細かい考慮をしていない。

第四に、具体的に受取人の権利の否定・変更が認められる場合としては、アメリカ、ドイツにおける小切手支払、振込を通じて、小切手の支払委託・振込委託の無権限取引(偽造・無権代理・変造・無能力・重複取引等)がある。ドイツにおいては、振込に関するこれらの例外を、有効な振込委託そのものが欠けていた場合と考え、それ以外の瑕疵と区別する。アメリカの振込取引においては、原因関係の不存在の場合にも受取人の権利を否定することが認められる。ただ、ドイツで振込委託欠缺の場合として扱われる過大金額の貸方記帳が⁽⁷⁾、アメリカでは原因関係不存在の場合として受取人の権利発生後にも支払指図撤回が認められるように⁽⁸⁾、実際の適用では重なることが多いものと思われる。

第五に、第四に挙げた事由に該当しても、アメリカ・ドイツ共に、所持人・受取人保護のため、彼等が善意で、対価を払って誠実に小切手を取得したり、振込依頼人の債権者である場合は、彼

等の権利が否定されることはなく、支払銀行や被仕向銀行としては支払った小切手金や振込金の返還を求めたり、その貸方記帳の抹消を行うことはできないとされていることである。これにはアメリカ・ドイツ共に、特に振込取引につき、現金による支払と同じような支払の最終性を与え、振込委託の撤回ができないようにして、受取人の地位の安定を図り、支払方法としての安全性を高めたいという考慮がある⁽⁹⁾。

第六に、ドイツにおいてはアメリカと異なり、仕向銀行と被仕向銀行が同一の銀行に属する行内振込か、別の銀行に属する他行間振込かで、振込依頼人の過誤による誤振込の場合の受取人の地位の扱いを変えていることが注目される。行内振込の場合、振込依頼人の振込委託の有効性が、受取人の振込金に関する預金債権の効力を決する。その場合の銀行は、振込依頼人の直接の相手方(仕向銀行)として振込委託の効力の影響を受けるため、被仕向銀行の立場で受取人に振込金の貸方記帳をする際にも、当該振込委託が行為基礎となって、受取人の預金債権の効力を左右するというものであろう。これに対し他行間振込の場合は、振込依頼人の振込委託が、被仕向銀行による受取人への貸方記帳の行為基礎に当然にはならず、それが無効でも受取人の預金債権の効力は否定されない。しかしアメリカでは行内振込か他行間振込を区別せず、振込依頼人の過誤による誤振込につき、行内振込でも銀行の同意がない限り受取人に発生した権利の消滅・変更を認めていないようである⁽¹⁰⁾。ドイツと異なり仕向銀行ではなく被仕向銀行としての立場を優先させているとも言える。確かに受取人の立場からすれば、行内振込か他行間振込かは関知するところではなく、それによって保護が異なることは合理的ではなからう。

第七に、UCCが、被仕向銀行の同意があっても受取人の権利を消滅・変更できる場合を、一定の瑕疵がある場合に限っているのは、受取人にとっても権利を消滅・変更されてもやむをえないと思われる場合に限ったためと思われる。即ち、無権限指図、重複送信、原因関係不存在(過大振込を含む)の場合である。これは上述の第三点に重なる。

第八に、受取銀行(取立銀行、被仕向銀行)の受取人に対する支払等(貸方記帳や支払指図の承諾等)に過誤があった場合については、アメリカは被仕向銀行の誤支払によって受取人は権利を取得しないことを原則としており⁽¹¹⁾、ドイツは被仕向銀行の技術的錯誤に基づく誤った貸方記帳(受取人の取り違え、重複記帳、過大金額記帳等)について誤記帳訂正権を認めている。我が国の判例・学説は、小切手取立銀行の誤支払につき取立依頼人に対する不当利得返還請求権を認めており、被仕向銀行の過誤入金については判例はないが、学説は振込依頼人の錯誤については受取人の権利の有効性を損なわないとする説も意思表示に関する瑕疵の一般原則に従って錯誤無効等を認めている⁽¹²⁾。このように被仕向銀行の過誤については、意思表示に関する瑕疵の一般原則が妥当するようである。

以上のような検討からは、誤振込の場合の受取人の権利の問題等はいかに考えるべきであろう

か。第一に指摘したいことは、以上の第三点、第四点に表れているように、たとえ銀行や受取人の保護の必要性があろうとも、例外的に受取人の権利を消滅・訂正させる必要がある場合があるということである。1 (1)①～③' の下級審判決や、それを支持した学説、そして③" 判決への批判に表れているところであるが、振込依頼人の錯誤等により原因関係等が全くない無関係な受取人の口座に誤振込をしてしまったような場合、棚ぼた式に貸方記帳された受取人(取立人)又はその差押債権者・破産管財人等を保護するよりは、振込依頼人の方を保護すべきであると考え、法的思考が、比較法的に見ても広く見られるし、小切手取引においても同様の扱いがなされている。振込依頼人や振出人の側の損害がその過失等に比較して大きすぎる一方、受取人(取立人)やその債権者に保護すべき信頼があるとは考えにくいし、法的地位が不安定になるといった銀行の利害も、振込依頼人や振出人に大きな損害を負担させてしかるべき程度に重大な、銀行として対処できないものなののかにつき、疑問が拭えないのである。第二に、銀行や受取人保護の視点として、アメリカでもドイツでも、振込、EFTを現金による支払と等しいものにするということが強調されるが、そのことの意義と具体的保護の範囲の慎重な検討が必要であろう。

[注]

- (1) 岩原紳作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」国家学会百年記念『国家と市民』第3集(昭和62年)167頁参照。
- (2) UNCITRAL国際振込モデル法8条3項・4項・5号、9条2項c項、10条2項ないし4項等。
- (3) U.C.C. § 3-417(a), 3-418(a), 4-208(a), 4-403.
- (4) Baumbach/Hefermehk, echselgesetz und Scheckgesetz, 22.Aufl. (2002) Art.3 SchG Rdn.16.
- (5) U.C.C. § 4A-211(c)(2).
- (6) Canaris, Bankvertragsrecht, 3. Aufl. (1988), Rdn.410-455.
- (7) RG JW 1932, 735, 739; BGH WM 1986, 1381, 1382; Kumpel, Das Stornorecht der Kreditinstitut, WM 1979, 379; Canaris, a.a.O. (Fn.6) Rdn.436.
- (8) Official Comment 4 to U.C.C. § 4A-211.
- (9) 小切手においても、我が国の銀行が振出す自己宛小切手(預手)に相当するアメリカの casher's checkについては、現金による支払の代替という考えが強く持たれており、正当所持人は銀行からの抗弁の対抗を受けえないとされる(Norwood, Casher's Checks and Stop Payment Orders Under Revised Articles Three and Four of the UCC, 118 Banking L. J. 821 (2001) 参照)。
- (10) U.C.C. § 4A-105(a)(2)によれば、銀行の定義は店舗毎に判断されるため、同一銀行に属する

仕向店舗と被仕向店舗は別個の銀行と扱われる。

(11) U.C.C. § 4A-208.

(12) 例えば、後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(昭和61年)220頁参照。

(2) 誤振込に関する解釈論の在り方

以下では特に問題となっている送信人(特に振込依頼人)に関わる原因による誤振込の場合の受取人の権利につき、解釈論のあるべき方向を考えてみたい。(1)で論じたように、振込依頼人保護のために受取人の権利の否定がなされるべき場合があるということから、1(1)の判例①～③'のような解釈をとって銀行の保護を図ったり、せめて③"のような訴訟において、受取人の権利は否定しないものの、その差押債権者に対する第三者異議を根拠付けようとする解釈論が試みられているが、それらが解釈としては無理であるとする批判があることは、本款一に紹介したとおりである。

しかし、解釈論として錯誤や原因関係の不存在を理由に受取人の権利を否定することを認めない説も、政策的には振込依頼人を差押債権者より保護する必要は認めている。例えば、振込委託に瑕疵・錯誤があったことを理由とする振込の「取消」請求が、振込依頼人から仕向銀行を通じてなされた場合には、被仕向銀行は誤振込に係る貸方記帳を取り消して振込金の返還(組戻)に応じる旨を、被仕向銀行の受取人との間等の預金契約、及び仕向銀行・被仕向銀行間の内国為替取扱規則の中に、定めることが提案されている⁽⁹⁾。仕向銀行の錯誤に基づく為替通知については、受取人や被仕向銀行の同意なしに取消・訂正ができるという預金規定の定めを⁽¹⁰⁾、振込依頼人の錯誤の場合にまで拡張することを主張しているのである。

しかしドイツでは、約款に基づく銀行の誤記帳訂正権により受取人の権利を否定することを認めながらも、誤記帳訂正権には、法解釈上、振込委託の無効・取消等の主張可能な範囲に由来する限界があると解している⁽¹¹⁾。法解釈論としては許されないが、約款に規定すれば受取人(やその差押債権者)の権利はいかようにでも制限できる、と考えることはできないように思われる。たとえ被仕向銀行と受取人との間の約款で誤記帳訂正権を規定するにせよ、それは受取人の権利を不当に害しない合理的なものでなければならないであろうし、逆にそのように合理的な内容の誤記帳訂正権であれば、解釈によって認めうる可能性もあるのではなからうか。ただ約款に規定することにより、誤記帳訂正権が発動されうる場合を限定し⁽¹²⁾、具体的に明らかにすることによって、受取人に予めそのようなことがありうることを覚悟してもらう効果があるが、約款に記載する誤記帳訂正事由も、具体的に規定することには限界があり、ある程度抽象的たらざるをえないであろう。

原因関係の存在を受取人の権利の要件と考える説への批判は、何よりも、原因関係が受取人の

被仕向銀行に対する預金債権の効力を左右することになると、被仕向銀行の立場を不安定に
してしまうということであった。被仕向銀行としては民法478条により善意・無過失で受取人に弁済
すれば保護されるとしても、過失責任を問われるリスクを課すことは酷であると批判する。更に
解釈論として手形法40条3項の類推適用を認め、振込依頼人と受取人との間に原因関係がない
ことにつき容易に立証できる資料がありながら悪意・重過失により受取人の権利の消滅・訂正に
応じなかったときに限り被仕向銀行の責任を認める説に対しても、そのような証拠資料を提示し
ての振込依頼人からの申し入れに応じなければならなくなること自体が、被仕向銀行に判断の煩
わしさと誤った判断をするリスクを負荷することになり、適切ではないとする⁶⁶。

これは手形・小切手における有因論の是非を巡る議論と共通する問題である。有因論を採ると、
手形・小切手債務者としては、真の権利者と主張する者が、所持人からの支払請求に応じないよ
うに申し込んできたときに、請求に応じるべきか否かの判断リスクを債務者(又は支払人もしく
は支払担当者である銀行)に負わせるべきでないということが、有因論への有力な批判になっ
ているが⁶⁶、有因論における手形・小切手債務者(支払銀行)の立場に、振込の被仕向銀行が立つ
ことになる。有因論への批判では、手形・小切手といった有価証券は現金に近い扱いをすべきで、
それを扱う者に現金を扱うのと同様の法的安定性・流通性を保証すべきだということが主張され
ているが⁶⁶、振込においても、③の判決やそれを支持する学説は、金銭の占有あるところに所
有権あるとされる現金と同様に振込を扱い、受取人の口座に貸方記帳された以上は、その原因関
係が存在してるか否かを問わず、預金債権を有するものと扱おうとするわけである。それに対し、
原因関係が不存在の場合に受取人の権利を否定することを認める説は、手形・小切手や振込は現
金そのものとは違い、正当な権利者間の支払手段に過ぎないという立場に立って、流通性を絶対
的に保護するのではなく、正当な権利者の静的安全にも一定の配慮を払って、両者のバランスを
図ろうとするものである。米独でも振込を現金と同様に扱う考えが有力であることは、先に紹介
したとおりであるが、それでも一定の場合には受取人の権利を否定することは認めている。現金
と同様に扱うことの意味と範囲が問われるところであり、問題は、振込依頼人の権利保護等、静
的安全の保護とのバランスの置き方である。

資金移動取引という経済の血流に当たる取引を排他的に担当し、公的な監督と保護を受けてい
る銀行としては、その公益的なサービスの一部として、一定の限度ではリスクを負担して、安全
な資金移動サービスを提供する義務があるという考えも、十分に成り立つようにも思われる⁶⁶。
手形・小切手に関する有因論や最高裁の権利濫用論と共通する考え方である。そのコストは結局、
振込手数料等の形で振込サービスの利用者全体によって負担されることになる。一種の保険の仕
組みであり、振込依頼人が個別に保険をかけるよりは、銀行がまとめて一定のリスクを引き受け
る代わりに保険料に当たるものを振込手数料の一部として徴収する方が、手間がかからずコスト

が低くすむということである⁽⁹⁾。勿論、銀行の負担とリスクが余り大きくなりすぎず、振込依頼人がそれによって得る静的安全の便益と見合う一定の限度でなければならない。その意味では、手形法40条3項を類推する解釈が、振込サービスを利用する顧客の静的安全の保護と、銀行の保護や振込サービスのスムーズ・スピーディな運用とのバランスを図り、経済的なコストを最小にする解釈として、本来は妥当ではないかと考える⁽¹⁰⁾。

このような解釈論を採った場合、非常に興味深いのが、1(1)の④、④'判決の事例である。これは無権限振込において、受取人が被仕向銀行に対する預金債権を有効に取得することができるかが問題となっており、それが認められた事例であるが、いわば手形法40条3項を類推する要件が不十分であった事件と見ることができる。

確かに、警察から当該振込が無権限振込である可能性が通知されたが、④、④'判決が指摘するように、無権限振込を行った者と受取人との関係が不明であるため、受取人が本当に振込金を受け取る権利を有しているかいないかが明確ではない。次の(3)においても検討するように、受取人の事情によっては、たとえ無権限振込の受取人であっても、受取人の権利が否定されない場合も考えられるのであるから、単に無権限振込らしいというだけでは、手形法40条3項の類推により支払を行った被仕向銀行の責任が問われることはないからである。同項は、手形所持人、即ち権利者の外観を有する者が、実は無権利者であることを容易に証明することができるにもかかわらず、支払人(支払担当者)がそのことに悪意・重過失があつて当該所持人に支払ってしまった場合に、支払人(支払担当者)が真の権利者に対する関係で支払免責を得られないというものであり、④、④'におけるような事情では、被仕向銀行は受取人が無権利者であることを容易に証明できないと考えられるからである。Xとしては、警察やL銀行に依頼して、Yに対しAが振込金を受け取る権限のない者であることを証拠をもって示してもらい、Yが証拠をもってAに対し振込金の支払を拒めるようにする必要があつたわけである。④、④'判決が、警察等からAへの振込金支払停止要請がなかったことを理由として挙げているのも、そのような関連で理解することができる。

もっとも現在のところ、Xのような無権限振込の被害者が、被仕向銀行を手形法40条3項における悪意・重過失とすることによって無権利の受取人に振込金が払われないように阻止するための手段が備わっていないという問題があることが、注意されなければならない。Xのような犯罪の被害者が、警察や仕向銀行の協力を得て、そのような証拠を集めたり、被仕向銀行に受取人に支払わないよう働きかける手段が用意されていないわけである。本件のY銀行のような被仕向銀行は、個別の銀行としては確かに保護されるべきかもしれないが、銀行界全体としては、無権限振込の被害者たる本人や誤振込の振込依頼人が、被仕向銀行に働きかけて、手形法40条3項に従い被仕向銀行に無権利者である受取人への支払差止を求めうるような体制を作る責務がある

と考えられるし、警察も協力すべきであろう。犯罪被害の拡大を防ぐ重要な手段だからである。

しかし契約解釈アプローチによって受取人の権利を否定することは、③”の最高裁判例によって否定された。それでもなお、例えば、契約解釈アプローチの下でも被仕向銀行の同意を条件に受取人の権利を否定するとか、錯誤アプローチを採ったうえで被仕向銀行の同意を条件に受取人の権利の否定を認めるとか、一部の学説が有力に主張しているように、受取人の権利の成立は認めてもその差押に対し少なくとも解釈で第三者異議の訴えを認めて、受取人の差押債権者による棚ばた式の利益享受を許さない等、誤振込を行った振込依頼人の保護も図る解釈論的努力を最大限行うべきであろう。法解釈は、できる限り妥当な解決を導くことに全力を尽くすべきだからである。しかし③”の判例の確立もあり、それらの多くが立法論的解釈の領域に入ることは否定できない。そこで本書ではそのような解釈論の展開を図るより、次の(3)で最も望ましい立法論を検討することとし、立法論的解釈はその立法論から類推して頂くこととしたい。

〔注〕

- (1) 森田宏樹「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（平成12年）123頁・190頁以下。同127頁は、「棚ばた式」利益論は素朴な利益考量にすぎず、考慮すべき要素が十分ではなく、法理論的な検討を通じた法解釈論としては主張できないとされるが、他方、同191頁以下では、受取人の一般債権者は、そもそも預金債権のうち誤振込に相当する部分については、受取人の責任財産を構成すると期待すべきでないとも指摘されている。
- (2) 普通預金規定3条2項、当座勘定規定3条2項等。
- (3) BGHZ 87, 246, 252; Schimansky/Burte/Lwowsky, Bankrechts-Hanabuch, (2001) § 13 Rdn.7.
- (4) 森田・前掲注(1)193頁以下は、振込依頼人の「取消」請求の理由である誤振込の主張をどのような手続により認定すればよいのかを預金規定等の契約に定め、それに従う限りは仕向銀行や被仕向銀行が免責される旨を定めておく必要があるとされる。具体的には、錯誤による振込指図の重複や明白に不相当な振込金額など、振込依頼人の主張・立証の内容だけからそれが誤振込であることを容易に判断しうるような場合がありうるとすれば、受取人の確認なしに「取消」をなしうる類型としてそれを預金規定等において明確化することを示唆される。
- (5) 森田・前掲注(1)178頁は、振込依頼人が証明ないし疎明する客観的根拠について、可能な限度で調査・確認することが要求されるが、その間、受取人の預金債務の支払を停止する措置を講じることが認められるわけではないので、受取人から不履行責任を追及されるリスクが残るとする。しかし手形法40条3項は、正に期限の来た手形債務の請求を受けた債

務者が、調査・確認の時間を要することなく請求に応じるべきか否かを決定できるように、所持人が無権利者であることを容易に立証できる資料がありながら、悪意・重過失により所持人の支払った場合に限って責任があるものと規定しているのである。従って同項の趣旨に従った類推適用を行うのであれば、被仕向銀行は受取人の支払請求に応じるべきか否かを判断するのにそれほどの時間を要するものではなく、大きなリスクを負担せずには済むはずである。もし判断に相当の時間を要するような場合であれば、振込依頼人の要請を拒否して受取人の支払請求に応じても、被仕向銀行に悪意・重過失がないとされるべきであろう。

- (6) 最判昭和43年12月25日民集22巻13号3548頁・3557頁以下（松田二郎・岩田誠両裁判官の反対意見）、大塚龍児「裏書の原因関係が無効・消滅の場合の被裏書人の地位」『商事法の諸問題・石井照久先生追悼論文集』（昭和49年）43頁・58頁以下。
- (7) 浜田道代「手形行為論に係わる覚書（二・完）」名古屋大学法政論集90号（昭和57年）250頁・260頁以下。なお、江頭憲治郎「手形保証とスタンバイ信用状」『竹内昭夫先生還暦記念・現代企業法の展開』（平成2年）123頁以下参照。
- (8) 岩原紳作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」国家学会百年記念『国家と市民』第3集（昭和62年）243頁参照。
- (9) 岩原・前掲注(8)225頁参照。
- (10) 岩原紳作・判批・金法1460号11頁（平成8年）11頁・15頁以下。手形法40条3項の類推に対しては、誤振込の受取人には、同項の類推の前提となる権利者の外観がないし、手形のように所持人（受取人）の無権利の立証責任が債務者（被仕向銀行）側にあるということもない等として（本款二参照）、被仕向銀行の支払免責は手形法40条3項と同じ程度で認める必要があるという価値判断に支えられるにとどまり、手形法理の類推適用の基礎となるだけの共通性が見いだされるわけではないとの批判がある（森田・前掲注(1)177頁以下）。確かに、類推適用という場合、何が類推の「法的」基礎たりうる共通性かは難問であり、共通性にも色々レベルがありうるものと思われる。手形法40条3項の類推という議論は、類推のレベルとして直接性が高くはないかもしれない。しかし類推を可能にするのは、ある法的評価が加えられた利益状況と共通する利益状況がある場合と考えれば、振込において被仕向銀行が（原因関係上の）無権利者に振込金を支払うことを拒むことのリスクは、為替手形の支払人が無権利者に手形金を支払うことを拒む場合のリスクとかなり共通する利益状況にあるように思われる。誤振込の場合の受取人に対しては、仕向銀行（又は仲介銀行）から被仕向銀行へその口座に振込金を貸方記帳するように求める振込通知が到達しているものであり、それが受取人の権利の外観を形成していると言えよう。振込通知

は、為替取引契約を結んでいる銀行間においては、それに従って振込の執行行為を行うことが約束されているものであり、振込通知の対象たる受取人に、いわば契約に基づく形式的資格（Legitimation）を与えるものである。勿論、手形のように有価証券法理によってその効果が確定的に定められているものではないが、銀行間の商慣行として、その受取人とされた者に権利者としての事実上の推定力を与えるものと言えよう。これは被仕向銀行とそれに振込通知を送信した仕向銀行（仲介銀行）の間においてのみならず、両者間の為替契約を前提に口座への受入れを約束している被仕向銀行・受取人間の預金契約においても妥当するようと思われる。振込通知が被仕向銀行に到達している以上、受取人に対し預金契約上それを貸方記帳し、請求があれば払い戻す義務を負っていると、預金契約上解釈できるのである。法律上、受取人の権利の有無に関する立証責任の転換が定められているわけではないが、事実上の推定により被仕向銀行はそれに近い立場に立たされていると考えられるのである。

なお余り議論されていないが、受取人の預金債権の発生が原因関係の有無に左右されるという解釈を採った場合、被仕向銀行以外の仕向銀行や仲介銀行の法的地位も不安定になる恐れがないとは言えない。原因関係が消滅したような場合、振込委託の執行を中止し、振込金を返還する義務が発生すると考えられるからである。しかしそれらの銀行が原因関係につき知らない場合は、被仕向銀行同様、民法478条又は手形法40条3項の類推により保護されるべきであろうし、振込依頼人から原因関係の消滅等を理由に振込委託の執行差止を求めて来たときの対応は、振込委託の撤回に準じて考えれば足りるようと思われる。

（3）誤振込に関する立法論（乃至は立法論的解釈論）

① 銀行の保護

立法論（ないしは立法論的解釈論）として第一に問題になるのは、被仕向銀行等の銀行の保護をいかに図るかという問題である。1 (1)③”判決のように、民法478条或いは手形法40条3項を類推するという法制では不十分とすれば、アメリカにおけるように、被仕向銀行の同意があれば受取人の権利を消滅させ、訂正することができるとするか、ドイツの多数説におけるように、他行間振込の場合はそもそも受取人の権利の消滅・訂正を求めえないとするか、が問題となろう。

被仕向銀行の保護だけを考えれば、受取人の権利の消滅・訂正を求めるには、被仕向銀行の任意の同意を要するというUCCのような法制で十分であり、それが望ましい。誘拐犯人の強迫により犯人の指定した口座への身代金の振込をさせられた場合とか、カード偽造者による無権限振込等において、警察の連絡を受けた被仕向銀行が、受取人とされた者の口座から振込金の払戻を拒否できるような法制度が望まれるためである¹⁰⁾。ドイツのように他行間の振込では受取人の権

利の否定ができないというのではなく、アメリカのUCC第4A編のように、少なくとも被仕向銀行が同意すれば、受取人の振込金に関する権利を消滅させたり、訂正できるようにすべきであろう⁽⁹⁾。

振込依頼人の保護を強化するために、誤振込における受取人の権利を否定するのにあたり、被仕向銀行の完全な任意の同意を条件とするのではなく、先に論じたように、受取人の権利の消滅・訂正事由が存在する以上は、被仕向銀行には本来同意義務があるとして、手形法40条3項に倣い、容易に受取人の権利の消滅・訂正事由を立証できるにも係わらず、その点に関する悪意・重過失により受取人の権利を消滅・訂正に同意しなかった場合は、責任を負うという立法も考えうる。しかしそれでは被仕向銀行に受取人の権利に関する判断の負担とリスクをかけることになり不適切というのであれば⁽¹⁰⁾、UCC4A-503条のように、被仕向銀行は同意につき完全に任意でそのような判断をする必要がなく、裁判所から支払差止命令があったときのみ受取人への支払を行わない義務があるとする立法とせざるをえないであろう⁽¹¹⁾。

② 受取人の権利の消滅・訂正事由

第二の問題は、いかなる事由があるときに受取人の権利を消滅させたり訂正することを認めるべきか、言い換えれば、いかなる場合に受取人の保護が必要かである。受取人としては、振込依頼人に何らかの原因関係(原因債権)を有しているときにのみ、振込が自分に対して正当になされたものという信頼を抱くはずである。何ら関係のない振込依頼人からの誤振込について、その信頼を保護する必要はないはずである。とすればUCCが、原因関係のない振込や原因関係を越えた振込につき、被仕向銀行の同意を条件に支払指図の撤回・訂正を認めるのは、尤もと言えよう。我が国の1(1)①~③¹⁾判例は、UCCのように被仕向銀行の同意を条件せずに受取人の権利を否定したことが問題だったのではないか。立法論としては、被仕向銀行の同意を条件に、原因関係の欠如した誤振込の受取人の権利の振込依頼人による消滅・訂正を認めてよいのではなからうか⁽¹²⁾。

これに対しては、ドイツにおいては原因関係の欠如を受取人の権利の消滅・訂正事由と認めていないという批判がありえよう。これは原因関係の有無・有効性が一義的に明確でないことが多いことから、振込取引に携わる銀行がそれに煩わされることがないようにすることによって、スムーズでスピーディな振込を実現しようとしたものと考えられる。手形権利移転行為有因論を巡る問題と共通する問題である。しかし少なくとも、被仕向銀行が任意の同意をしない限り受取人の権利を消滅・訂正することはできないとし⁽¹³⁾、しかも後述するような形の支払指図の取消という手法で実現することにすれば、被仕向銀行そしてそれ以外の仕向銀行や仲介銀行が不利益を被ることはないであろう⁽¹⁴⁾。

但し、1 (I)③のように、受取人が振込依頼人に対し原因関係が無く債権を有していなかったが、受取人が無資力で誤振込による貸方記帳を受けた受取人の口座がその債権者によって差し押さえられた事件の場合には、受取人自身の貸方記帳への信頼というよりは、受取人の無資力のリスクを誰が負担するかという問題となる。この場合に受取人の振込金に関する預金債権の否定を認めることは、振込依頼人に振込金の取戻権という他の受取人の債権者より優先的地位を与えることを意味する。即ち振込依頼人が、自分の資金が誤って受取人へ振り込まれてしまったのを、どこまで追及できるかという、第三者への追及権の問題になるわけであり、この点の検討も必要である。

この問題は、騙取金による債務の返済を受けた債権者は、悪意または重過失があった場合、金銭を騙取された者に対し不当利得債務を負う、という最高裁判例との対比で考えることができる⁽⁹⁾。受取人が受けた誤振込の資金（預金債権）から（悪意または重過失ある）受取人の債権者が弁済を受けた場合、当該債権者は誤振込によって資金を失った振込依頼人に対し不当利得返還債務を負う。当該債権者の差押・取立を認めたらうでそれを不当利得返還させるよりは、差押に対する振込依頼人の第三者異議を認めてよいと考えられるわけである⁽¹⁰⁾。騙取金による弁済と呼ばれる問題は、騙取された被害者が加害者の債権者としてそれによって弁済を受けた債権者に対して提起する詐害行為取消がその実質であり、被害者に騙取された金銭についての物権的回復としての「価値上のヴィンディカチオ」を認めることにほかならず、騙取された金銭の所有者は、価値の特定を要件に、騙取金に対する他の者の強制執行に対し第三者異議の訴えを提起できるし、被請求者破産の場合は代償的取戻権（破産法91条）を行使しうると指摘されている⁽¹¹⁾。③の事件において求められたのは正にこの第三者異議の救済であり、騙取金による弁済につき不当利得返還請求を認める前記最高裁判例から考えて、第三者異議を認めてよいと思われる。

これに対し③³⁾を支持する学説は、第三者異議を認めることに次のような批判を行っている。即ち、振込取引において受取人の当座預金口座や普通預金口座といった決済性預金口座に振込金が貸方記帳されると、その時点における一個の残高債権の一部に組み込まれ、それに融合することによって、物権的権利の目的としての特定性・同一性を失う。第三者異議を認めるというような物権的権利を振込依頼人に認めることは、そのような決済性預金口座の流動性という法的性質に反するというのである⁽¹²⁾。確かに預金の出し入れのある決済性口座において、振り込まれた資金の特定性をいかに確認するかは問題であるが、だからといって決済性預金口座に貸方記帳された途端に、特定性が失われ物権的権利を一切認められなくなると扱うことが適当であろうか。最近では金銭について占有と所有権を一致させる従来の考え方を修正し、金銭の占有を失った者にも所有権に基づく救済を一定の範囲で認める考えが有力になっている⁽¹³⁾。決済性預金口座に振り込まれた資金についても、その特定性を確認できる範囲で物権的救済を認め、第三者異議等を認

めてもよいのではなかろうか⁽¹⁹⁾。振込の法律関係を原則として現金による支払と同様に考えるという場合の現金の扱いを見直す必要があるのである。

アメリカはこのような原因関係の欠如の場合の他に、無権限支払指図、支払指図の重複送信の場合にも、被仕向銀行の同意を条件に支払指図の撤回による受取人の権利の否定を認める⁽¹⁴⁾。ドイツにおいても、振込委託の偽造・変造・無権代理・意思無能力・行為無能力、そして振込委託の重複執行や過大金額の貸方記帳につき、有効な振込委託が欠けている場合として、受取人の権利を否定する⁽¹⁵⁾。原因関係欠如の他に無権限振込を独自の受取人の権利の否定事由とする必要があるか問題がありうるが、無権限振込委託の場合、ドイツで説かれているように、そもそも受取人に対し資金移動を行おうとする振込依頼人の意思がなく、振込依頼人に帰責事由がないうえに、通常は原因関係がなく受取人としても振込を受けることを期待せず誤振込であることを知りうるから⁽¹⁶⁾、権利否定事由として差し支えないと思われる(ドイツのように原因関係欠如が否定事由でなければ、不可欠な否定事由である)。振込依頼人にとって、原因関係の欠如より無権限振込であることの方が立証しやすいということがあるかもしれない。ただアメリカの判例が無権限振込を理由とする被仕向銀行の受取人に対する振込金返還請求にコモンロー上のthe discharge-for-value ruleを採用し、受取人が誤振込の振込依頼人から支払を受ける権限があり、受取人が被仕向銀行に対し不実表示を行っておらず、受取人が被仕向銀行の過誤につき善意であれば、被仕向銀行は受取人から振込金の返還を請求できないとして⁽¹⁷⁾、たまたま受取人が振込依頼人とされた者から支払を受ける権限を有し、無権限振込について善意であれば、受取人を保護していることに倣うべきであろう⁽¹⁸⁾。

次に、錯誤や強迫に基づく振込委託のように、振込依頼人、仕向銀行等の送信人に意思表示に関する瑕疵がある場合はどうか。アメリカはこれを特に受取人の権利の消滅・訂正事由とはしていない⁽¹⁹⁾。ドイツは、多数説は錯誤が受取人の権利の消滅・訂正原因になることを否定しているが、これを肯定する有力説もある⁽²⁰⁾。これも原因関係の欠如が権利否定事由として認められれば、独自の否定事由にする必要は少ないし、錯誤の場合等、表意者にも帰責事由があると言えるが、振込依頼人や仕向銀行等の立場としては、これらの支払指図の瑕疵についても、無権限振込の場合と同様の保護が望ましい。振込依頼人が錯誤により誤った者を受取人として振り込んだり、誘拐などによって強迫された者が犯人の口座に振込を行ったという場合こそ、受取人の権利を否定する必要がある場合として、従来から認識されてきたし、またそれらは立証しやすい事実である⁽²¹⁾。但し、1(2)⑧、⑩事件のように、受取人が振込依頼人に対し債権を有していた場合は、ドイツにおいて受取人に不当利得はないと扱われ⁽²²⁾、アメリカの判例上も、the discharge-for-value ruleが適用されて、受取人が被仕向銀行の過誤に善意で、不実表示を行っていないければ、被仕向銀行の受取人に対する現状回復請求は認められないことから⁽²³⁾、原則として受取人の権利を否定

できないとすべきであろう。

この問題を更に分析すると、このように誤振込であっても受取人に債務を負っている場合は、振込依頼人としては、どうせ受取人に対しても債務の弁済をしなければならないのであり、誤振込をしても本来は困らないはずである。それにもかかわらず紛争になるのは、振込依頼人が無資力でその債務を全て弁済することができないため、その倒産による支払不能リスクをどの債権者が負担するかが問題になるような場合である。要するに、振込依頼人たる債務者が振込により弁済しようとした債権者に代わり、誤って受取人とされた者が優先的に弁済を受けることになってよいか、それとも振込依頼人(その管財人)がその資金を回収して、その意思通り振り込むなり債権者間の平等弁済の原資に回すべきかという問題である。

このことが明確に示されたのが1(2)⑩事件である。計画的に倒産しようとしたAが、残る預金資産を特定の債権者に対する弁済に充てず保全して管財人に引き渡そうと、振込により口座を移したのに、移されたY銀行の過誤により元の口座に組戻されて特定の債権者の弁済に充てられてしまった事件である。組戻しは逆方向の振込であり、過誤により組戻された預金債権を誤振込による預金としてその成立を否定するのは、実質的には債権者平等に反する弁済を否定する詐害行為取消を認めるようなものである。⑩判決は、組戻された預金の成立を否定せずに、組戻前の預金も存続しているものとして振込依頼人の破産管財人によるY銀行に対する預金払戻請求が認められた。これは仕向銀行が、弁済を受けた特定の債権者に代わって、振込依頼人の倒産による損失を負担することを意味する。これに対し上告審の⑩'判決は、結果的にはYによる損失負担を否定し、Aの破産財団にその損失を負担させたわけであり、その結論の実質的な妥当性に議論のあるところである⁽²⁴⁾。

従ってこの問題は、基本的には、無資力の債務者が、誤って一部の債権者に弁済してしまった場合に、詐害行為取消権乃至は否認権を行使できるかといった問題との対比で考えられるべきであろう。民法424条の詐害行為取消権は、債務者の詐害の意思を要件としており、誤振込にそのような意思を見いだすことはできないであろう⁽²⁵⁾。また否認権の要件も通常は充たさないと考えられる。そこで現行法の下では、受取人が振込依頼人に対し債権を有していて、振込金はその弁済に充てられうる場合は、誤振込であることを理由に受取人の権利を否定することは原則としてできないと解することになる。ただアメリカの判例のように、受取人が振込委託の意思表示の錯誤に悪意であったりした場合に、例外的に受取人の権利の否定を認めるべきかが問題になるが、受取人に不実表示に当たる行為があったような場合に限り受取人の権利の否定を認めるべきであろうか(これは前述した無権限振込の場合に共通する問題である)。

③ 支払指図の取消・訂正権

それではこのようにいったん成立した受取人の権利を消滅させたり訂正することを、法律上は誰のいかなる権利として規定すべきであろうか。アメリカではUCC第4A編上の支払指図の送信人による撤回・訂正権として、ドイツにおいては解釈及び銀行約款上の誤記帳訂正権とされていることは先に見たとおりである。これらの権利を受取人に直接行使するのは被仕向銀行であるが、実際にその行使を促すのは、誤振込を行った振込依頼人や仕向銀行である場合が多いであろう。そのような送信人として誤振込を訂正する権利までも規定するためには、アメリカにおけるように、送信人の撤回・訂正権として規定し、被仕向銀行の権利もその一つとして規定することが、権利関係を明確にするためにも、望ましいと思われる。但し、受取人の発生している権利を消滅させることになるため、我が国の概念としては、送信人の取消・訂正権の構成すべきことになろう。但し、受取人との関係で遡及的に権利を消滅・訂正するだけであり、その行使によって、それまで送信人の支払指図の執行に当たった仕向銀行や仲介銀行につき、遡及的にその執行が義務違反とされたり、責任を問われることはないようにすべきであろう。その意味では、基本的にアメリカのUCC第4A編211条に倣った規定を設けることが望ましいと思われる。但し、振込依頼人が仕向銀行を介さず直接被仕向銀行に受取人への貸方記帳の撤回・訂正を求めうることも認めるべきであろう。それとともに、振込依頼人が受取人の差押債権者に対し第三者異議を申し立てる権利も、別に規定されるべきであろう。

〔注〕

- (1) 浦和地判平成4年4月24日判時1437号151頁参照。
- (2) U.C.C. § 4A-211(c)(2).この場合、被仕向銀行の同意がない限り、原因関係が不存在でも完全に有効な振込委託となり、仕向銀行や仲介銀行は原因関係に左右されないことになろう。なお、仕向銀行が被仕向銀行と同一銀行である行内振込の場合も、受取人の預金債権を消滅させるのに銀行の同意が必要かという問題がある。3(1)において第六点として検討した問題である。
- (3) 3(2)注(5)参照。
- (4) 3(1)参照。
- (5) 受取人の権利が消滅・訂正されるのは、手形権利移転行為有因論と同様に、あくまで原因関係が欠如した場合に限られ、原因関係が存在して、同時履行の抗弁権を對抗されるとか、検索の抗弁権を對抗されるといった抗弁権が付着しているだけの場合は、受取人の権利には影響しないと考えるべきであろう（前田庸「手形権利移転行為有因論」『鈴木竹雄先生古希記念・現代商法学の課題中』(昭和50年)885頁・908頁以下、同『手形法・小切手法』(平成11年)98頁参照)。

- (6) 先に論じたように、受取人の権利の消滅・訂正事由がある場合には、被仕向銀行には本来同意義務があるという考え方を採ることもありうる。しかしその場合でも、手形法40条3項の類推により被仕向銀行は保護されるとも考えられるが、前注(3)に引用した文献のような立場もあるところである。
- (7) 仕向銀行や仲介銀行が振込委託（支払指図）を執行した時点では、被仕向銀行の同意がないため、たとえ振込の原因関係が不存在でも振込委託は有効であって、事後的に被仕向銀行の同意を得て（振込依頼人等の送信人により）支払指図が取消されても、取消の遡及効は受取人の権利に及ぶだけで、仕向銀行や仲介銀行の執行が義務違反とされたり責任を問われることはないとするべきであろう（民法545条1項但書参照）。
- (8) 最判昭和42・3・31民集21巻2号475頁、最判昭和49・9・26民集28巻6号1243頁。また、我妻栄『債権各論下巻一』（昭和47年）1022頁以下参照。
- (9) 小笠原浄二他「〔座談会〕誤振込と預金の成否を巡る諸問題」金法1455号（平成8年）19頁・25頁（野村豊弘発言）、岩原紳作・判批・金法1460号（平成8年）11頁・14頁。
- (10) 加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（昭和61年）666頁以下。
- (11) 森田宏樹「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」（中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（平成12年））123頁・183頁以下。なお、同「電子マネーの法的構成(3)」NBL619号（平成9年）32頁以下参照。
- (12) 例えば、四宮和夫「物権の価値返還請求権について—金銭の物権法的側面—」『我妻追悼・私法学の新たな展開』（昭和50年）183頁以下、加藤・前掲注(15) 668頁以下、神田秀樹「国際金融取引に関する法的諸問題」金法547号（平成4年）4頁、道垣内弘人『信託法理と私法体系』（平成8年）201頁以下、金融取引における信託の今日的意義に関する法律問題研究会「金融取引における受託者の義務と投資家の権利」金融研究17巻1号（平成10年）40頁以下、松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」林良平先生献呈論文集『現代における物権法と債権法の交錯』（平成10年）357頁以下、森下哲朗「銀行倒産における取引相手方の権利保護のあり方について」私法63号（平成13年）274頁等。岩原紳作「電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって（第3回）」金法1206号（昭和63年）10頁、本多正樹「金融資産の移転に関する法制」民商123巻6号（平成13年）811頁・826頁参照。
- (13) 森田・前掲注(11)143頁以下・184頁以下に指摘されている例に則して言えば、残高債権の一部に組み込まれ、その後預金の出入りがあったとしても、残高が振込金を下回らない限りは預金口座に振込依頼人の所有する預金債権が存在していると考えられるし、それが振込金を下回れば、その範囲で残っていると見うるのではなかろうか。しかしいったん振込

金を下回った残高がその後回復しても、振込金が復活することはないと見るべきであろう。

(14) U.C.C. § 4A-211(c)(2)参照。

(15) 3 (1) 参照。

(16) 3 (1) 参照。

(17) Restatement of Restitution § 14[1]; Banque Worms v. BankAmerica International, 13 UCC Rep.Serv. 2d 657, 77 N.Y. 2d 362, 568 N.Y.S. 2d 541, 570 N.E. 2d 189 (N.Y. 1991).

(18) 無権限振込の偽造者等に対し受取人が請求権を有していて、受取人が偽造者からの振込と信じた場合にも保護されるべきか (Official Comment 2 to U.C.C. § 4A-207、参照)、困難な問題である。

(19) 但し、錯誤が重複振込として、強迫が無権限振込等として、等の形で受取人の権利否定事由となりうることがあろう。

(20) 但し、他行間振込の場合は受取人の権利が消滅・訂正の対象になることを否定する説が多いが、有力な反対説もある (3 (1) 参照)。

(21) 本文に挙げた誘拐等による強迫を受けて振込委託の意思表示が行われたような場合、単なる強迫か、物理的強迫による意思無能力と見て無権限振込の場合に含めて考えるか微妙な場合が考えられるが、単なる強迫でも受取人の権利否定事由になるとすれば、そのような微妙な判断は不要になる。

(22) 前掲注(17)参照。

(23) Official Comment 2 to U.C.C. § 4A-207.

(24) 松井智予・判批・ジュリ1182号(平成12年) 92頁・96頁。

(25) 一部債権者に対する弁済行為は、当該債権者と債務者の通謀がない限り、詐害行為とはされない (最判昭和33年9月26日民集12巻13号3022頁)。

第6章 預金の帰属をめぐる民事手続法上の問題

1 預金の帰属が問題となる民事手続法上の局面

(1) 預金の帰属が問題となる局面

銀行が預金の払戻しの請求を受けた局面でしばしば問題になるのは、「預金者の認定」、すなわち、預金者は誰かという問題である。この問題については、周知のように、客観説、主観説、折衷説が対立している。客観説とは、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、銀行に対して、本人自らまたは使者もしくは代理人を通じて預金契約をした者を預金者と認定する考え方である。これに対して、主観説とは、預入行為者が預入れの時に第三者の預金である旨を表示しないか、銀行が実際上の権利者を知らない限り、預入行為者自身を預金者と認定する説である。最後に、折衷説とは、原則として客観説の立場から出捐者を預金者と認定するが、預入行為者が自己の預金であると明示的または黙示的に表示した場合には、預入行為者を預金者と認定する考え方である。判例および多数説は、客観説をとっている⁽¹⁾。

民事手続法上も、同じ問題——特定の銀行に対するある預金が誰に帰属するか（誰のものか）——が、いくつかの局面で現れる。

第1は、預金者の債権者が債務者の預金に対して強制執行をする局面である。債権者が金銭執行——金銭債権の満足を目的とする強制執行——の対象とすることができるのは、債務者の責任財産に限られるから、預金に対する金銭執行も、その対象は「債務者の預金」でなければならない。そこで、差押え——仮差押えも同じ——の対象とする（した）預金が果たして債務者に帰属する預金といえるか、が問題となる。

第2は、債務者（預金者）が倒産した局面である。債務者につき破産手続、会社更生手続または管理型の民事再生手続が始まった場合には、債務者の有していた一切の財産の管理処分権は、法律上、爾後管財人に専属するに至る。そこで、管財人が現実掌握した預金（破産手続でいえば、現有財団に属する預金）が法律上倒産手続の支配に服すべき範囲のもの（法定財団）か否か、または逆に、管財人が掌握していない預金で倒産手続の支配に服すべきものがあるか、が問題となる。そしてそれは、倒産手続開始の時点で預金が債務者に帰属していたか否かによって決まることになる。

第3に、預金者につき相続が発生し遺産分割が行われる局面である。遺産分割につき共同相続人間で協議が調わない場合には、家庭裁判所で遺産分割の審判が行われることになるが（民法907条2項）、その前提としてその預金が被相続人の遺産の範囲に属するか否か、が問題となる。

(2) 問題の現れ方

上記三つの手続法上の局面において預金の帰属の問題が顕現するのは、いずれも預金者と銀行以外の第三者が登場した場合であり、問題の本質は共通している。しかし、登場する第三者の違い——差押債権者、管財人、相続人——に応じて、問題の現れ方は、若干異なる。

第1の強制執行の局面では、(イ) 差押債権者はどうやって「債務者の預金」を発見・把握するか、という問題が先行し、その後、(ロ) 同一の銀行に対するいくつかの預金がある場合に、対象とする預金をどのように分別・特定して差し押さえるか、また、(ハ) 預金名義人と債務者との同一性、すなわち、その預金が真に債務者に帰属する預金といえるか、という問題が現れる。

第2の倒産の局面では、管財人が把握した債務者(倒産者)の預金が一般の倒産債権者の債権の引当てとなる債務者の責任財産かという観点から、第1の局面の(ハ)と同じ問題が現れる。とくに、債務者が第三者への支払いのため等、特定の目的のために別段預金のような形で分別管理していた預金について、その第三者による取戻権が成立するかどうか、が問題となる。この局面では、上記強制執行における(イ)や(ロ)は、ほとんど問題にならない。管財人は、その権限に基づき、債務者の帳簿や通帳等の把握を通じて、全財産を一括して掌握できるからである。

第3の遺産分割の局面では、とくに被相続人が一部の相続人の名義で預金をもっていた場合に、その預金はその相続人に贈与されたものか、または親族の名義を用いた単なる借名預金であって遺産に属する債権であるか、を分割審判の前提として確定する必要がある、争いがあれば、遺産の範囲の確定訴訟という形で問題となる。この局面でも、上記(イ)や(ロ)の問題は、ほとんど生じない。なぜなら、ここで登場する第三者は預金者の承継人であり、通常、被相続人の財産状態について、相当程度知識をもっている内部関係者だからである。

本稿では、最も多く問題が生ずる第1の強制執行、とくに差押えの局面に絞って、預金の帰属の問題を考察する。倒産や遺産相続の局面の問題は、ここでは対象にしない⁽²⁾。

(3) 考察の順序

さて、預金の差押えの局面に限定して問題を考察するとして、ここでそのアウトラインを見ておこう。

(イ) 債権者が金銭執行の第一段階として債務者の預金に対して差押えをしようとする場合には、まず問題となるのは、どのようにして債務者の預金を発見・把握するか、である(「差押えの対象としての預金の発見・把握」の問題)。この問題は、債権を対象とする債権執行に限らず、不動産執行や動産執行でも、問題となりうるが、公示方法がない無形の財産である債権の場合には、格段に困難な問題である。債権者にとっては、債務者がどの銀行、どの支店に対して、いかなる種類、額の預金を有しているかは、——日頃

その債務者と取引のある債権者は別として——容易に窺い知れない事柄だからである。

(ロ) 預金を発見・把握したとして、次に、差押えに当たって、どれだけ正確にその預金——支店名、預金の種類・額——を特定するか、が問題になる（「差押えにおける預金の特定」の問題）。同一の債務者が同一の銀行に対して種類や額を異にする複数の預金債権を有することがしばしばあることを前提とすると、対象たる預金の厳密な特定を要求すれば、債権者に不可能を強いることになり、逆に緩やかな特定で足りるとした場合には、第三債務者をして、どの預金が差し押さえられたか、判断に迷わせることにもなりかねない。そこで、必要かつ十分な程度の預金の特定とは何か、が探求されなければならない。

(ハ) 最後に、預金名義人と債務者の一致・不一致の問題がある。すなわち、一方では、預金名義人と債務者名が一致していても、真に債務者の預金といえるかが争われる場合がある（使途を特定した別段預金や誤振込みの問題）。他方では、名義は異なるが、実は債務者の預金である場合にどうするか、という問題がある（「差押債務者への預金の帰属」の問題）。このような問題の多くは、——誤振込みのように、そもそも預金の成立が問題となる場合を除き——仮名預金や親族・他人名義預金の存在を完全には排除し得ないところから生ずる問題である。

以下、この順序で検討する。

2 差押えの対象としての預金の発見・把握

(1) 責任財産としての預金の優良性

債務者が第三債務者（銀行）に対して有する預金債権は、債務者に対する強制執行の対象として見た場合、不動産・船舶や動産、さらには他の債権と比較して、債権者にとってきわめて確実に魅力的な責任財産である。

不動産・船舶は、一般に価値が高いが、執行手続に時間がかかり、売却が容易でない。動産は、手続は簡易であり、債務者に対する心理的強制の効果はあるが、一般に価値が低く、債権の十分な満足を得られないことが多い。これに対して、債権は、その価値が第三債務者の資力・行動に大きく依存する財産であるが、その中で銀行が第三債務者である預金債権は、第三債務者の資力・行動に一定の安心感があるから、執行の対象としては優良財産である。差し押さえた銀行預金の換価の方法として、転付命令（民事執行法159条）が多用されるのも、他の債権者に対する関係で優先的満足を得つつ、第三債務者の資力不足のリスクを負わなくて済むとの債権者の信頼感からである。

(2) 預金の発見・把握の困難さ

しかし、債権者が差押えの対象として預金を発見し、把握することは必ずしも容易ではない。

そもそも民事執行の歴史は、対象物が何であれ、執行免脱、執行妨害との戦いの歴史でもあった。執行妨害の典型例として不動産競売における占有屋による執行妨害がイメージされ易いが⁽³⁾、究極的な執行妨害は責任財産の隠匿である。この点では、不動産は物理的に隠しようもないが、動産や債権、とくに公示性のない無形の債権は、物理的にも法的にも、隠匿がきわめて容易である。

自己の財産を他人の目に触れないように管理することは、盗難の防止、生命身体の安全確保のために必要なことであるから、それ自体非難すべきことではない。しかし、債権者に返済すべき債務を負う者が、その引当となるべき財産を、自己の物として管理処分する利益を享受しながら、専ら執行逃れのために隠匿する行為は、犯罪である。現行刑法が「強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者」を強制執行妨害(96条の2)として罰するのは、そのためである(第156国会に提出された法律案による本条の改正の試みについては、後述(4)参照)。破産者が同様な行為をすれば、より重い詐欺破産罪(破産法374条1号2号)に該当する。民事執行法も、過酷執行の防止、債務者の最低生活の保障(憲25条1項)のために一定の動産および債権について債権者の差押えを禁止しつつ(民執131条・152条)、これを越えて債務者が勝手に差押免脱財産を作り出すことを禁じている⁽⁴⁾。

しかし、執行逃れのための預金隠しは、一向になくならない。外国銀行における口座開設とそれへの送金(責任財産の国外持ち出し)、ダミー会社名義の預金、親族名義・他人名義・架空名義の預金の設定、預金の分散、預金通帳・預金証書の隠匿等、手段に事欠かないのが現状である。

(3) 他人名義預金の差押えが認められた一事例

最近、他人名義預金の差押えを認めた東京高等裁判所の決定(東京高決平成14年5月10日金法1659号55頁)が話題を呼んでいる⁽⁵⁾。債権者が他人名義の債務者の預金を発見・把握する困難さの一端を示す事案であるので、まずこれを紹介しよう。

事案は次の通りである。債権者X社は、債務者Y社(代表者P)に対する債務名義に基づき、A社名義のZ銀行預金につき、右預金はYの預金であるとして、債権差押えを申し立てたところ、原審東京地裁は、Y社に対する債務名義の効力はA社には及ばないとして、申立てを却下した。

Xは、執行抗告を申し立て、本件預金がY社に帰属することを証する事情として、①A社の現在の代表者はQであるが、それ以前はY社代表者PがA社の代表者を務めていたこと、②A社の商業登記簿上の本店所在地は五階建てのテナントビルであるが、ビルの案内板や郵便受けのみならず、どの階を探してもA社の名前は見当たらないこと、③A社の商業登記簿上のA社名義の電

話番号につき、NTTに確認したところ、そのような登録はないとの回答を得たこと、④Y社代表者PとA社代表者Qは、ともにある時期、別のB社の代表者を務めていたことがあること、⑤X社が差押えを申し立てているA社名義の普通預金口座には、平成13年5月18日、3億円が預け入れられているが、この入金、K建設会社がY社に対して不動産売買代金の支払いのために交付したM銀行赤坂支店振出の自己宛小切手によるものであること、⑥当該A名義の普通預金の一部について、T国税局がすでに平成13年11月20日に、Yに帰属するものであることをY自身に確認した上、Yを納税者とする滞納処分としての差押えを行っていること、を挙げた。

東京高裁は、次のように判示して、原決定を取り消し、差押えを容認した。

「債権執行の対象が、およそ外形上債務者の責任財産と認められるものに限られるとすれば、債務者は他人名義で債権を保有することにより、容易に執行の妨害を図ることが可能となることから、外形上債務者の責任財産と認められないものについても、債権執行の対象となることを認める必要性は否定できないところ、不動産については、登記がなされていない場合であっても、債務者の所有に属することを証する文書等を添付することによって、不動産執行の対象となることが明文上認められているところであり（民事執行規則23条2号）、固定資産税の納付証明書等が前記文書に該当するとされている。

また、一般に、債権執行の対象が外形上債務者の責任財産と認められる場合には、執行裁判所は、同債権が真に債務者の責任財産に属するかどうかを厳密に審査することなく、債権執行手続を適法に開始しうるものと解されているが、このように解されているのは、執行裁判所が債権執行にあたって、前記のような厳密な審査をしなければならぬとすれば、迅速性が損なわれることとなり、債権者を害することとなるためというべきである。

そうであれば、債権執行の対象が外形上債務者の責任財産とは認められない場合であっても、債権者が迅速性が損なわれることを甘受した上で、前記債権が真実は債務者の責任財産に帰属することを証明した場合については、執行裁判所は、適法に執行手続を開始しうるものと解される。」

本件認定の各事実によれば、「A社は、Yの代表者であるPが経営していたペーパーカンパニーであり、YがA社名義の上記預金口座にK建設会社から不動産売買代金の支払のために受領した額面3億円の上記小切手を入金したのは、債権者からの執行を免れる目的で自己の支配下にある上記預金口座を利用したものにほかならず、同預金に係る債権はYに帰属するものと認めるのが相当である。」と。

以上の通り、この事例は、外形上は債務者の責任財産といえない預金——他人名義預金——を債務者の預金として差し押さえることがいかに困難かを物語るものである。この事件では、たまたま国税局がすでにその預金を債務者の預金と認定して滞納処分を行っていたという事実があ

り⁽⁶⁾、それを証明できたことが決め手になったが、債権者がいつでもそのような僥倖に恵まれるわけではない。

(4) 民事執行法改正による「財産開示手続」の創設

それでは、債権者は債務者の預金をどのようにして発見・把握するのか。実は、預金に限らず、債務者の責任財産の発見・把握については、これまで何の法律的な手段もなく、事実上の問題として放置されてきた。

債務者がその責任財産として「どのような債権を、誰に対してもっているか」は、いくつかの典型的な場合——サラリーマンが勤務先に対して貸金債権を、下請企業が親会社に対して下請債権をもっている等——を除き、外部の差押債権者からは容易に判断ができないのが通常である。ただ、その中では、預金は、その債務者が銀行に限られること、内容が定型的事であること、通常人なら普通誰でももっている債権であることから、発見・把握が比較的容易な財産であるといえよう。不法行為に基づく債権者ならともかく、取引上の債権者ならば、日頃の取引を通じて、債務者の取引銀行やその店舗の見当をつけることは必ずしも困難ではない。最近ではホームページで自社の取引銀行名を開示する企業も見受けられる。その銀行、その支店に債務者の預金があるか、どのような種類・額の預金か、他の優先権の対象になっていないかまでは、外部からは判断ができないとしても、取引銀行と店舗が分かれば、そこに債務者の預金があると推定できるから、あとは次に述べるような実務上工夫された方法で預金を特定し、差押えを取行することができるのである。

しかし、それも債務者が意図的に預金隠しをしなかった場合である。債務者が執行逃れを意図して責任財産を隠匿した場合については、それが刑法上犯罪になることは別として、今日まで執行法上打つ手がなく、悪質な債務者の奸策を許してきた。そうした反省から、政府は、先の通常国会（第156国会）に「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」案および「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律」案を提出して、この問題に手を打つことにしたのである。

前者の法案は、平成15年8月1日に、一部修正はあったものの、法律として成立した。「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」である（平成15年法134号）。この法律による民事執行法の改正は、保全処分強化（民執55条・55条の2・68条の2・77条・187条）、内覧制度の創設（64条の2）、不動産引渡命令の相手方の拡大（83条の2）、間接強制の適用範囲の拡大（173条）など、実務的にも理論的にも重要な事項を含んでいるが、本稿との関係で最も重要な改正は、民事執行法に新たに第4章として「財産開示手続」を設けたことである。

その内容は、次の通りである。債務名義を有する金銭債権者は、強制執行が不奏功に終わったとき、または債務者の判明財産だけではその金銭債権の満足が得られないときは、執行裁判所に對し、債務者の財産開示を申し立てることができ、財産開示を命じられた債務者は、財産開示期日に出頭して宣誓の上、自己の財産について陳述しなければならない、正当な理由のない不出頭・宣誓拒否・陳述拒否および虚偽陳述につき30万円以下の過料に処するというものである(196条ないし203条、206条)。民事執行規則183条は、さらに債務者が財産開示期日前に財産目録を提出し、債権者がこれを閲覧できる手続を明定した(平成16年4月1日施行)。この改正によって、日本も、ようやく諸外国並みに、債務者自身にその財産状況を陳述させる手続を民事執行制度の一環としてもつことになったわけであり、債権者を悩ましてきた債務者の責任財産の発見・把握の困難性は、多少とも軽減されるはずである。

後者、「犯罪の国際化及び組織化に對処するための刑法等の一部を改正する法律」案は、衆議院に付託されたものの、成立するに至らなかった(継続審議)。内容は、現行刑法「第2編第4章」の強制執行の妨害等に関する封印等破棄(96条)、強制執行妨害(96条の2)、競売等妨害(96条の3)の罰則の引き上げを図るとともに、強制執行妨害に関して罰すべき行為のきめ細かな態様や、行為者の相手方の処罰、報酬を得て行う場合の加重処罰を定めるものである。

3 差押えにおける預金の特定

(1) 被差押債権の特定に関する原則

被差押債権の特定は、債務者および第三債務者が、債務者の第三債務者に対するどの債権が差し押さえられたかを、容易に認識できる程度に行うことを要し、かつそれで足りる。どの債権が差し押さえられたかを調査するために債務者や第三債務者に過度の負担(時間や手数)をかける場合には、特定を欠くと解すべきである。

民事執行規則133条は、債権執行の申立書には、第三債務者を表示し、「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合にあっては、その範囲」を記載しなければならない、と規定する。このうち「差し押さえるべき債権の種類」の記載は、それが差押禁止債権(民執152条、恩給法11条、健康保険法61条、労働基準法83条2項、雇用保険法11条等)でないこと(または、差押えが許されている部分であること)を示すために常に必要であるが、「債権の額」の記載は、「債権を特定するに足りる事項」の例示であり、必ずしも必要ではない。厳格にこれを要求することは差押債権者に不可能を強いることになるし、債務者と第三債務者の間にその種類の債権が一つしかないときには、特定としてそれで十分であるからである。

このように、被差押債権の特定は当該事案との関係における相対的なものであり、それから離れて差押命令(その申立書)それ自体での、あらゆる事態を想定した絶対的特定を要求するものではない。したがって、同じ文言の差押命令でも、事案との関係で、被差押債権の特定として十分な場合と、同じような債権が他にもあるために特定として不十分な場合——結果として差押えが無効な場合——がありうるわけである。そこで、差押命令の申立てを受けた執行裁判所としては、その債権の種類からみて典型的にその記載事項だけでは特定に欠けると判断したときは、差押命令が無効になる事態を避けるため、補正を命ずるべきである。

さて、被差押債権の特定という視点から見ると、預金債権は他の債権——例えば、工事請負代金債権、給料債権——と異なる特徴を持っている。第1に、債務者の預金は銀行の多数の店舗(支店)のうち特定の店舗に対するものであること、第2に、債務者は複数の種類または口数の預金を有している可能性があることである。

このことから、預金に対する差押命令の申立ておよびそれを受けてする差押命令の発令に当たって、第1に、銀行の店舗の特定が必要か、第2に、預金の種類または額の特定をどうするか、という問題が出てくる。第1の問題は、差押命令の送達名宛人(送達場所)とも関係してくる(民執145条3項4項参照)。以下、この順に考察する。

(2) 取扱店舗の特定

差押命令(したがって、その申立て)において、債務者の預金のある店舗まで特定しなければならないか。この問題は、銀行名だけを特定し、本店に差押命令を送達するのでは足りないか、また、表示した店舗が間違っていた場合にはその差押えは無効か、という問題と裏腹の関係にある。また、複数の店舗を順位的に表示し、本店または当該複数店舗に差押命令を送達する方式は許されるか、という問題にも発展する。

① 学説および実務

この問題につき、通説および実務は、銀行預金は、同一の銀行に対する同種の預金であっても、取扱店舗が異なれば別個の債権と解されていることから、取扱店舗名の記載は不可欠(これを欠いた差押命令の申立ては不適法)であり、送達もその支店に対してすべきである、としている⁽⁷⁾。これに対して、法人格の同一性を理由に、「差押命令に第三債務者としての本店の記載がある以上、取扱支店名を欠いたとしても、預金債権の特定に欠けるものとはいえないし、また、支店の預金者に対し、本店を第三債務者とした差押命令が本店に送達された場合でも、当該差押えは有効であると解せざるをえない」とする少数説がある⁽⁸⁾。

思うに、預金取引が店舗単位で種別ごとに行われている現状を前提とすれば、預金債権は、法人格として同一の銀行に対する預金であっても、店舗ごとに(さらに種類ごと、およ

び定期預金のような場合には、設定日ごとに)別個の債権であると解さざるをえず、通説・実務の見解が正当であると考え。その場合に差押命令の送達場所を従来その取扱店舗としてきたのは、それが第三債務者にとっても便宜であるからであって、民事訴訟法における送達場所の考え方(民訴103条)からすれば、本店に宛てた送達を不適法とする理由はない(9)。

問題は、取扱店舗を異にする二つ以上の預金を同時に押さえる場合にどう表示するか、である。少数説の見解は、支店名を欠く差押命令を、預金者がその銀行に対して有している「すべての預金債権」を差し押さえるものと見て、その有効性を主張しているのかもしれない。しかし、それならば次に述べるように支店に順序をつけて特定する等の工夫が必要であろう。

② 最近の二つの東京高裁決定

この点に関し、近時、東京高等裁判所の二つの決定が注目を呼んでいるので、これを紹介しよう。

(イ) 東京高決平成5年4月16日高民集46巻1号27頁では、差押命令の申立てにおける「第三債務者の複数の支店に債務者の預金が存するときは、支店番号の若い支店から順次」という店舗の特定が問題となった(10)。

執行裁判所は、被差押債権の特定を欠くとして申立てを却下し、東京高裁も、それに対する執行抗告を次のように述べて却下した。

「ところで、この債権を特定するための要素として、当該債権の当事者(執行債務者と第三債務者)、債権の種類(給付内容)を掲記することが必要であることはいうまでもない。問題は、それ以外の要素、殊に当該債権の発生原因及びその日付、第三債務者が支店を置いている場合における取扱本支店(以下「取扱店舗」という。)等の具体的な事項まで明示することを要するか否かである。申立人にこれらの事項を詳細に掲記させることが望ましいには違いないけれども、当該法律関係の当事者でない執行債権者には確知できない事項もあるから、過度にこれを要求すると、実質上強制執行が不可能ということにもなりかねないし、表示された事項と実際とが微妙に食い違っていた場合における差押えの有効性の判断に困難を来すことも考えられるところである。また、強制執行は、関係人の権利・利益に配慮しながら、適正かつ迅速に行うべきものであるから、関係人にどの程度の負担をかけるのが相当かという観点も無視できない。そこで、一般的には、差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、しかも、第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に明確に表示されることを要するものといえることができる。

これを本件で問題となっている預金債権についてみると、まず金融機関は顧客の信用保

持のため預金の有無及び内容を第三者に公表することはないのが一般であるから、預金債権の発生原因及びその日付の表示を常に要求するのは相当でない。しかしながら、預金債権の所在場所(取扱店舗)の表示については、金融機関は、法人格としては単一であるとしても、実際の取引は本支店ごとにある程度独立して行っているという実態(したがって、預金債権は口座を開設した店舗ごとに別個のものとなる。)に即して考察し、かつ、取扱店舗が表示されない差押命令の送達を受けた金融機関においては該当預金を探索するのに相当の時間と手間が掛かるのに対し、執行債権者は自ら強制執行を申し立てて権利の実現を図ろうとする以上多少の困難が伴っても申し立てに先立って取扱店舗を調査する程度の負担を負わせられてもやむを得ない立場にあることをも併せ考慮すると、債権執行の申立書において預金債権の取扱店舗を具体的に表示することを要求しても不当ではないというべきである。

右の点に関し、抗告人は、金融機関においては預金債権をコンピューター管理しているので、該当預金の探索にさほどの手間はかからないはずであると主張するが、むしろ金融関係者が取扱店舗を明示しない差押命令が送達された場合の対応の困難さを指摘している文献も少なくないのであり、これを排斥して抗告人の右主張を認めるに足りる証拠はない。

(中略)

なお、抗告人は、順序を付した上で幾つかの支店を列挙した場合と全部の本支店を表示した場合とを区別すべき理由がない旨主張する。

確かに、調査能力に限界のある執行債権者としては取扱店舗を一つに絞って確定することには困難を伴うことも考えられないではなく、このような場合にまで預金債権の所在場所を唯一の店舗に絞るように要求するのは相当ではない。したがって、預金債権が存する可能性のある本支店を幾つか列挙することも許されないわけではない。しかしながら、その場合でも、差押命令の送達を受けた金融機関の負担を考慮するとおのずから限度があり、少なくとも本件のように「第三債務者における支店番号の若い支店から順次充当」といった記載で特定性を充たすと解することは困難である。」と。

長い引用になったが、本件について一言コメントを加えれば、判旨は問題の本質を言い尽くしている。本件執行債権者の申立書の記載に従って取扱店舗がどこか探せと言われれば、できないことはない。その意味で申立書の記載で取扱店舗は理論上特定されている。しかし、債権執行における被差押債権の特定、その一分枝としての取扱店舗の特定を必要とする趣旨は、申立書(ないし差押命令)それ自体における理論的絶対的特定を求めているのではなく、債務者および第三債務者がその差押命令を見てどの債権が差し押さえられ

たかを實際上容易に、すなわち格別の時間や手数をかけずに判断しうるためであるから(前述)、国内に何十、何百とある支店を「支店番号の若い順から」と指定するだけでは不十分だといわれてもやむを得まい。

しかし、本件判旨は含みを残した。傍論ではあるが、唯一の店舗に絞るように要求することは相当でなく、本支店のいくつかを列挙することは許される、と判示した点である(なお書きの部分)。これが次に紹介する事件のヒントになった。

(ロ) 東京高決平成8年9月25日判時1585号32頁では、債権者は同一銀行の三つの支店に順位をつけた差押命令の申立てをした。執行裁判所が被差押債権の特定を欠くとしたのに対して、抗告審たる東京高裁は、原決定を取り消して、次のようにいう。

「4 原決定は、「第三債務者たる銀行としては、挙げられた各支店間で直ちに緊密な連絡を取って差押えの効力の及んでいる預金債権の範囲を確定する必要があり、しかも、銀行預金取引の迅速性・大量性に鑑みれば、瞬時にこうした判断を行うことが要請され、第三債務者たる銀行に不当に多大な負担を掛けることになる」としているが、確かに、預金債権差押えの効力は第三債務者である銀行に送達された時点でそのとき存在する預金について及ぶから、銀行としては、速やかに差押債権を特定してその支払を停止するとともに、それ以外の債権について支払請求があった場合にはその支払に応じる義務がある。したがって、膨大な数の預金債権を扱っている銀行に対し、過大な負担をかけるような差押債権の表示は前記の趣旨から、特定が不十分といわざるを得ない。

そして、調査嘱託の結果によれば、第三債務者である銀行の顧客管理は、各取引店舗ごとに行われており、差押債権の有無は各取引店舗ごとに確認する必要があること、差押命令の送達を受けてから差押えに伴う処理は、三〇分から四五分くらい、少なくとも一時間以内には完了すること、差押債権が複数の取扱店舗にまたがる場合には、該当店舗間で連絡を取り合い処理する必要があるので相当の時間が必要であること、全店舗を対象とする場合は、更に相当の日数を要する可能性があることが認められる。したがって、銀行においては各取扱店舗ごとに債権差押えに関する処理をせざるを得ないことを前提として、債権の特定性を検討する必要があるが、仮に第三債務者である銀行の本店に差押命令が送達された場合(複数の取扱店舗にまたがる債権の差押命令を送達する場合には、送達による混乱を避けるためにも、原則として、本来的な送達場所である本店所在地宛にされることが望ましいといえよう。)には、該当する取扱店舗全部に速やかに連絡を取り、並行して該当預金を探索すれば、差押えに伴う処理に要する時間は相当程度減縮され、取扱店舗数に比例して増加するものとまではいえない。

また、執行債務者としては、預金債権を差し押えられると、その支払いが受けられない

とともに、銀行取引約定等による不利益や手形の不渡り等を受ける可能性があるから、できるだけ速やかに債権執行が完了して、差押債権が確定される必要がある。

しかしながら、執行債権者としては、自己の権利実現を図るために強制執行を申し立てる以上、できる限り調査して、取扱店舗を特定する努力をすべきではあるとはいえ、執行債権者としても調査能力に限界があるから、取扱店舗を一つに絞ることは困難を伴うことも十分考えられ、複数の取扱店舗に同時に債権の差押命令をなす必要性にも十分配慮する必要がある。

5 以上の諸事情を考慮するに、第三債務者が差押命令の送達を受けながら、当日中にその処理を完了できないような差押債権の表示は、前記特定に関する要件を満たしているか問題であるが、本件申立てのように三店舗を列挙する程度であれば、差押命令受領後、当日中の相当時間内に処理することが可能と認められ、特定の取扱店舗のみの債権の差押えに関する事務処理と大差のない程度の負担で処理できると考えられるので、第三債務者である銀行に過度の負担をかけるものとはいえないというべきである。よって、本件差押命令の申立ては差押債権が特定されていると解するのが相当である。」と。

本件判旨は、調査嘱託の結果を引用しているのでより説得力があり、今後複数の店舗にまたがる預金の差押えを容易にするであろう。いくつかの点についてコメントする。①差押えの対象とする店舗数は、三店舗までならよく四店舗以上は不可というのではあるまい。判旨も「三店舗を列挙する程度であれば」と含みを残している。要は、当日中の相当時間内に処理することができる数店舗ということであろう。この点は、第三債務者たる銀行の預金管理能力と相関すると考えられる。

②本件では、まず取扱店舗の順序づけをしたうえで、次に預金の種類の順序づけをしたものようである。これに対して、まず預金の種類について順序をつけた後、同種の預金が複数店舗にある場合に備えて店舗の順位づけをすることはどうであろうか。第三債務者にとって煩瑣にすぎ、否定すべきであると思う。

③複数店舗の預金を差し押さえる場合に、差押命令をどこに送達すべきか、が問題になる。考え方としては、[A] 当該各店舗に送達する、[B] 本店に送達する、[C] 本店および当該各店舗に送達する、という三通りであろう。[A] は、預金取引は店舗ごとに独立しているとの従来の考え方の延長線上にあるが、差押命令の送達日時が店舗ごとに異なった場合に、効力の発生はいつか、という問題がある（民執145条4項参照）。三店舗の預金を独立に差し押さえる場合ならば、送達日時が異なっても、当該店舗に送達された時に当該店舗の預金が取立て禁止・払戻し禁止になったと考えてよいが、本件のように店舗に順位を付している場合には、この考え方でいくと複雑な問題が生ずる。本件原審は、

この点の懸念を一つの理由として、申立てを却下したようである。これに対して、抗告人は、一支店に差押命令が送達されればオンラインシステムで対象とされた預金の支払いを停止できるから、いずれかの店舗に最初に送達された時点で三店舗の預金につき差押えの効力が発生する、と主張する。[B]は、本件判旨のとり考え方である。判旨は、「複数店舗にまたがる債権の差押命令を送達する場合には、送達による混乱を避けるためにも、原則として、本来的な送達場所である本店所在地宛にされることが望ましい」という。本店が本来的な送達場所であることは疑いがないし、本店だけですめば送達費用もそれだけ安く済む。しかし、当該店舗にそれぞれ送達するのは、当該店舗が確実に差押えの事実を確知するための債権者の配慮であり、[C]を否定すべきではない。問題は、[C]の場合に差押えの効力の発生時点をいつと解するかであるが、本店が本来の送達場所であることから、本店に送達された時と解するのが相当であろう。それでは[A]の方法は送達として無効かと言えば、そうではなく、これも有効であり、この場合には、いずれかの店舗に最初に送達された時に効力が生ずると解すべきであろう。

(3) 預金の種類・額の特定

民事執行規則133条2項により債権執行の申立書に記載することが要求されている「差し押さえるべき債権の種類及び額」のうち、「債権の種類」は、常に必要であるが、「債権の額」の記載は、「債権を特定するに足りる事項」の例示であり、必ずしも必要ではない(前述、3(1)参照)。この場合の「債権の種類」とは、預金の場合には、「預金債権であること」がそれに当たり、預金のうちいかなる種類か——普通預金か定期預金か等——は、「債権の額」と並んで「債権を特定するに足りる事項」の一例と見るべきである。

このように解したとしても、執行債権者は、通常——債務者が特定銀行の特定支店と取引があり、そこに預金があることまでは察知できても——、債務者の有する預金の種類を知ることではできず、ましてその額まで正確に知ることは不可能である。かくて実務上、次の例のような預金の特定の方法が工夫されてきた⁽¹¹⁾。

第1例は、判例などでよく見かける、ごく一般的に行われている預金の特定方法である。第2例は、既発生利息も差押えの対象とすることを明示するとともに、先行差押えの対象となっている預金を対象から除外するものである。第3例は、差押えの順序を、預金の種類のほか、先行差押えの有無、数口の同種預金の間では弁済期・金額・口座番号によって、事細かに特定するものである。通常の場合は第1例または第2例程度の記載で事足りるであろうが、債務者に対する他の債権者からの差押えが予想されたり、債務者が多くの種類・口数の預金をもっていたりするような場合には、第3例のような特定が必要となろう。いずれにしても、このような順序を付した

概括的記載による被差押債権の特定が許されるようになった結果、今日では預金の種類・額の特定の困難性は克服されたと言ってよい。

第1例

金 円

但し、債務者の第三債務者に対して有する定期預金・定期積金・普通預金・当座預金……の払戻請求権にして右記載の順序により頭書金額に達するまで。

第2例

金 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入れ日から平成 年 月 日までの間既に発生した利息債権のうち他より差押・仮差押のなきものから、また下記順序によりかつ同種の債権については口座番号の若いものから頭書金額に満つるまで。

記

普通預金
当座預金
通知預金
定期預金

第3例

1 差押の目的及び限度

債務者が第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する預金債権金〇〇円

2 差押の順序

(1) 数種または数口の預金のうち、先行の差押・仮差押のある預金があるときは、次の順序による。

(イ) 先行の差押・仮差押のないもの

(ロ) 先行の差押・仮差押のあるもの

(2) 数種の預金があるときは、次の順序による。

(イ) 普通預金

(ロ) 通知預金

(ハ) 当座預金

(二) 定期預金

(ホ) 定期積金

(ヘ) 別段預金

(2) 同種の預金が数口あるときは、次の順序による。

(イ) 弁済期の早いもの

(ロ) 金額の多いもの

(ハ) 口座番号の若いもの

4 預金の執行債務者への帰属

(1) 民事執行法における外観主義と預金の実質的帰属者

① 責任財産に関する外観主義

強制執行の実施に際して、執行機関は、その対象が債務者の責任財産に属することを調査しなければならないが、民事執行法は、対象財産が債務者の責任財産に属する一応の外観があれば、それに基づいて適法に強制執行を開始しようとしている（外観主義）。

金銭執行についていえば、不動産執行では債務者名義の登記（民執規23条）、動産執行では債務者の占有（民執123条）、債権執行ではその債権が債務者に属する旨の執行申立書の記載（民執規21条3号・133条）があれば、原則としてそれが債務者の責任財産に属するとして執行することができるのである。

民事執行における外観主義の根拠は何か。執行債権者はすでに債務名義を有するから、債権者が債務者に対して債権を有していることは証明済みであるが、被差押債権が債務者の責任財産であることは証明されていない。しかし、執行に当たってその厳格な判断を執行機関に委ねるのは、執行機関の性格から見て適当ではないので、外観が一致すれば一応それを債務者の責任財産と認めることとし、もし真実との不一致によって第三者の権利が害されるときは、その第三者のイニシアティブによって事後的に救済を図るものとしたのである（民執38条）。

② 外観主義と預金の実質的帰属者との乖離

執行債務者に対する債権差押命令が、執行債務者がその名義で有していた預金を対象に発せられたときは、外観主義に基づく責任財産の帰属主体と預金の実質的帰属者とは一致し、特別の問題を生じない。

これに対して、この両者が乖離する二つの局面の取扱いが問題となる。すなわち、第1は、債務者に帰属する預金が債務者以外の名義(他人名義)で存在した場合に、債権者はこれに対して差押えが可能か、どのように差押えをするか、である。第2は、その逆に、債務者の名義になっているが実は他人の預金であるものに対して、債権者からする差押えがなされた場合に真の預金者の救済の方法いかんである。ここではこの問題を扱うが、その前に、債権差押えの流れ、とくに第三債務者の陳述の制度を見ておこう。

(2) 被差押債権の責任財産帰属性の調査

債権に対する差押命令の申立てを受けた執行裁判所は、目的債権が差押禁止債権でないかどうかを調査するが、目的債権の存否や債務者帰属性については、外観主義に従い、申立書の記載通りにそれが存在し、債務者に帰属するものとして、差押えの許否を決定する。執行裁判所としては、それ以上の調査の必要はないし、債務者および第三債務者の審尋もしない(民執145条2項)。審尋をしないのは、それによって執行を察知した債務者や第三債務者による目的債権の処分を防ぐためである。

このように外観主義による差押えが許されていることは、差押債権者にとっては、執行債務者が第三債務者に対してそのような債権を有していると主張するだけで差押えが可能であることを意味し、一面では便利であるが、他面では、差押え後も被差押債権が真に存在するか否か、差押えは有効であるかについての不安に付きまといられることになる。

そこで、差押債権者は、差押命令とともに送達される書面によって、第三債務者に被差押債権の存否、その種類・額、弁済の意思の有無・理由、被差押債権に対する他の優先権の有無、他の債権者による差押え・仮差押え・滞納処分の執行の有無、等につき、情報の提供を求めることができることとされている。これが第三債務者の陳述の催告という制度である(民執147条、民執規135条)。つまり、第三債務者の陳述の催告は、事前審尋なしに行う債権執行の不確実性を、事後に第三債務者から情報の提供を受けて修正するためのものである。

とくに預金債権の差押えにとっては、第三債務者の陳述の催告は、差押えの実効性を高める極めて重要な手段である。なぜなら、銀行預金の特性——取扱店舗や預金の種類があること——からして、差押命令に表示された預金債権がその通りに存在する可能性が必ずしも高くなく、差押債権者は、第三債務者の陳述によって初めて被差押債権の存否や差押命令の効力の有無を確信し、爾後の行動の指針を得ることができるからである。

(3) 債務者の他人名義預金の差押え

ここで被差押債権の債務者帰属性の問題に戻ろう。その第1は、他人名義預金の差押えの問題

であった。他人名義預金とは、債務者の預金(出捐者が債務者)であって、その名義が債務者とは異なる別人の名義になっているものである。これには、架空名義や実在する他人名義(親族や子ども名義、別会社、ペーパーカンパニー名義)の場合はもちろん、本人の通称(旧姓・ペンネーム・芸名等)である場合も含む。

① 差押えの可能性

債務者にこのような預金があることを発見したとしても、債権者は、そのままではその債権を押さえることができない。なぜなら、債務名義上の執行債務者と預金名義人が異なり、その預金が執行債務者の責任財産であることが外観上明らかでないからである。

それではどうしたらよいか。外観主義とは、債務者の責任財産らしい外観があればそれ以上の審査なしにそれを責任財産と認めて執行しうる主義であり、外観が備わらない場合に一切の差押えを許さない主義ではない。さもなければ、債務者は預金を他人名義にすることによって容易に執行逃れをすることができることになってしまう。そこで、他人名義預金の場合には、債権者が、それが債務者の責任財産に属する預金であることを証明すれば、執行裁判所は、差押命令を発してよいとしなければならない。

ここでもう一度、他人名義預金の差押えを認めた平成14年5月10日の東京高裁判決の判旨を確認しておこう(前述、2(3)参照)。「債権執行の対象が、およそ外形上債務者の責任財産と認められるものに限られるとすれば、債務者は他人名義で債権を保有することにより、容易に、執行の妨害を図ることが可能となることから、外形上債務者の責任財産と認められないものについても、債権執行の対象となることを認める必要性は否定できない。」「一般に、債権執行の対象が外形上債務者の責任財産と認められる場合には、執行裁判所は、同債権が真に債務者の責任財産に属するかどうかを厳密に審査することなく、債権執行手続を適法に開始しうるものと解されているが、このように解されているのは、執行裁判所が債権執行にあたって、前記のような厳密な審査をしなければならないとすれば、迅速性が損なわれることとなり、債権者を害することとなるためというべきである。」「そうであれば、債権執行の対象が外形上債務者の責任財産とは認められない場合であっても、債権者の迅速性が損なわれることを甘受した上で、前記債権が真実は債務者の責任財産に帰属することを証明した場合については、執行裁判所は、適法に執行手続を開始しうるものと解される。」

② 差押えの手続

債務者の他人名義預金を差し押さえようという場合には、「Y(債務者)がZ名義で有している預金を差し押さえる」旨の差押命令を申し立て、ZがYと同一人であることまたはZ名義の預金がYのものであることを証明する資料を添付すべきである。資料としては、ZがYと同一であることを示す戸籍謄本、学校の同窓会等の名簿、YがZの名で活動しているこ

とを示す印刷物(旧姓や通称の場合)、YとZとの関係を示す戸籍謄本、YまたはZが会社ならその商業登記簿謄本、パンフレット、住所・役員・資本関係を示す資料(架空名義、他人名義の場合)等が考えられる。

執行裁判所は、場合によっては、債権者を審尋することも可能である。

③ 預金者の確定

このようにして差押えがなされた場合に、第三債務者がその差押えを容認しえないときは、前述の陳述の制度によって弁済の意思がないことを表明すればよい。供託をすることもできる(民執156条)。これに対して債権者のとりうる選択肢は、①その預金の取立てを諦める(申立ての取下げ)か、②あくまでも取り立てるために取立訴訟(民執155条)を提起するか、③転付命令(民執159条)をかけて転付金請求訴訟を起こすか、の三つである。このように第三債務者との間で訴訟になれば、それが債務者の預金であることの証明責任は差押債権者が負担することになる。この訴訟に預金者は補助参加(民訴42条)できる。預金者が債務者であることが確定すれば、銀行はもちろんのこと、預金者もその結果を甘受しなければならぬ(民訴115条1項1号・4号参照)。それが債務者の預金でないことが確定すれば、差押命令は遡って無効になる。

このような差押えに対して名義人Zがその預金が自己のもの(Zが出捐者)であることを主張するときは、次の(4)と同様、第三者異議の訴え(民執38条)によるべきである。

(4) 真の預金者が別にいる場合の救済

第2の問題は、債権者が債務者名義の預金を差し押さえたが、その預金は第三者のもの(第三者が出捐者)であった場合に、その第三者の救済はどのように図られるか、である。

この場合の差押えは、債務者名義の預金を債務者の債権者が差し押さえたのであるから、執行法上はもとより適法である。しかし、預金口座の名義人が債務者になっているだけで、真の預金者(出捐者)は別人だとすれば、その差押えは、実体法上正当とはいえない。これは、(3)で述べた他人名義でも債務者の預金であれば差押えができることと裏腹の事柄である。そこで、その救済が必要になるが、それには第三者がイニシアティブをとって第三者異議の訴え(民執38条)を起こす必要がある。この訴訟で、その預金が真実別人のものであることが確定すれば、差押命令は遡って無効になる。

問題は、その預金が第三者のものであることを銀行が知っていた場合、さらには、それが第三者の預金であることに銀行が固有の利益をもつ場合(担保済みなど)に、銀行が差押えに対して固有の対抗手段をもちうるか、である。

銀行が第三者に代わって第三者異議の訴えを起こすことはできない。銀行は単なる受寄者で

あって、物の引渡しを妨げる権利（民執38条1項）を有するわけではないからである。また、差押命令には手続的瑕疵はないから、執行抗告（民執145条5項）の余地もない。もっとも、前述の第三債務者の陳述の催告に対する回答において、それが第三者の預金であること、したがって弁済しないこと、さらには、銀行がその第三者に対して債権をもっており、その債権と相殺見込み（相殺済み）であると陳述することは可能であり、差押債権者がそれを信じて取立てを諦めれば、一件落着する。しかし、差押債権者が銀行を相手に取立訴訟または転付金請求訴訟が起こした場合には、それが名義人の預金でないことについての証明責任は銀行側にあり、仮に証明に成功しても、今度は通謀虚偽表示の責任（民法94条2項）を追及される可能性があり、いずれにしても銀行にとって分が悪い展開になりそうである。

真の預金者は別人である場合の問題との関係で、誤振込みの問題がある。誤振込みの預金に対して口座名義人の債権者が差し押さえた場合に、振込依頼人が第三者異議の訴えを起こせるか、という問題である。この問題は、真実の預金者が別にいる上述の問題とは、状況が異なる。上述の問題は、預金口座自体が債務者の名義になっているが実は別人の口座であったという場合であるが、誤振込みの問題は、その預金口座は債務者（受取人）のものであり、そこに誤って振込みがなされた場合だからである。最判平成8年4月26日判時1567号89頁は、この問題につき、振込みの原因となる法律関係の有無にかかわらず、受取人の預金として成立するとし、振込依頼人による第三者異議の訴えを斥けた。誤振込み預金を差し押さえた差押債権者には何ら責むべき瑕疵はないから、振込依頼人と受取人との間の不当利得の問題として解決すべきであり、この結論は正当であると考える⁽¹²⁾。

〔注〕

- (1) 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻」鈴木祿弥＝竹内昭夫編・金融取引法大系（2）87頁以下〔昭和48年〕、前田庸「預金者の認定」金法1581号〔金融判例100〕14頁等。預金者の認定については、本報告書第1章参照。本稿は、執行債権者の立場から見てそれが執行債務者の預金か、の問題を扱うが、預金者の認定については、出指者が預金者であるという客観説を前提としている。
- (2) 倒産者の預金の帰属をめぐる近時注目されている二つの最高裁判決がある。①最判平成15年2月21日判時1816号47頁（保険代理店が倒産した事例において、代理店が保険料を保険会社へ支払うために専用口座を設けて分別管理していた場合に、その預金に対する保険会社の取戻権の成立を否定）と、②最判平成14年1月1日金法1645号51頁（公共工事の請負業者の倒産事例において、請負業者が地方公共団体から支払いを受けた前払金が預金の形で分別管理され、工事の必要経費以外の支払いに充当されない仕組みになって

いた場合に、預金の破産財団への帰属を否定)である。いずれも倒産の局面の問題であり、本稿では、扱わない。これについては、本報告書第2章参照。また、預金と共同相続の関係の問題については、第3章参照。

- (3) 宮部みゆき著「理由」(平成8年朝日新聞夕刊の連載小説)は、執行妨害を発端とする殺人事件を扱っている。
- (4) 最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁は、譲渡禁止特約のある債権(預金)に対しても転付命令が許されると判示するが、その理由中で私人による差押禁止財産の作出が許されない所以を述べる。
- (5) 本件につき、上野隆司「他人名義の預金債権の差押え」金法1670号4頁参照。
- (6) 民事執行は、後に述べるように外観主義をとっているのに対して、滞納処分では、他人名義、架空名義で預金してあっても、真の預金者に対する滞納処分としてその預金を差し押さえることができるとされている(国税庁昭和41年8月22日長官通達・国税徴収法基本通達62条12参照)。
- (7) 吉原省三「銀行預金に対する差押え」鈴木=三ヶ月編・新実務民事訴訟法講座12巻378頁(昭和59年)、鈴木=三ヶ月編・注解民事執行法(4)388頁[稲葉威雄](昭和60年)、深沢利一・民事執行の実務(中)[三訂版]414頁(平成9年)、等。
- (8) 塩崎勤「差押えと預金の特定」藤林=石井編・判例先例金融取引法[新訂版]53頁(昭和63年)。澤井種雄「預金の差押と債権の特定」金法689号[金融法務100講]24頁は、預金の存在場所の表示は必ずしも一か所に限定すべきでなく、「A支店またはB支店」と表示し、右二か所に同時に送達することを許すべきであるが、三店舗以上、いわんやすべての店舗という表示は許されない、という。

なお、支店の預金者に対し、本店を第三債務者とする差押命令を本店に送達した場合にも、当該差押えは有効であると判示したものとして、東京控判昭和9年11月30日新聞3806号13頁がある。

- (9) 前(7)参照。
- (10) 本件申立書における被差押債権の表示は、次の通りである。「金77万0723円。但し、債務者の第三債務者に対して有する当座預金、普通預金、定期預金、通知預金、別段預金のうち、右記載の順序により、同種の預金債権については口座番号の若いものから順次充当し、第三債務者方の複数の支店に債務者の預金が存するときは、第三債務者における支店番号の若い支店から順次充当し、頭書金額に満つるまで。但し、右各預金のうち、他の債権者より差押のないものを右各順序に従い順次充当し、これらをもって頭書金額に満たない場合、他の債権者より差押のあるものについて右各順序に従い順次充当する。」

(11)第1例および第3例は、執行事件実務研究会編・債権不動産執行の実務50頁（昭和53年）に出ている書式（第1例は大阪地裁、第3例は昭和54年以降の東京地裁の記載要領とのことである）、第2例は、深沢利一・民事執行の実務（中）〔三訂版〕416頁（平成9年）から借用した。

(12)誤振込みの問題については、本報告書第5章参照。

金融法務研究会第2分科会検討経緯

第16回（平成14年6月3日）

預金の帰属について（事務局）

第17回（平成14年7月1日）

- ・ 預金者の認定について（野村豊弘委員）
- ・ 預金者の認定をめぐる問題（信託型）（能見善久主査）

第18回（平成14年9月30日）

- ・ 預金の帰属をめぐる手続法上の問題（青山善充委員）
- ・ 団体型又は複数名義の預金の帰属（中田裕康委員）

第19回（平成14年11月29日）

- ・ 預金の帰属－譲渡性預金、貸付信託（山下友信委員）
- ・ いわゆる誤振込みによる預金の帰属等について（岩原紳作委員）

第20回（平成15年2月13日）

- ・ 報告書の検討
- ・ 盗難通帳による預金払戻について（事務局・オブザーバー）

会合の回は、平成11年からの通番。

以 上

金融法務研究会委員

座 長 前 田 庸 学習院大学名誉教授

運営委員 青 山 善 充 成蹊大学法学部教授

運営委員 能 見 善 久 東京大学法学部教授
(第2分科会主査)

運営委員 岩 原 紳 作 東京大学法学部教授
(第1分科会主査)

委 員 前 田 重 行 筑波大学大学院教授

野 村 豊 弘 学習院大学法学部教授

中 田 裕 康 一橋大学法学部教授

山 下 友 信 東京大学法学部教授

神 田 秀 樹 東京大学法学部教授

山 田 誠 一 神戸大学法学部教授

(平成15年10月現在)

金融法務研究会第2分科会委員

座長	前田 庸	学習院大学名誉教授
主査	能見 善久	東京大学法学部教授
委員	青山 善充	成蹊大学法学部教授
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授
	中田 裕康	一橋大学法学部教授
	岩原 紳作	東京大学法学部教授
	山下 友信	東京大学法学部教授
	山田 誠一	神戸大学法学部教授 (第18回～)
オブザーバー	関口 功	UFJ銀行コンプライアンス統括部法務室調査役
	林 浩成	UFJ銀行コンプライアンス統括部法務室調査役
事務局	杉本 俊紀	全国銀行協会金融調査部長 (現金融調査部図書館長)

※本報告書のテーマ検討期間における検討メンバー。

金融法務研究会報告書一覧

1. 各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説— (1996. 2)
2. 各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ— (1999. 3)
3. チェック・トランケーションにおける法律問題について (2000. 4)
4. 消費者との銀行取引における法律問題について (2002. 3)
5. 金融機関のグループ化と守秘義務 (2002. 3)
6. 金融取引における「利息」概念についての検討 (2002. 3)
7. チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証 (2002. 10)

金融法務研究会事務局

〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1
全国銀行協会（金融調査部）
電話 東京(03)3216-3761（代）